と認められるとき。

二　第四十六条第四項（猶予税額の分納）の規定により分割した金額ごとに定められた猶予期間内にその金額に相当する国税を納付しないとき。

三　その猶予に係る国税につき提供された担保について税務署長等が第五十一条第一項（担保の変更等）の規定によつてした命令に応じないとき。

四　前三号に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

2　税務署長等は、前項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮する場合には、第三十八条第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3　税務署長等は、第一項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

第二節　担保

（担保の種類）

第五十条　国税に関する法律の規定により提供される担保の種類は、次に掲げるものとする。

一　国債及び地方債

二　社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの

三　土地

四　建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登記を受けた建設機械で、保険に附したもの

五　鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六　税務署長等が確実と認める保証人の保証

七　金銭

（担保の変更等）

第五十一条　税務署長等は、国税につき担保の提供があつた場合において、その担保として提供された財産の価額又は保証人の資力の減少その他の理由によりその国税の納付を担保することができないと認めるときは、その担保を提供した者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をすべきことを命ずることができる。

2　国税について担保を提供した者は、税務署長等の承認を受けて、その担保を変更することができる。

3　国税の担保として金銭を提供した者は、政令で定めるところにより、その金銭をもつてその国税の納付に充てることができる。

（担保の処分）

第五十二条　税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限（第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び第六十三条第二項（延滞税の免除）において同じ。）までに完納されないとき、又は担保の提供がされている国税についての延納、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保として提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2　税務署長等は、前項の規定により保証人に同項の国税を納付させる場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による告知をしなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対し、その旨を通知しなければならない。

3　保証人がその国税を前項の納付の期限までに完納しない場合には、税務署長等は、第六項において準用する第三十八条第一項の規定により納付させる場合を除き、その者に対し、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

4　第一項の場合において、担保として提供された金銭又は担保として提供された財産の処分の代金を同項の国税及び処分費に充ててなお不足があると認めるときは、税務署長等は、当該担保を提供した者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、当該担保を提供した者に対して滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

5　前項の規定により保証人に対して滞納処分を執行する場合には、税務署長等は、同項の担保を提供した者の財産を換価に付した後でなければ、その保証人の財産を換価に付することができない。

6　第三十八条第一項及び第二項並びに前節の規定は、保証人に第一項の国税を納付させる場合について準用する。

（国税庁長官等が徴した担保の処分）

第五十三条　国税庁長官又は国税局長は、国税に関する法律の規定により担保を徴した場合（第四十三条第三項又は第四十四条第二項（徴収の引継ぎ）の規定により徴収の引継ぎを受けた国税局長がその引継ぎに係る国税につき担保を徴した場合を除く。）において、その担保の提供されている国税がその納期限までに完納されないときは、政令で定める税務署長に対し、その担保として提供された財産の処分その他前条第一項の処分に関し必要な手続については、政令で定める。

（納付委託）

第五十四条　納税の猶予又は滞納処分に関する猶予を受けた者がその猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署（第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関又は国税局。以下この条において同じ。）の当該職員は、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2　税務署の当該職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を交付しなければならない。

3　第一項の委託があつた場合において、必要があるときは、その担保の提供等に関する細目）

ときは、税務署の当該職員は、確実と認める金融機関にその取立て及び納付の再委託をすることができる。

4　第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提出により同項の国税につき国税に関する法律の規定による担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

第五章　国税の還付及び還付加算金

（還付）

第五十六条　国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

（充当）

第五十七条　国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつている国税があるときは、前条の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならない。この場合において、その国税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならない。

2　前項の規定による充当があつた場合には、政令で定める充当をするのに適することとなつた時に、その充当をした還付金等に相当する額の国税の納付があつたものとみなす。

3　国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

（還付加算金）

第五十八条　国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合には、その還付金等に係る国税の納付があつた日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下第六十条第二項（延滞税の額の計算）において同じ。）までの期間（他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間）に応じ、その金額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。

一　還付金等の請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条（差押命令）の規定による差押えがされた場合において、当該差押えの日に同法第六百条第一項（移付命令）の命令がなかつたとき。　その差押えの日の翌日からその差押えの取消し又は同項の命令があつた日までの期間

二　還付金等の請求権につき仮差押えがされたとき。　その仮差押えがされている期間

三　国税局長、税務署長又は税関長が国税に係る過誤納金のあることをその還付を受けるべき者に通知した場合において、その通知書を発した日の翌日から起算して一月を経過する日までにその還付の請求がなかつたとき。　その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

四　申告納税方式による国税で過誤納に係るものの納付がその国税の法定納期限前にあつたとき。　その納付の日の翌日から当該法定納期限までの期間

3　二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4　適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納の金額に相当する国税は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5　申告納税方式による国税の納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正が行なわれたときは、その更正により過納となつた金額に相当する国税（その附帯税で当該更正に伴い過納となつたものを含む。）は、その更正があつた日（当該理由に基づき国税に関する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日）に納付されたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（国税の予納額の還付の特例）

第五十九条　納税者は、次に掲げる国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一　納付すべき税額の確定することが到来していないもの

二　最近において納付すべき税額の確定した国税

確実であると認められる国税

2　前項の規定に該当する納付があつた場合において、その納付に係る国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時に国税に係る過誤納があつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第六章　附帯税

第一節　延滞税及び利子税

（延滞税）

第六十条　納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

一　期限内申告書を提出をした場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき。

二　期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定を受けた場合において、第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税があるとき。

三　納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税（第五号及び第六号に規定する国税並びに不納付加算税及び重加算税を除く。）をその法定納期限後に納付するとき。

四　所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税を法定納期限までに完納しないとき。

五　源泉徴収等による国税（所得税法第四十一条第二項（代位納付）の規定により納付すべき所得税を含む。以下次条第二項において同じ。）をその法定納期限までに完納しないとき。

六　納税義務の成立の際印紙をはることにより納付すべきものとされている国税（印紙税を除く。以下次項において同じ。）をその成立の際完納しないとき。

ときは、

2　延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税その他政令で定める国税については、政令で定める日）の翌日からその国税を完納する日までの期間に応じ、その未納の税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。ただし、督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、その未納の税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した額とする。

3　第一項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。

4　延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）

第六十一条　修正申告書（偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者が当該国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書を除く。）の提出又は更正（偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正を除く。）があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。

一　その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。　その法定申告期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

二　その申告又は更正に係る国税について期限後申告書（還付金の還付を受けるための納税申告書で政令で定めるもの（以下「還付請求申告書」という。）を含む。以下この号において同じ。）が提出されている場合において、その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。　その期限後申告書の提出があつた日の翌日から当該修正申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に納付された国税　その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

2　源泉徴収等による国税で次の各号の一に該当するものについては、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。ただし、その国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて偽りその他不正の行為がある場合（第二号に掲げる国税については、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知があるべきことを予知して納付されたときに限る。）は、この限りでない。

一　法定納期限から一年を経過する日後に納税告知書が発せられた国税　その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該告知書が発せられた日までの期間

二　前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日後に納付された国税　その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）

第六十二条　延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2　第六十条第三項（延滞税の納付）の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

（納税の猶予の場合の延滞税の免除）

第六十三条　第四十六条第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）（災害等による納税の猶予）の規定による納税の猶予又は国税徴収法第百五十三条第一項（滞納処分の停止）の規定による滞納処分の執行の停止をした場合には、その猶予又は停止をした国税に係る延滞税のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）又は同法第百五十四条第一項（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）

第六十二条　延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2　第六十条第三項（延滞税の納付）の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

（納税の猶予の場合の延滞税の免除）

第六十三条　第四十六条第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）（災害等による納税の猶予）の規定による納税の猶予又は国税徴収法第百五十三条第一項（滞納処分の停止）の規定による滞納処分の執行の停止をした場合には、その猶予又は停止をした国税に係る延滞税のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）又は同法第百五十四条第一項（滞納処分の停止の取消し）の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、国税局長、税務署長又は税関長は、その免除をしないことができる。

2　第九条（期限の延長）の規定により国税の納期限を延長した場合には、その国税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

3　第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号（同項第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）（事業の廃止等による納税の猶予）又は国税徴収法第百五十一条第一項（換価の猶予）の規定による換価の猶予をした場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、国税局長、税務署長又は税関長は、その猶予をした国税に係る延滞税につき、猶予をした期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、免除することができる。

一　納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除されたとき。

二　納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

（利子税）

第六十四条　延納に係る国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その延納に係る国税にあわせて利子税を納付しなければならない。

2　利子税の額の計算の基礎となる期間は、第六十条第二項（延滞税の額の計算）に規定する期間に算入しない。

3　第六十条第四項（延滞税の属する税目）及び第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）の規定は、利子税について準用する。

第二節　加算税

（過少申告加算税）

第六十五条　期限内申告書（還付請求申告書を含む。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正

があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。

2　前項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、同項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、同項の規定を適用する。

3　第一項の規定は、修正申告書の提出があつた場合において、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

（無申告加算税）

第六十六条　次の各号の一に該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合（当該各号に規定する期限後申告書が法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定による納税申告書である場合を含む。）は、この限りでない。

一　期限後申告書の提出又は第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合

二　期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2　前条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

3　期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

（不納付加算税）

第六十七条　源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、第三十六条第一項第二号（源泉徴収等による国税の納税の告知）の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2　源泉徴収等による国税が第三十六条第一項第二号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に百分の五の割合を乗じて

計算した金額とする。

（重加算税）

第六十八条　第六十五条第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（同条第三項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2　第六十五条第一項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条第三項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき期限後申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3　前条第一項の規定に該当する場合（同項ただし書又は同条第二項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

4　第一項又は第二項の規定は、消費税については、適用しない。

（加算税の税目）

第六十九条　過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税（以下「加算税」という。）は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

第七章　国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第一節　国税の更正、決定等の期間制限

（国税の更正、決定等の期間制限）

第七十条　次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日（同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。

一　更正（第三項の規定に該当するものを除く。）その更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日）

二　課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定　当該申告書の提出期限

2　前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期限又は日から五年を経過する日まで、することができる。

一　納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定

二　純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正

三　純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正

四　偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正又は賦課決定

五　前各号に掲げるものを除き、法定申告期限から三年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた国税についての更正

3　第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定後にする更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。

4　次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。

一　課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出がなかつたもの　当該申告書の提出期限

二　課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税　その納税義務の成立の日

（国税の更正、決定等の期間制限の特例）

第七十一条　更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が前条の規定により更正決定等をすることができる期間（以下「通常の除斥期間」という。）の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができる。

一　更正決定等に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決（以下この号において「裁決等」という。）による原処分の異動又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等に異動を生ずべき国税（当該裁決等又は更正に係る国税の属する税目に属するものに限る。）で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等　当該裁決等又は更正があつた日から六月間

二　申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正（前条第二項第一号又は第二号の規定に該当するものに限る。）又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定　当該理由が生じた日から三年間

第二節　国税の徴収権の消滅時効

（国税の徴収権の消滅時効）

第七十二条　国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税（その滞納処分費を除く。）の法定納期限（前条第一号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、国税に関する法律に法定納期限の定めがない国税（国税の滞納処分費を含む。）については、その国税の徴収権を行使することができる日とする。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2　国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3　国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

（時効の中断及び停止）

第七十三条　国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一　更正又は決定　その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）の規定による納期限までの期間

二　過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）に係る賦課決定　その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第三十五条第三項の規定による納期までの期間

三　納税に関する告知　その告知に指定された納付に関する期限までの期間

四　督促　督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に国税徴収法第四十七条第二項（繰上差押）の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間

五　交付要求　その交付要求がされている期間（国税徴収法第八十二条第二項（交付要求）の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2　前項第五号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われない。

3　国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。

4　国税（附帯税及び国税の滞納処分費を除く。）についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権につき、その時効が中断する。

第三節　還付金等の消滅時効

（還付金等の消滅時効）

第七十四条　還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2　第七十二条第二項及び第三項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

第八章　不服審査及び訴訟

第一節　不服審査

第一款　通則

（行政不服審査法との関係）

第七十五条　国税に関する法律に基づく処分に対する

不服申立てについては、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(昭和三十七年法律第　　号)の定めるところによる。

第二款　異議申立て

(異議申立て)

第七十六条　国税に関する法律に基づく処分(行政不服審査法第四条第一項第七号(不服申立てをすることができない処分)に掲げる処分に該当するものを含まないものとする。以下この節において同じ。)で国務庁長官、国税局長、税務署長又は税関長がしたものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日(その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この節において同じ。)の翌日から起算して一月以内に、その処分をした国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長に対し、異議申立てをすることができる。

2　国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がした処分とみなして、前項の規定を適用する。

3　第一項の場合において、天災その他同項の期間内に異議申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に同項の異議申立てをすることができる。

4　異議申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5　次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一　不服申立てについての決定又は裁決その他この節又は行政不服審査法の規定による処分

二　第七十九条第一項第一号(審査請求をすることができる処分)に掲げる処分

(納税地異動の場合における異議申立先等)

第七十七条　所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分(前条第五項各号に掲げる処分に該当するもの並びに督促及び滞納処分(その例による処分を含む。)を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長と前条第一項の規定による異議申立てをする際における納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長とが異なることとなるときは、その異議申立ては、同項の規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長がしたものとみなす。

2　前項の異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署の名称を附記しなければならない。

3　第一項の場合において、異議申立書がその処分に係る税務署長に提出されたときは、当該税務署長は、その異議申立書を受理することができる。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

4　前項の異議申立書を受理した税務署長は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)

第七十八条　所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動

があり、その異議申立てがされている税務署長と異動後の納税地を所轄する税務署長とが異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長は、異議申立てをした者の申立てにより又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長に移送することができる。

2　前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、はじめからその移送を受けた税務署長に異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長がその異議申立てについての決定を行なう。

3　第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立書等」という。)をその移送を受けた税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

第三款　審査請求

(審査請求)

第七十九条　国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内に、当該各号に掲げる者に対し、審査請求をすることができる。

一　税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の当該職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたもの　国税庁長官又はその処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

二　国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の職員がした処分　その処分をした職員の所属する行政機関の所在地を所轄する国税局長

2　税務署長がした処分(第七十六条第二項(異議申立て)の規定により税務署長がした処分とみなされるものを含むものとし、前項第一号に掲げる処分に該当するものを除くものとする。以下この項、次条及び第八十七条第一項第二号(不服申立ての前置の特例)において同じ。)に不服がある者は、次の各号の一に該当するときは、異議申立てをしないで、当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求をすることができる。この場合において、その審査請求は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

一　その処分をした者がその処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法の規定による教示をしなかつたとき、その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

二　その処分が所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正であるとき。

3　第七十六条第一項の規定による税務署長に対する異議申立て(同項に規定する期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。)についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者がその決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内に、その決定をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求をすることができる。

4　国税局長又は税関長がした処分(第七十六条第二項の規定によりこれらの者がした処分とみなされるものを含む。)については、審査請求をすることができない。

5　第七十六条第三項、第四項及び第五項第一号並びに前二条の規定は、第一項から第三項までの規定による審査請求について準用する。

(決定が遅延した場合等のみなす審査請求)

第八十条　税務署長がした処分について異議申立てがされた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる日において、その異議申立てがされている税務署長の管轄区域を所属する国税局長に対し、審査請求がされたものとみなす。

一　異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過する日までに、その異議申立てについて決定がされないとき（異議申立てをした者がその期間内に別段の申出をしたときを除く。）。その経過する日の翌日

二　異議申立てがされている税務署長においてその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、その異議申立てをした者がこれに同意したとき。その同意があつた日

2　前項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長は、その異議申立てに係る異議申立書等を同項に規定する国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

3　第七十八条（異議申立事件の決定機関の特例）の規定は、第一項の場合について準用する。

（他の審査請求に伴うみなす審査請求）

第八十一条　更正決定等について国税局長に対し審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は賦課決定について税務署長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てを受けた税務署長は、その異議申立書等を当該国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

2　更正決定等について税務署長に対し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は賦課決定について国税局長に対し審査請求がされたときは、当該異議申立てがされている税務署長は、その異議申立書等を当該国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

3　前二項の規定により異議申立書等がこれらの規定に規定する国税局長に送付された場合には、その送付された日に、当該国税局長に対して当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4　第七十八条（異議申立事件の決定機関の特例）の規定は、前項の場合について準用する。

第四款　雑則

（併合審理等）

第八十二条　更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、その不服申立てを受けた者は、行政不服審査法の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立てがされているときは、この限りでない。

2　前項の規定の適用がある場合には、その不服申立てを受けた者は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

（協議団による審理）

第八十三条　国税庁長官又は国税局長は、国税に関する法律の規定に基づく処分に対する不服申立てについて決定又は裁決をする場合には、国税庁又は当該国税局に附置された協議団の議決に基づいてこれをしなければならない。

2　協議団の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（不服申立てと国税の徴収との関係）

第八十四条　国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価及び配当は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の不服申立てをした者の申立てにより又は職権で、不服申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することができる。

3　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の不服申立てをした者が、担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、その差押えをしないこと若しくはその差押えを解除することを命じ、又は自らその差押えをせず、若しくはその差押えを解除することができる。

4　第四十九条第一項第一号及び第三項（繰上請求の理由がある場合の納税の猶予の取消し）の規定は、第二項の規定による徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止の取消しについて準用する。

（不服申立てに関する規定の適用除外）

第八十五条　第七十六条から前条まで（異議申立て及び審査請求）の規定は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分については、適用しない。

第二節　訴訟

（行政事件訴訟法との関係）

第八十六条　国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第　号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（不服申立ての前置等）

第八十七条　国税に関する法律に基づく処分（第八十五条（不服申立てに関する規定の適用除外）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることもできるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一　異議申立て（税務署長に対してされたものを除く。）又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき。

二　税務署長がした処分について異議申立てをした者が第八十条第一項第一号（みなす審査にしない旨の申出）に規定する申出をした場合において、その異議申立てをした日の翌日から起算して六月を経過しても決定がないとき。

三　更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

四　異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2　国税に関する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

（証拠申出の順序）

第八十八条　国税に関する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法第三条第一項（抗告訴訟）に規定する抗告訴訟においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

第九章　雑則

（納税管理人）

第八十九条　個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならない。

2　納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

（国税の課税標準の端数計算等）

第九十条　国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条及び次条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（国税の確定金額の端数計算等）

第九十一条　国税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円（国税の滞納処分費については、十円）未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとの分割金額に十円未満（前項に規定する国税に係るものについては、一円未満）の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算するものとする。

4　附帯税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が五百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（還付金等の端数計算等）

第九十二条　還付金等の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2　還付金等の額が一円未満であるときは、その額を一円として計算する。

3　還付加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が三百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4　還付加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる還付金等の額に千円未満の端数があるとき、又はその還付金等の額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（供託）

第九十三条　民法第四百九十四条（供託による免責）並びに第四百九十五条第一項及び第三項（供託の方法）の規定は、国税に関する法律の規定により納税者その他の者に金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき場合について準用する。

（国税に関する相殺）

第九十四条　国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金等に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（納税証明書の交付等）

第九十五条　国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2　前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

（政令への委任）

第九十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の規定による通知に係る事項及び納税の猶予に関する申請の手続その他のこの法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第八章（不服審査及び訴訟）の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

（従前の税法に基づく処分又は手続の効力）

第二条　この法律の施行前に、この法律の施行前の国税に関する法律（以下「従前の税法」という。）の規定又はこれに基づき若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした更正、告知、督促、徴収猶予、担保の徴取又は申告、申請、請求、証明、納付委託その他の処分又は手続で、この法律に相当規定があるものは、この附則又は他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（申告納税方式による国税の加算税の納付に関する経過措置）

第三条　第三十五条第三項（加算税の納付）の規定

は、この法律の施行後に賦課決定通知書を発した場合について適用する。

（繰上保全差押に関する経過措置）

第四条 第三十八条第三項及び第四項（繰上保全差押）の規定は、この法律の施行後に納税義務が成立した国税について適用する。

（還付加算金に関する経過措置）

第五条 第五十八条（還付加算金）の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充当をする還付金等に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものの計算については、従前の税法の例による。

（延滞税に関する経過措置）

第六条 第六章第一節（延滞税）の規定は、この条又は他の法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後に納付する国税について適用する。この場合において、この法律の施行前の期間に対応する部分の延滞税は、納付することを要しない。

2 前項前段の規定を適用する場合において、延滞税の納付の基因となる国税につき、この法律の施行前に、従前の税法の規定により督促状が発せられていたときは、当該国税につき納付すべき延滞税の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 当該国税につき、この法律の施行後の期間に応じ、従前の税法の規定により納付すべき利子税額の計算に準じて計算した金額（従前の税法の簡易利子税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。）

二 当該国税につき、この法律の施行後の期間（その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行後であるときは、同日以後の期間）に応じ、従前の税法の規定により徴収すべき延滞加算税額の計算に準じて計算した金額（従前の税法の簡易延滞加算税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。）

3 前項第二号に掲げる金額を計算する場合において、同号の規定により計算した金額が、同号の督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対して百分の五の割合を乗じて計算した金額から次条の規定により徴収する延滞加算税額を控除した金額をこえるときは、そのこえる金額を控除するものとする。

4 前三項の規定による延滞税については、その納付の基因となつた国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき従前の税法の規定によりされた督促又は滞納処分をもつて、当該延滞税の督促又は滞納処分がされたものとみなす。

（利子税額及び延滞加算税額に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた国税につき従前の税法の規定により納付し、又は徴収すべきであつた利子税額及び延滞加算税額（延滞加算税額については、この法律の施行前に従前の税法の規定による督促がされた国税に係るものに限る。）については、従前の税法の例による。ただし、これらの額の計算上の期間は、この法律の施行の日の前日までとする。

2 前項の場合において、同項の利子税額でこの法律の施行後において更正又は決定により納付すべきこととなるものについては、従前の税法の例による納税の告知に代えて、その額をその計算の基礎となつた国税の額にあわせて納付すべき旨を更正通知書又は決定通知書に記載するものとする。

（利子税額等の徴収に関する経過措置）

第八条 前条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額及び延滞加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、延滞税の額とみなす。

（加算税に関する経過措置）

第九条 第六章第二節（加算税）の規定は、この法律の施行後に法定申告期限（不納付加算税については法定納期限とし、これらの期限のない国税については政令で定める日とする。以下この条において同じ。）が到来する国税について適用し、この法律の施行前に法定申告期限が到来した国税に係る過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額の賦課については、従前の税法の例による。

2 前項の規定により徴収すべき過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

（国税の更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置）

第十条 第七十一条（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の規定は、この法律の施行後に法定申告期限又は課税標準申告書の提出期限（これらの期限のない国税については、政令で定める日。以下この条において同じ。）が到来する国税について適用し、この法律の施行前に法定納期限又は課税標準申告書の提出期限に相当する期限又は時が到来した国税については、従前の税法の例による。

（国税の確定金額の端数計算に関する経過措置）

第十一条 従前の税法に規定する再調査の請求、審査の請求及び訴訟については、附則第一条ただし書（施行期日の特例）に規定する日の前日までは、従前の税法の例による。

2 附則第一条ただし書に規定する日前にされた再調査の請求又は審査の請求（同日前にされた再調査の請求に係るものを含む。）については、同日後も、従前の税法の例による。

3 再調査の請求又は審査の請求につき、附則第一条ただし書に規定する日前にされた国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の決定については、この法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後にされる決定についても、同様とする。

（国税の確定金額の端数計算に関する経過措置）

第十二条 第九十一条（国税の確定金額の端数計算等）の規定は、この法律の施行後に計算する国税の確定金額（附則第六条第二項の規定により計算する延滞税の額を除く。）について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭三七・四・二）

◎国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律

目次

第一章　国税に関する法律の一部改正（第一条―第三十一条）
第二章　その他の法令の一部改正（第三十二条―第四十一条）
附則

第一章　国税に関する法律の一部改正

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　予定納税に関する通則（第二十五条の三―第二十五条の五）」を「第四節　予定納税に関する通則（第二十五条の三・第二十五条の四）」に、「第七章　再調査、審査及び訴訟（第四十八条―第五十二条）」を「第七章　削除」に改める。

第三条第一項中「法人には、」の下に「その所得につき」を加え、「法人たる労働組合法第十一条第一項の規定に基づく法人たる労働組合」に、「第九十八条」を「第九十八条第七項」に、「第五十四条の規定に基づく」を「第五十四条第一項の規定に基づく」に改める。

第十条第二項中「第五十六条第四項又は第五十七条第四項の規定により徴収する源泉徴収加算税額又は重加算税額、通行税法第十一条ノ三第一項又は第十一条ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、有価証券取引税法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、国税徴収法第四十六条第一項の規定により徴収する延滞加算税額（第三章、第四章又は第六章の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。）」を「延滞税又は過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税で所得税以外の国税に係るもの」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者が納付した第五十四条の規定による利子税で、当該事業に係るこれらの所得に対する所得税額に対応するものとして命令で定めるものは、この限りでない。

第十条の二第七項を削る。

第十条の三第三項中「第八項」を「第七項」に改める。

第二十一条の四第三項及び第二十一条の五第四項を削る。

第二十二条の二第二項及び第四項中「による通知」を「による通知に係る書面」に、「なさなかつた」を「発しなかつた」に、「通知をなした」を「通知に係る書面を発した」に改める。

第二十二条の三第四項及び第二十四条第四項を削る。

第二十四条の二中「規定により通知をなした日から起算して二十日を経過した日」を「規定による通知に係る書面を発した日から起算して一箇月を経過した日」に改める。

第二十五条第五項中「第十条の二第七項並びに」を削り、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十五条の三を削り、第二十五条の四を第二十五条の三とする。

第二十五条の五第一項中「規定による通知」の下に「に係る書面」を加え、「二十日前までになさなかつた」を「一箇月前までに発しなかつた」に、「当該通知をなした日」を「当該書面を発した日」に、「二十日を経過した日」を「一箇月を経過した日」に、「国税徴収法第四十五条」を「国税通則法第三十七条」に改め、同条第二項中「納付すべき所得税」の下に「（当該所得税に係る延滞税を含む。）」を加え、「第三十二条第三項、」を削り、「第四十七条第三項」を「第四十七条」に、「還付又は充当」を「還付され、又は国税通則法第五十七条第一項の規定により充当」に改め、同条を第二十五条の四とする。

第二十六条第三項第七号中「第四項若しくは第四十七条の規定により納付した若しくは徴収された若しくは納付すべき若しくは徴収されるべき税額（第五十四条に規定する利子税額を除く。）」を「国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した若しくは納付すべき税額」に改め、同条第六項中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を提出しないで」に改め、同条第七項中「第六十六条に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、同条第八項を削る。

第二十六条の二第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

居住者又は事業等を有する非居住者は、その年中において純損失の金額がある場合、その年中における雑損失の金額がその年中の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をこえる場合又は第九条の四第一項若しくは第三項の規定により控除することができる前年以前三年間に生じた純損失の金額若しくは雑損失の金額が当該純損失の金額若しくは雑損失の金額を控除しないで計算したその年中の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をこえる場合には、翌年二月十六日から三月十五日までに、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。（この申告書を損失申告書という。）

第二十六条の二第一項第五号中「及び第二号」を「、第二号及び前号」に、「前二号」を「第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「第二十五条の三並びに」を削る。

第二十六条の三第十二項を削る。

第二十七条を次のように改める。

（修正申告の特則）

第二十七条　所得税につき、国税通則法第十九条の規定による修正申告書（以下修正申告書という。）を提出する場合において、前に提出した申告書が青色であるときは、当該修正申告書は、青色申告書によらなければならない。この場合において、前に提出した申告書が前条第十項後段の規定により青色申告書以外の申告書とみなされるときは、青色申告書による修正申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

第二十六条第五項の規定は、修正申告書を提出することができる者の当該申告書に記載された修正後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千万円をこえることとなる場合について、これを準用する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（更正の請求の特則）

第二十七条の二　確定申告書若しくは損失申告書を提出した者又は国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者（これらの者の相続人を含む。）は、これらの申告書又は決定に係る年分の所得の計算につき第十条の六の規定の適用を受けたことその他当該年分の所得の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又は当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことにより、同法第二十三条第一項各号の事由が生じたときは、当該事由が生じた日後一箇月間を限り、政府に対し、これらの申告書又は決定（これらの申告書を提出し、又はその決定を受けた後、修正申告書を提出し、又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正を受けた場合には、当該修正申告書又は更正を含む。）に係る第二十六条第三項第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する額、第二十六条の二第一項第一号に規定する純損失の金額、同項第四号の二に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は同項第七号に規定する所得税額について同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

第二十九条第一項中「及び第六項乃至第八項」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「第六十六条に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、同条第三項中「及び第六項乃至第八項」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「及び第二十七条の二」を加える。

第三十条の二の見出しを「（延納）」に改め、同条第一項中「徴収猶予」を「延納」に、「徴収を猶予」を「延納を許可」に改め、同条第二項中「徴収の猶予を受けようとする所得税額、徴収の猶予を受けようとする」を「延納を求めようとする」に改める。

第三十一条第二項中「第五十四条の規定によりあわせて納付又は徴収された利子税額」を「納付された利子税額」に、「係る利子税額」を「係る延滞税の額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

前二項の規定により所得税額（国税通則法第五十八条及び第四項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合における同法第五十七条第一項の規定の適用に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第二項の規定による還付金に係る国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日（納付又は徴収された予定納税額に相当する金額については、その納期限と納付又は徴収の日とのいずれか遅い日の翌日）からその還付のため支払決定をなす日又は同法第五十七条第一項の規定により充当をなす日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下第三十六条第六項において同じ。）までの期間（第一項の規定に基づく還付の請求がこれらの申告書の提出期限後になされた場合には、当該提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。）とする。

第三十一条に次の二項を加える。

第二項の規定による還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を国税通則法第五十七条

第一項の規定によりその年分の未納の所得税額に充当するときは、同法第五十八条第一項の規定は、当該還付をなすべき金額のうちその充当する金額については、これを適用しない。

国税通則法第五十八条第一項の規定は、第二項の規定による還付金については、これを適用しない。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条　削除

第三十四条第三項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条第一項中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税」に改め、同条第二項中「第九項」を「第七項」に改め、同条第四項中「更正」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に改め、同条第六項中「前五項」を「前四項」に改め、同条第七項を次のように改める。

第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金に係る国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、当該還付金に係る還付の請求と同時に提出された損失申告書の提出期限（第七項の規定に該当し、当該還付の請求がなされた日）までの期間とする。

第三十六条の二第三項中「第八項」を「第六項」に改め、同条第五項及び第八項を削る。

第三十八条の三第七項を削る。

第四十一条第八項中「国税徴収法第七章」を「国税通則法第五章」に改める。

第四十三条第一項中「国税徴収の例により」を「政府は」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（更正又は決定の特則）

第四十四条　国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定は、これらの規定

に規定する事項のほか、第二十六条第三項第十一号及び第十二号に掲げる事項についても行なうことができる。

前項に規定する更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書には、国税通則法第二十八条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、当該更正又は決定に係る第二十六条第三項第一号に掲げる金額又は第二十六条の二第一項第一号に規定する純損失の金額についての第九条第一項各号に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

第四十五条第一項中「前条の更正」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に、「前条の規定」を「同法第二十四条又は第二十六条の規定」に改め、同条第二項中「前条第七項の規定による通知」を「国税通則法第二十八条第二項の更正通知書」に、「同項」を「前条第二項」に改め、同条第三項中「前条の」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改める。

第四十五条中「第四十四条の」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改める。

第四十六条の二を削る。

第四十七条の見出しを「（更正又は決定の場合の予定納税額等の還付）」に改め、同条第三項中「更正又は決定」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定」に、「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に、「第二十七条の二」に改め、「場合又は」の下に「その他の更正若しくは」を加え、同条第一項、第二項、第四項及び第五項を削る。

第七章を次のように改める。

第七章　削除

第四十八条から第五十二条まで　削除

第五十三条中「修正確定申告書」を「修正申告書」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

（利子税）

第五十四条　納税義務者は、第三十条の二第一項の規定による延納の許可を受けた場合においては、同項の規定による延納の期間（当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合には、同項に規定する第三期の納期限の翌日からその完納の日までの期間）に応じ、当該所得税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を当該所得税にあわせて納付しなければならない。

（延滞税の特則）

第五十五条　左の各号に掲げる予定納税額については、国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税の額の計算をする場合においては、当該各号に掲げる期間は、当該計算の基礎となる期間に算入しない。

一　政府が第二十一条の四第一項の規定による通知に係る書面を第一期（特別農業所得者については、第二期）の納期限の一箇月前までに発しなかつた場合における予定納税額　その納期限の翌日から当該通知に係る書面を発した日後一箇月を経過した日（当該経過した日が確定申告書の提出期限後となるときは、当該期限）までの期間

二　第二十三条第三項又は第四項の規定による七月予定申告書又は十一月予定申告書が提出された場合における第二十三条の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書が提出された場合における第二期分の予定納税額の増差額に相当するもの　当該予定納税額の納期限の翌日から確定申告書の提出期限までの期間

前項第二号に規定する場合において、予定納税額の一部が納付されたときは、国税通則法第六十二条第一項の規定の適用については、第二十三条の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書の提出による予定納税額の増差額以外の部分の金額がさきに納付されたものとみなす。

第三十一条第一項（第三十四条第三項又は第四十七条において準用する場合を含む。）の規定により還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を国税通則法第五十七条第一項の規定によりその年分の未納の所得税額に充当するときは、政府は、当該充当に係る所得税額についての延滞税を免除する。

第五十六条から第五十八条までを次のように改める。

第五十六条から第五十八条まで　削除

第六十五条第一項第四号中「該当する場合」の下に「（第二号又は第三号の規定により納税地を定められていた者が当該納税地である住所又は居所を有しないこととなつた場合で命令で定める場合を含む。）」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　前各号に該当しない場合　命令で定める場所

第六十五条第二項中「前項」を「前三項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む納税義務者が、前項第一号又は第二号の規定による納税地以外の場所に当該事業に係る事業場その他これに準ずる場所（以下この項において事業場等という。）を有し、かつ、これらの号に掲げる場所に代え、当該事業場等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情があるときは、当該納税義務者は、これらの規定にかかわらず、政府に申告して当該事業場等の所在地（当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業場等の所在地）を納税地とすることができる。

納税義務者が死亡した場合においては、その死亡した者に係る所得税（第二十六条第六項（第二十六条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第一項若しくは第三項前段の規定に該当する場合の所得税を含む。）については、前二項の規定にかかわらず、その死亡した者の死亡当時の納税地をもつてその納税地とする。

第六十五条に次の一項を加える。

国税通則法第七十六条第二項の規定による異議申立てについての決定により、第四項の規定によつても、当該処分の取消しは、当該取消しの対象となつた処分のあつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた納税義務者の申告、申請、請求、届出及び納付並びに政府の処分（当該取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十六条を削り、第六十六条の二を第六十六条とする。

第六十七条第一項中「第四十四条第一項乃至第六項」を「国税通則法第二十四条から第二十六条まで」に改める。

第六十九条第一項中「第六項」を「第五項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条の三第四項を削る。

別表第一中

8	1,000	1,500	0
40	1,000	1,500	8
80	1,000	1,500	40
0	500	1,000	0
8	500	1,000	8
40	500	1,000	40
80	500	1,000	80

を

0	1,000	1,500	0
8	1,000	1,500	8
40	1,000	1,500	40
80	1,000	1,500	80
0	500	1,000	0
8	500	1,000	8
40	500	1,000	40
80	500	1,000	80

に、

別表第二中

0	1,000	1,500	0
40	1,000	1,500	40
80	1,000	1,500	80
0	500	1,000	0
40	500	1,000	40
80	500	1,000	80

を

0	1,000	1,500	0
40	1,000	1,500	40
80	1,000	1,500	80
0	500	1,000	0
40	500	1,000	40
80	500	1,000	80

に、

別表第五中

0	2,000	3,000	0
80	2,000	3,000	80
0	1,000	2,000	0
80	1,000	2,000	80

を

0	2,000	3,000	0
80	2,000	3,000	80
0	1,000	2,000	0
80	1,000	2,000	80

に、

改める。

「税額である。」を「税額である。この場合において、退職所得の特別控除後の金額が2,000,000円以上の者の当該特別控除後の金額の2分の1に相当する金額

国税に係るもの」に、「又は徴収されるべき源泉徴収加算税額、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税、通行税若しくは有価証券取引税、延滞加算税額に相当する国税又は」を「若しくは徴収されるべき」に改め、同条第六項中「第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第七項中「第二十三条の規定による申告書で第十八条」を「期限後申告書で同条」に改める。

第九条の五第一項中「合併した場合において、合併法人」の下に「（合併後存続する法人又は合併により設立した法人をいう。以下同じ。）」を加え、「被合併法人の株主」を「被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下同じ。）の株主」に改める。

第九条の六第一項中「第二十三条の規定による申告書で第十八条乃至第二十一条若しくは第二十二条の二」を「期限後申告書でこれらの規定」に改める。

第十三条第三項中「利子税額」を「利子税」に改める。

第十六条第二項中「利子税額及び国税徴収法第四十六条第一項の規定による延滞加算税額」を「利子税及び延滞税の額」に改める。

第十七条の二第二項中「利子税額、国税徴収法第四十六条第一項の規定による延滞加算税額及び国税徴収法第四十六条第一項の規定による過少申告加算税額」を「利子税及び延滞税に相当する金額」に、「当該加算する税額に係る第四十三条の規定による過少申告加算税額及び無申告加算税額並びに当該加算する税額に係る第四十三条の二の規定による重加算税額」を「並びに当該加算する税額に係る過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する金額」に改める。

第十八条第一項本文中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、同項ただし書中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「同法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、「できない場合」の下に「（同法第十一条の規定の適用を受けた場合を除く。）」を加える。

第十九条第一項中「第四十二条乃至第四十三条の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定による延滞加算税額」を「第四十二条の規定による利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第九項中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第二十条第四項中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第二十一条第一項ただし書中「できない場合」の下に「（国税通則法第十一条の規定の適用を受けた場合を除く。）」を加える。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条及び第二十四条　削除

第二十四条の二の見出し中「請求」の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

法人税に関する国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求は、第十八条又は第二十一条の規定による申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）を提出した法人に限り、これらの申告書に記載した事項についてなすことができる。

第二十四条の二第二項中「所得金額若しくは」を「所得金額（退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下本項において同じ。）若しくは」に、「第二十六条の四第一項の規定による法人税額の還付の請求の基礎となつた」を「第二十六条の四第一項に規定する」に改め、「第二十四条の規定による」を削り、「第二十九条乃至第三十一条」を「国税通則法第二十四条から第二十六条まで」に、「又は法人税額が過大となる場合」を「若しくは法人税額が過大となる場合又は第二十六条の四第一項に規定する欠損金額若しくは第二十六条の五から第二十六条の八までの規定による還付金額が過少となる場合に、「当該所得金額又は法人税額につき第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による更正をなすべき旨の請求」を「これらの額につき同法第二十三条第一項の規定による更正の請求」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第二十五条第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十五条の二第一項及び第四項中「第二十四条の規定による申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の二十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の三十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の四十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の五十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の六十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の七十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の八十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の九十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百二十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十一第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十二第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十三第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十四第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十五第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十六第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十七第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十八第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百三十九第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二条の五の規定により提出する申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条の百四十第一

した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に改める。

第二十六条第三項中「第二十三条の規定により提出した申告書で第二十条第一項」を「期限後申告書で同項」に改め、「第二十四条第一項若しくは第二項の規定による」を削り、「第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項」を「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条」に、「当該更正に係る第三十三条第一項の追徴税額」を「当該更正により増加した法人税額」に、「第三十条若しくは第三十一条第一項」を「国税通則法第二十五条若しくは第二十六条」に改め、「第二十四条第二項の規定による」を削り、「当該決定若しくは更正に係る第三十三条第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額と」を「当該決定した法人税額、当該更正により増加した法人税額及び当該修正申告により増加した法人税額」に改める。

第二十六条の二を次のように改める。

第二十六条の二　削除

第二十六条の三の見出しを「（延納）」に改め、同条第一項中「徴収猶予の申請書」を「延納の届出書」に、「徴収の猶予を申請した」を「延納の届出をした」に、「政府は」を「当該法人は」に、「その申請」を「その届出」に、「その徴収を猶予する。」を「納付を延期することができる。」に改め、同条第二項中「申請書」を「届出書」に、「申請法人」を「その提出をする法人」に、「徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする」を「延納しようとする法人税額及び」に改め、同条第三項中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の申告」を「延納の届出をした」に改める。

第二十六条の四第一項中「第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第二項中「第二十六条の二第三項の規定により納付すべき又は第三十三条第二項の規定により徴収されるべき税額」を「当該還付を受けた金額の基礎となつた欠損金額に係る修正申告書の提出又は当該欠損金額に係る国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正により納付した又は納付すべき税額」に、「当該金額」を「当該還付加算金（以下還付加算金という。）」に、「当該還付金額」を「当該還付を受けた金額」に改め、同条第四項中「第二十九条乃至第三十一条」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条」に改め、「又は決定」を削り、同条第五項を次のように改め、同条第六項を削る。

前項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、当該還付金に係る還付の請求がなされた日（その日が当該還付金の基礎となつた欠損金額の生じた事業年度の第十八条又は第二十一条の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）の翌日から三箇月を経過した日から、その還付のため支払決定をなす日又は充当（同法第五十七条第一項の規定による充当をいう。以下同じ。）をなす日（同日前に同条第二項に規定する充当をするに適することとなつた日があるときは、そのなつた日。以下次条第三項及び第二十六条の八第四項において同じ。）までの期間とする。

第二十六条の五第一項中「第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

第一項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、当該還付金に係る還付の請求がなされた日（その日が当該還付の請求の基礎となつた所得税額を納付した事業年度の第十八条又は第二十一条の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）の翌日から、その還付のため支払決定をなす日又は充当をなす日までの期間とする。

第二十六条の六第一項中「第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項中「及び第四項」を削る。

第二十六条の七第一項中「第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項中「及び第四項」を削る。

第二十六条の八第一項中「第二十三条の規定による申告書で第二十一条」を「期限後申告書で同条」に改め、「、第三十三条」を削り、「及び第四十二条」を「、第四十二条及び第四十三条」に改め、同条第二項中「利子税額」を「利子税又は延滞税の額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

前二項の規定により法人税額（国税通則法第五十八条及び次項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合における同法第五十七条第一項の規定の適用に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の規定による中間納付額の納付の日（当該中間納付額が第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付のため支払決定をなす日又は充当をなす日までの期間（第一項の規定に基づく還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該請求のなされた日から当該請求のなさるときは、国税通則法第五十八条第一項の規定は、当該充当する金額に相当する還付金については、これを適用しない。

国税通則法第五十八条第一項の規定は、第二項の規定による還付金については、これを適用しない。

第二十六条の九第一項中「、第三十三条」を削り、「第四十二条」を「第四十三条」に、「第二十三条の規定による申告書で第二十二条の四」を「期限後申告書で同条」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

国税通則法第五十八条第一項の規定は、第一項又は第三項において準用する前条第二項の規定による還付金については、これを適用しない。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十条から第三十一条の二までを削り、第三十一条の三第一項中「第二十九条乃至第三十一条の規定により誤税標準若しくは欠損金額又は法人税額の」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改め、同条を第三十条とする。

第三十一条の四第一項本文中「第二十九条乃至第

三十一条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に改め、同項ただし書中「第二十四条の規定により提出された申告書」を「第二十二条の五の規定により提出された申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）」に、「第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定」を「同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に改め、同条第二項中「第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準又は法人税額の」を「国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十二条を次のように改める。

（青色申告書に係る更正通知書の特則）

第三十二条　政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をなす場合においては、その更正に係る同法第二十八条に規定する更正通知書にその理由を附記しなければならない。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十三条の二第一項中「第三十条」を「国税通則法第二十五条」に改め、同条第四項中「第四項の規定」を「第六項の規定」に、「第三十条」を「国税通則法第二十五条」に改める。

第三十三条の三第一項中「第三十条」を「国税通則法第二十五条」に改め、同条第三項中「及び第二十六条の九第一項後段」を「、第三項及び第五項」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章　削除

第三十四条から第三十八条まで　削除

第三十九条中「第二十三条第一項の規定による申告書」を「期限後申告書」に改める。

第四十二条を次のように改める。

（利子税）

第四十二条　納税義務がある法人は、第二十六条の三第一項の規定により法人税の納付を延期した場合においては、同項に規定する届出に係る期間（当該期間の満了する日前に当該法人税を完納した場合には、同項本文に規定する申告書の提出期限の翌日からその完納の日までの期間）に応じ、当該法人税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を当該法人税にあわせて納付しなければならない。

第二十六条の八第一項又は第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の法人税額に充当するときは、政府は、当該充当に係る未納の法人税額についての前項の規定による利子税を免除する。

第四十三条を次のように改める。

（延滞税の特則）

第四十三条　左の各号に掲げる場合においては、政府は、当該各号に規定する未納の法人税額又は未納の清算中の予納額で充当されるものについての延滞税を免除する。

一　第二十六条の八第一項又は第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により中間納付額の還付をなす場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の法人税

額に充当するとき。

二　第二十六条の九第一項又は第三十三条の三第一項若しくは第二項の規定により清算中の予納額の還付をなす場合において、当該清算中の予納額を未納の清算中の予納額に充当するとき。

第四十三条の二を削り、第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十六条の三第二項中「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

国税通則法第七十六条第一項の規定による異議申立てについての決定により、第二項の規定による納税地の指定の処分が取り消された場合においても、当該処分の取消しは、当該取消しの対象となつた処分のあつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた法人の申告、申請、請求、届出及び税金の納付並びに政府の処分（当該取消しの決定の対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四十六条の五を削り、第四十六条の六を第四十六条の五とする。

第四十八条第三項を削る。

第四十九条第一号中「第二十三条第一項の規定による申告書で第二十条第二項、」、「第二十三条第一項」及び「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二第一項」に改め、同条第二号中「第二十三条第一項の規定による申告書で第二十二条の二第一項」を「期限後申告書で同項」に改める。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　再調査、審査及び訴訟（第四十四条―第四十八条）」を「第七章　削除」に改める。

第十九条中「並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号」を「及び第五十一条第二項」に、「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十八条第二項第二号中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を提出しないで」に改め、同条第四項中「前条第六項」を「前条第五項」に、「又は第二項」を「又は前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

（期限後申告の特則）

第三十条　第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七

条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書（以下「期限後申告書」という。）を提出することができる。

（修正申告の特則）

第三十一条 第二十七条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（相続税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書（以下「修正申告書」という。）を提出することができる。

第三十二条の見出し中「請求」の下に「の特則」を加え、同条第一項及び第三項から第七項までを削り、同条第二項中「申告書を提出した者又は第三十五条第二項若しくは第六項の規定による」を「相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は」に、「第三十五条第一項、第三項若しくは第六項の規定による更正」を「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）」に、「当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長」を「納税地の所轄税務署長」に、「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正をすべき旨の請求」を「同法第二十三条第一項の規定による更正の請求」に改め、同項を同条とする。

第三十三条第一項中「期限内申告書」を「第二十七条又は第二十八条の規定による申告書（これらの申告書を「期限内申告書」という。）」に、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第三十五条の見出し中「決定」の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

税務署長は、第三十条又は第三十一条の規定に該当する者が、これらの規定に規定する申告書を提出していない場合においては、その課税価格又は相続税額を決定し、又は更正する。

第三十八条第一項中「第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条の規定により徴収すべき相続税の追徴税額」を「第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額」に改め、「又は追徴税額」を削り、同条第三項中「第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額」を「第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）」に、「第二項若しくは本項の規定による」を「相続税について」に改め、「第一項、第三項若しくは本項の規定による」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

第三十五条の二を削る。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条 削除

第三十八条第一項中「第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条の規定により徴収すべき相続税の追徴税額」を「第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額」に改め、「又は追徴税額」を削り、同条第三項中「第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額」を「第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定に

より納付すべき贈与税額」に改め、同条第四項を削る。

第三十九条第一項中「納付の期日」を「納付すべき日」に改め、同条第二項中「、当該申請者の提供しようとする担保の種類が同条第四項の規定に該当しない場合を除く外」を削り、「担保の種類が適当」を「担保が適当」に改め、同条第三項中「納付の期日」を「納付すべき日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に、「、若しくは」を「又は」に改め、「又は前項の規定により増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めようとする場合」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第四十条第二項中「利子税額」を「利子税又は延滞税に相当する額」に、「前条第八項の規定による求め」を「当該延納税額に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項の規定による命令」に、「取り消し」を「取り消す」に改め、同条第四項を削る。

第四十一条第一項中「第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は第三十七条の規定により徴収すべき相続税の追徴税額」を「第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額」に改め、「又は追徴税額」を削り、同条第二項中「第三十三条第一項から第三項までの規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものとその他のものとに区分し、さらに当該その他のものについては各分納税額ごとに区分するものとする。

2 次の各号に掲げる相続税については、当該各号に掲げる期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 相続又は遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる事由による期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額

第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間

イ 期限内申告書の提出期限後に、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたこと。

ロ 第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたこと。

二 相続又は遺贈により財産を取得した者につい

て、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額　第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日（ロに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これらの通知書を発した日と当該事由の生じた日から四月を経過する日とのいずれか早い日）までの期間

イ　その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産で相続税額の計算の基礎とされていないものがあつたこと。

ロ　第三十二条第一号から第四号までに規定する事由が生じたこと。

3　国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額又は贈与税額につき延納の許可を受けた者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三条の規定による納期限の翌日から同法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものを、当該延納に係る第一回に納付すべき分納税額にあわせて納付しなければならない。

第五十一条第四項から第八項までを削り、同条第九項中「又は追徴税額の第三十三条の規定による納期限」を「の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日」に、「利子税額については、これを」を「延滞税は、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項を削る。

第五十二条の見出しを「（利子税）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「利子税額」を「利子税」に改め、同項後段を削り、同項第一号イ、ロ及びハ以外の部分中「利子税額の合計額に相当する利子税額」を「金額の合計額に相当する利子税」に改め、同号イ中「若しくは贈与税額又は追徴税額の第三十三条第一項から第三項まで又は第三十七条に規定する納期限」を「又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日」に、「前条第二項第二号」を「前条第二項第一号」に、「同号に規定する申告書」を「同号に規定する期限後申告書又は修正申告書」に、「同条第三項第二号」に、「第三十六条第一項の規定による通知をした」を「更正通知書又は決定通知書を発した」に改め、「（当該分納税額の納期限後に納付があつた場合においては、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該税額百円につき一日三銭の割合を乗じて算出した金額を加算した金額）に相当する利子税額」を削り、同号ロ中「若しくは贈与税額又は追徴税額の第三十三条第一項から第三項まで又は第三十七条に規定する納期限」を「又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日」に、「前条第二項第二号」を「前条第二項第一号」に、「同号に規定する申告書」を「同号に規定する期限後申告書又は修正申告書」に、「同条第三項第二号」を「同項第二号」に、「第三十六条第一項の規定による通知をした」を「更正通知書又は決定通知書を発した」に改め、同号ハを削り、同項第二号イ及びロ以外の部分中「利子税額の合計額に相当する利子税額」を「金額の合計額に相当する利子税」に改め、同号イ中「（その回の分納税額の納期限後に納付があつた場合においては、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該税額百円につき一日三銭の割合を乗じて算出した金額を加算

した金額）に相当する利子税額」を削り、同号ロ中「に相当する利子税額」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項、第二項及び」を削り、同項を同条第二項とする。

第五十二条の二中「とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでは、当該分納税額」とあるのは、「まず分納税額のうち次条に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用を受けた者が納付した税額が各納期限までに納付すべき分納税額に達しない場合における国税通則法第六十四条第三項において準用する同法第六十二条第二項の規定の適用については、その納付した金額は、まず当該分納税額のうち前項に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとする。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

第五十三条及び第五十四条　削除

第五十五条中「第三十五条の規定による」を削り、同条第二項の規定による」を「第三十二条第二項の規定による」に改める。

第六十二条に次の一項を加える。

3　納税義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税又は贈与税（第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の相続税又は贈与税を含む。）については、その死亡した者の死亡当時の納税地をもつてその納税地とする。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

第六十四条第一項中「第三十五条の規定による」を「相続税又は贈与税についての」に改める。

第七十一条第一項中「（管理者の定めのある人格のない社団又は財団の管理者を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

附則第三項中「第六十二条」の下に「第一項及び第二項」を加え、「第四十四条第一項又は第三項に規定する通知及びその通知に係る処分」を「当該相続税に係る処分」に改め、「当該住所地の所轄税務署長」の下に「又は国税局長」を加え、「再調査の請求をし、又はこれを」を「不服申立てをし、又はこれらを」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第四条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　審査及び訴訟（第七十二条―第七十六条）」を「第八章　審査及び訴訟（第七十二条―第七十六条）　第十四章　罰則（第百二十四条―第百二十四条の三）」を「第十四章　罰則（第百二十四条―第百二十九条）」に改める。

第四十六条第六項中「第九十一条の規定による納税管理人の申告」を「国税通則法昭和三十七年法律第六十六号）第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第五十六条第七項中「第六十四条」を「国税通則法第三十七条」に改める。

第五十七条第一項及び第二項中「同法第二十九条から第三十一条まで」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条」に改め、「又は決定」を削る。

第五十九条第一項中「同法第四十四条」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（延納に係る再評価税の督促）

第六十四条　第五十六条又は第五十八条の規定により再評価税の納付を延期した者が、その延期した期限までに再評価税（旧再評価税を含む。）を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税通則法第三十七条の規定によりその納付を督促する。

第六十九条第二項を削る。

第七十一条に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定により徴収する再評価税は、国税通則法の適用については、同法第三十六条第一項各号に掲げる国税とみなす。

第八章を次のように改める。

第八章　削除

第七十二条から第七十六条まで　削除

第七十七条に次の一項を加える。

7　昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税については、第一項又は第五項の規定による利子税額の計算上の期間は、同日の前日までとする。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（延滞税の特則）

第七十七条の二　昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税についての国税通則法第六十条から第六十三条まで及び同法附則第六条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　再評価税の納税義務者が前条第一項第一号の規定に該当する場合においては、国税通則法第六十条第一項第一号の規定に該当するものとみなし、前条第一項第二号若しくは第三号又は第五項の規定に該当する場合においては、同法第六十条第一項第二号の規定に該当するものとみなす。

二　第七十八条から第八十条まで又は第八十二条の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、国税通則法第六十条第一項第三号の規定の適用については、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

第七十八条第二項、第七十九条第二項及び第八十条第二項を削る。

第八十二条第一項第二号の規定に該当するものとみなす。

4　第四十五条、第四十六条、第八十四条第二項又は第八十六条第二項の規定による申告書で昭和三十七年四月一日以後にその提出期限が到来するものに係る再評価税について前三項の規定を適用する場合においては、第一項中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、前項中「百分の五十」とあるのは「第一項の場合にあつては百分の三十、前項の場合にあつては百分の二十五」とする。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（加算税額の徴収及び端数計算）

第八十二条の二　第七十一条第四項の規定は、第七十八条から第八十条まで又は前条の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について準用する。

2　前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、国税通則法第九十条第三項及び第九十一条第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する附帯税の額とみなす。

第八十九条中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）」を「国税通則法第九十条第一項並びに第九十一条第一及び第三項」に改める。

第九十条中「第二十九条第一項の規定に基く命令又は同法」を削る。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条　削除

第百一条第一項中「及び国税徴収法の規定による延滞加算税額」を「、延滞税の額及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和三十七年法律第六十七号）による改正前の国税徴収法（国税通則法附則第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による延滞加算税額」に改める。

第百三十条を削る。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第五条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「国税徴収法第七章（還付）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五章（国税の還付及び還付加算金）」に改め、同条第四項中「国税徴収法第七章」を「国税通則法第五章に」に改める。

第三十条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十八条中「国税徴収法第七章（還付）」を「国税通則法第五章（国税の還付及び還付加算金）」に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　削除

（有価証券取引税法の一部改正）

第六条　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（申告による納付）」に改め、同条第一項中「月中に納税義務の生じた」を「月中に譲渡した有価証券についての有価証券取引税の課税標準及びその納付すべき」に、「納付高申告書」を「申告書」に改め、「、現金をもつて、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これらの項」を「同項」に、「納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに」を「申告書の提出及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特別徴収による納付）

第十一条の二　証券業者以外の者が、証券業者への売委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合においては、当該証券業者は、当該譲渡が行なわれた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を政府に納付しなければならない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第十三条第一項中「第十一条第一項又は第二項」を「第十一条の二」に、「国税徴収の例により」を「政府は」に改め、同条第二項中「しなかつたときは」の下に「、政府は」を加える。

第十四条から第十七条までを次のように改める。

第十四条から第十七条まで　削除

第十八条中「同条第二項」を「第十一条の二第一項」に改める。

第二十二条第一項第三号中「第十一条第二項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（納税地）

第二十二条の二　第十一条第一項又は第十一条の二第一項の規定により納付すべき有価証券取引税の納税地は当該有価証券取引税を納付すべき証券業者の営業所の所在地とする。

2　第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税の納税地は、同項に規定する納税義務者の住所地又は居所地（この法律の施行地に住所及び居所がない場合には、政令で定める場所）とする。

第二十三条第一項第二号中「第十一条第二項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条第二項中「の十倍が五十万円」を「が五十万円」に、「の十倍以下」を「に相当する金額以下」に改める。

第二十四条第一項第一号中「納付高申告書」を「申告書」に改める。

第二十七条を削る。

（通行税法の一部改正）

第七条　通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「国税徴収ノ例ニ依リ」を「政府」に改める。

第十一条ノ二から第十一条ノ四までを削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条ノ二　通行税ノ納税地ハ運輸業者ノ営業所ノ所在地トス但シ其ノ営業所ガ二以上アル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ承認ヲ受ケタル場所トス

第十三条第三項を削る。

第十五条第一項中「（法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノハ管理人ヲ含ム）」を削り、同条第二項を削る。

（砂糖消費税法の一部改正）

第八条　砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　課税標準及び税率（第九条―第九条の三）

第三章　申告及び納付等（第十条―第十四条）

第四章　免税、税額控除及び還付等（第十五条―第二十三条）

第五章　雑則（第二十四条―第三十四条の二）

第六章　罰則（第三十五条―第三十九条）

附則

第三条中「その重量に応じ」を「につき」に改める。

第五条第一項ただし書中「移出したものとみなす。」を「移出したものとみなして、この法律（第八条第一項、第十条、第十二条、第三十条及び第三十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。」に改め、同条に次の二項を加える。

5　砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するときは、当該製造者がその製造を廃止した日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6　前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る砂糖類については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお砂糖類の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該砂糖類がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。

第六条第二項中「この法律」の下に「（第八条第一項、第十条、第十二条、第三十条及び第三十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）」を加える。

第七条の見出し中「製造等」を「製造」に改め、同条第二項を削る。

第八条第二項第一号中「税務署長又は税関長の承認を受けた方法」を「政令で定める方法」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」の下に「又は第十五条の二第一項」を加え、「同項の承認に係る移出先又は引取先」を「第十五条第一項各号に掲げる場所又は第十五条の二第一項の承認に係る引取先」に、「第十五条第五項」を「第十五条第六項又は第十五条の二第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　次に掲げる砂糖類には、この法律（第三十一条及び同条の規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十七条第一項（臨検検査等）の規定により収取去される砂糖類

二　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十六条第一項（立入検査等）の規定により収去される砂糖類

三　その他前二号に類する砂糖類で政令で定めるもの

（課税標準及び税率）

第二章　税率に改める。

第二章中第九条を第九条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（課税標準）

第九条　砂糖消費税の課税標準は、砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類の重量とする。

（課税標準算定の特例）

第九条の二　砂糖類が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によつて取引されるものである場合において、その包装の種類、包装に表示された重量及び包装時における収容重量が政令で定めるところに該当するときは、その表示重量を、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時における当該砂糖類の前条に規定する重量とみなす。

「第三章　徴収」を「第三章　申告及び納付等」に改める。

第十条から第十四条までを次のように改める。

（移出に係る砂糖類についての課税標準及び税額の申告）

第十条　砂糖類の製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その月中において当該製造場から移出した砂糖類の種別（第一種又は第三種の砂糖については、種別及び類別。以下同じ。）及び種別ごとの重量

二　第十五条、第十六条、第十八条、第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定による砂糖消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する砂糖類のうちこれらの規定の適用を受

けようとするものの種別ごとの重量

三　種別ごとに第一号に掲げる重量から前号に掲げる重量を控除した重量（以下この項において「課税標準数量」という。）

四　課税標準数量に対する砂糖消費税額及び当該砂糖消費税額の合計額

五　第二十一条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする砂糖消費税額（前号に掲げる砂糖消費税額のうち、既に確定したものを含む。）

六　第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から前号に掲げる砂糖消費税額を控除した金額に相当する砂糖消費税額（以下「納付すべき税額」という。）

七　第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から第五号に掲げる砂糖消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八　その他参考となるべき事項

2　第二十一条第一項のもどし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

（引取りに係る砂糖類についての課税標準の申告）

第十一条　砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る砂糖類に係る前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（納期限の延長）

第十二条　第十条第一項の規定による申告書を提出した砂糖類の製造者は、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する砂糖消費税を国に納付しなければならない。

（引取りに係る砂糖類についての砂糖消費税の徴収等）

第十三条　保税地域から引き取られる砂糖類に係る砂糖消費税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2　第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する砂糖類に係る砂糖消費税は、これらの規定に規定する砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

（納期限の延長）

第十四条　砂糖類の製造者が、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

2　砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者が、第十一条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該砂糖類に係る砂糖消費税額の全部又は一部に相当

する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

「第四章　免税、税額控除及び還付等」に改める。

免税、税額控除、還付等」を「第四章

第十五条を次のように改める。

（未納税移出）

第十五条　砂糖類の製造者が次の各号に掲げる砂糖類をその製造場から当該各号に掲げる場所（第三号に掲げる製造場のうち、政令で定める物品の製造場については、当該製造場の所在地の所轄税務署長又は税関長が政令で定めるところにより当該砂糖類を移入する必要があると認めたものに限る。）へ移出する場合には、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

一　砂糖類の製造者が砂糖類の原料とするための砂糖類　当該砂糖類を原料とする砂糖類の製造場

二　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。）が輸出するための砂糖類　当該砂糖類の蔵置場

三　第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とする砂糖類　当該物品の製造場

四　前三号に掲げる砂糖類以外の砂糖類で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他やむを得ない事情があるため当該砂糖類を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの　当該他の場所

2　前項の規定は、同項の移出をした砂糖類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該砂糖類の移出に関する明細書並びに当該砂糖類が前項各号に掲げる砂糖類に該当すること及び当該砂糖類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4　第一項の移出をした砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5　第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき砂糖消費税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6　第一項の規定に該当する砂糖類（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者（当該移入先において国から譲渡された砂糖類については、当該譲受者。以下この条において同じ。）が砂糖類の製造者でないとき

は、これを砂糖類の製造者とみなし、当該場所が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなす。

7　第一項の規定に該当する砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入をした日（当該砂糖類を当該場所において国から譲り受けた者については、当該譲受けをした日）から十日以内に、当該砂糖類の移入の目的又は理由（当該砂糖類を国から譲り受けた者については、その旨）、種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）に提出しなければならない。

8　税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該砂糖類を他の砂糖類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

第十五条の次に次の一条を加える。

（未納税引取）

第十五条の二　次の各号に規定する者が当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る砂糖消費税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一　砂糖類の製造者が砂糖類の原料とするための砂糖類　当該砂糖類を原料とする砂糖類の製造場

二　第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とするための砂糖類　当該物品の製造場

三　その他砂糖類を引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための砂糖類　政令で定める場所

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　第一項の承認の申請者が第二十四条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所が課税済みの砂糖類を原料とする物品（砂糖類を含む。）の製造場であることその他の理由により、砂糖消費税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5　第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、当該砂糖類を第一項各号に掲げる場所に移入した者が砂糖類の製造者でないときは、これを砂糖類の製造者とみなし、当該場所が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなす。

6　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類を他の砂糖類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7　第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直

ちにその砂糖消費税を徴収する。

8　第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十六条を次のように改める。

（移出に係る砂糖類の輸出免税）

第十六条　砂糖類の製造者が輸出する目的で砂糖類を製造場から移出する場合には、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をした砂糖類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該砂糖類の移出に関する明細書及び当該砂糖類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（引取りに係る砂糖類の輸出免税）

第十六条の二　砂糖類を輸出する目的で保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る砂糖消費税を免除する。ただし、第三項において準用する第十五条の二第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならない。

3　第十五条の二第三項及び第七項並びに第八項の規定は、第一項本文の場合について準用する。この場合において、同条第七項中「証明書」とあるのは「政令で定める書類」と、同条第八項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と、「第二項に規定する証明書」とあるのは「第十六条の二第二項に規定する政令で定める書類」と読み替えるものとする。

第十七条を次のように改める。

（免税砂糖類の表示）

第十七条　第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当する砂糖類を製造場から移出し、又は第十五条の二第一項若しくは第十六条の二第一項の承認を受けて砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、当該砂糖類の包装に当該砂糖類が第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければならない。

第十八条を次のように改める。

（製造場における特定用途免税）

第十八条　次に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五条第一項の規定の適用がある場合（第二十条第一項又は第二十一条第四

項の規定に該当する場合を除く。）において、当該物品の製造者が当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。

一　れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの

二　育児食（乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。）

三　輸出用の菓子及び果物のかん詰その他政令で定める輸出物品

四　その他政令で定める物品

2　前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該砂糖類を消費した日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該砂糖類の消費に関する明細書（前項第三号に掲げる物品については、当該明細書及び当該物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類）を添附しない場合には、適用しない。

3　第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「同項に規定する政令で定める書類」とあるのは「第十八条第二項に規定する政令で定める書類」と、同条第四項中「第一項の移出をした砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「第十八条第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項第三号に掲げる物品を製造した場合において、当該物品を輸出する前」と、「税務署の税務署長又は税関の税務署長」とあるのは「税務署又は税関長」と読み替えるものとする。

4　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

5　第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項第三号に掲げる物品で政令で定めるものを製造した者が、当該物品で第三項において準用する第十五条第三項の規定による承認に係るものを当該承認に係る期限前にこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡したときは、第三項において準用する第十五条第三項の規定にかかわらず、当該消費又は譲渡をした日（次項の規定による承認を受けた場合には、当該承認の日）の前日を当該期限の末日とみなす。

6　前項の場合において、契約の解除その他の理由により輸出できないことにつきやむを得ない事情があるため、前項に規定する者が同項の消費又は譲渡につき、政令で定める手続によりあらかじめ所轄税務署長の承認を受けたときは、その者が納付すべき砂糖消費税に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による延滞税の額の計算の基礎となる期間は、当該承認があつた日から起算して十日を経過した日の翌日から起算するものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（保税地域における特定用途免税）

第十八条の二　前条第一項各号に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五条第二項本文又は第三項の規定の適用がある場合において、当該物品の製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2　税関長は、前項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類を原料として消費し前条第一項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して蔵置し、又は当該物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

3　税関長は、前条第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費について第一項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該承認に係る物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類の提出を命じなければならない。

4　第十五条の二第三項の規定は、前条第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖類の消費につき第一項の承認を与える場合について準用する。

5　第一項の承認を受けた砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造した者が第三項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する政令で定める書類を提出しなかつたときは、直ちに当該物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、既に第八項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6　第十五条の二第八項の規定は、第一項の承認を受けた砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造し、当該物品を輸出する前に亡失した場合について準用する。この場合において、第十五条の二第八項中「税務署の税務署長」とあるのは、「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

7　第一項の承認を受けた砂糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造した者が、当該物品につき第三項の規定により指定された期限前に当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行なつた税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

8　前項に規定する者が同項に規定する物品を同項に規定する期限前にこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡したときは、税関長は、その者から直ちに当該物品の原料として消費された砂糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、既に第五項の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

第十九条に次の一項を加える。

2　前項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類については、第十条第一項の規定は、適用しない。

第二十条第一項中「次条第五項の確認を受けた」を「次条第一項の規定の適用を受けた、又は受けるべき」に改め、同条第二項中「第九条」を「第九条の三」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　第一項及び第二項の承認を受けて製造した砂糖類をその製造場から移出した者は、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に当該移出をした砂糖類の製造に関する明細書を添附しなければならない。

5　税務署長は、第一項又は第二項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖類及びこれを原料として製造した砂糖類をそ

れぞれ他の砂糖類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

第二十条に次の一項を加える。

6　第一項又は第二項の承認を受けて砂糖類を製造した者は、政令で定めるところにより、その製造した砂糖類の包装に当該砂糖類がこれらの項の承認を受けて製造したものである旨の表示をしなければならない。

第二十一条第一項中「月の翌月以降に徴収されるべき砂糖消費税額」を「日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する提出期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額」に、「徴収された、又は徴収されるべき」を「納付された、又は納付されるべき」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、同項第二号中「第十五条第一項本文」を「第十五条第一項」に改め、同条第二項後段を削り、同項中「他の砂糖類」を「砂糖類の製造者が他の砂糖類」に、「当該移出に係る砂糖消費税額」を「その者が当該移出の日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額」に改め、「他の製造場からの移出」の下に「により納付された、若しくは納付されるべき」を加え、「又は徴収」を「若しくは徴収」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、「以下この項において「課税済額」という。」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、砂糖類の製造の廃止その他の理由により、これらの項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

第二十一条第四項中「前条第一項」を「砂糖類の製造者が前条第一項」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　前各項の規定による控除若しくは還付又は免除を受けようとする者は、当該控除若しくは還付又は免除に係る第十条の規定による申告書に当該砂糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

6　相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により砂糖類の製造場における製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該製造場から移出された砂糖類を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

第二十一条に次の二項を加える。

7　前項の規定は、合併により砂糖類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8　第三項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一　第十条第一項の規定による申告書　当該申告書の提出期限

二　第十条第二項の規定による申告書　当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第二十二条第一項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項又は第十五条の二第五項」に、「前条第五項の確認を受けた」を「前条第一項の規定の適用を受けた、又は受けるべき」に、「第九条」を「第九条の三」に改め、同条第五項中「申告し」を「届け出て」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第一項又は第二項の規定による還付金については、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

第二十三条第一項第一号中「第十八条第一項」の下に「又は第十八条の二第一項」を加える。

「第五章　納税の担保」を「第五章　雑則」に改める。

第二十四条の見出しを「（保全担保）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、」を削り、「又は税務署長」を「、税務署長又は税関長」に改め、「製造者」の下に「又は砂糖類を保税地域から引き取る者」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「又は税務署長」を「、税務署長又は税関長」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第二十五条から第二十八条まで　削除

第二十九条第一項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項又は第十五条の二第五項」に改める。

第三十条に次の二項を加える。

3　砂糖類の製造者について、相続があつた場合において、当該相続により砂糖類の製造業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その砂糖類の製造場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4　前項の規定は、合併により砂糖類の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

第三十一条中「承認を受けて同項各号」を「規定に該当し若しくは第十八条の二第一項の承認を受けて第十八条第一項各号」に改める。

第三十二条中「の開始」、「（包括受遺者を含む。）」、「（包括遺贈者を含む。）」及び「、第二十条第四項又は第三十条」を削る。

第三十四条第一項第一号中「承認を受けて同項各号」を「規定に該当し若しくは第十八条の二第一項の承認を受けて第十八条第一項各号」に改め、同条第三項中「、第十三条」を「から第十三条まで」に改める。

第五章中第三十四条の次に次の一条を加える。

（納税地）

第三十四条の二　砂糖消費税の納税地は、製造場から移出された砂糖類に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる

砂糖類に係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

「第七章　罰則」を「第六章　罰則」に改める。

第三十五条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条第一項第一号中「又は第二項」を削り、「申告を怠り、又は偽つた者」を「申告書の提出を怠つた者」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

三　第十八条の二第七項本文の規定に違反した者

第三十六条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第三十七条第一号中「申告書」を「書類」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　第十七条又は第二十条第六項の規定に違反した者

三　第十八条の二第二項の規定により命ぜられた書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第三十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

（揮発油税法の一部改正）

第九条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第七条）

第二章　課税標準及び税率（第八条・第九条）

第三章　申告及び納付等（第十条―第十三条）

第四章　免税及び税額控除等（第十四条―第十七条）

第五章　雑則（第十八条―第二十六条の二）

第六章　罰則（第二十七条―第三十一条）

附則

第三条中「の数量に応じ」を「につき」に改める。

第四条中「及び第二号、第十七条第三項各号列記以外の部分並びに」を「、第十四条の二第一項第一号及び」に改める。

第五条第一項ただし書中「移出したものとみなして、この法律（第十条、第十二条、第二十三条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。」に改め、同条に次の三項を加える。

4　揮発油の製造者がその製造を廃止した場合において、揮発油がその製造場に現存するときは、当該製造者がその製造を廃止した日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5　前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る揮発油については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお揮発油の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該揮発油がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。

6　関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された揮発油が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、第二項の規定を適用する。

第七条の見出し中「製造者等」を「製造者」に改め、同条第一項中「この法律」の下に「（第十条、第十二条、第二十三条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）」を加え、同条第二項を削る。

「第三章　徴収」を「第三章　申告及び納付等」に改める。

第十条から第十二条までを次のように改める。

（移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告）

第十条　揮発油の製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その月中において当該製造場から移出した揮発油の数量

二　第十四条、第十五条若しくは第十六条又は他の法律の規定による揮発油税の免除を受けようとする数量

三　第一号の数量から前号の数量を控除した数量

四　前号の数量のうち、第八条第一項の規定により控除される数量

五　第三号の数量から前号の数量を控除した数量（以下「課税標準数量」という。）

六　課税標準数量に対する揮発油税額

七　第十七条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする揮発油税額（前号に掲げる揮発油税額のうち、既に確定したものを含む。）

八　第六号に掲げる揮発油税額から前号に掲げる揮発油税額を控除した金額に相当する揮発油税額（以下「納付すべき税額」という。）

九　第六号に掲げる揮発油税額から第七号に掲げる揮発油税額を控除してなお不足額があるときは、その不足額

十　その他参考となるべき事項

2　第十七条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとする場合には、その適用を受けようとする数量

3　第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて揮発油税を免除された揮発油については、適用しない。

（引取りに係る揮発油についての課税標準の申告）

第十一条　揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る揮発油に係る前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る揮発油についての揮発油税の期限内申告による納付）

第十二条　第十条第一項の規定による申告書を提出した揮発油の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する揮発油税を、当該期限内に国に納付しなければならない。

2　第十七条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとする者は、前項の規定による申告書の提出を要しない

する揮発油税を、国に納付しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（引取りに係る揮発油についての揮発油税の徴収等）

第十二条の二　保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2　第五条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する揮発油に係る揮発油税は、これらの規定に規定する揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

第十三条を次のように改める。

（納期限の延長）

第十三条　揮発油の製造者が、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、二月以内、当該担保の額に相当する揮発油税の納期限を延長することができる。

2　揮発油を保税地域から引き取ろうとする者が、第十一条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該揮発油に係る揮発油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する揮発油税の納期限を延長することができる。

第十四条の見出し「第四章　免税及び税額控除等」を「第四章　免税、税額控除等」に改める。

第十四条を次のように改める。

（未納税移出）

第十四条　揮発油の製造者が次の各号に掲げる揮発油をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。

一　揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油　当該揮発油を原料とする揮発油の製造場

二　輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行なうものをいう。）が輸出するための揮発油　当該揮発油の蔵置場

三　政令で定める目的に充てるための揮発油　政令で定める場所

四　前三号に掲げる揮発油以外の揮発油で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該揮発油を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの　当該他の場所

2　前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申

告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4　第一項の移出をした揮発油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5　第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6　第一項の規定に該当する揮発油（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に当該する場合を除くほか、当該揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該場所が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

7　第二項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入をした日から十日以内に、当該揮発油の移入の目的（当該揮発油が同項第四号に掲げる揮発油であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）に提出しなければならない。

8　税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該揮発油を他の揮発油と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

第十四条の次に次の一条を加える。

（未納税引取）

第十四条の二　次の各号に掲げる揮発油を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該場所が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

一　揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油　当該揮発油を原料とする揮発油の製造場

二　揮発油を引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための揮発油　政令で定める場所

三　揮発油の製造者が保税地域に該当する揮発油の製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため、他の場所へ引き取る前二号に掲げる揮発油以外の揮発油　当該他の場所

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、当該場所の所在地の所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　第一項の承認の申請者が第十八条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、当該引取りに係る揮発油税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一　揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油　当該揮発油を原料とする揮発油の製造場

二　揮発油を引き取ろうとする者が政令で定める目的に充てるための揮発油　政令で定める場所

三　揮発油の製造者が保税地域に該当する揮発油の製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため、他の場所へ引き取る前二号に掲げる揮発油以外の揮発油　当該他の場所

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、当該場所の所在地の所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　第一項の承認の申請者が第十八条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長

は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5　第一項の承認を受けて引き取つた揮発油（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該場所が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

6　税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた揮発油を他の揮発油と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7　第一項の承認を受けて引き取つた揮発油について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴取する。

8　第一項の承認を受けて引き取つた揮発油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十五条を次のように改める。

（移出に係る揮発油の輸出免税）

第十五条　揮発油の製造者が輸出する目的で揮発油をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該揮発油の移出に関する明細書及び当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（引取りに係る揮発油の輸出免税）

第十五条の二　揮発油を輸出する目的で保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

2　税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならない。

3　第十四条の二第三項、第七項及び第八項の規定は、第一項本文の場合について準用する。この場合において、同条第七項中「証明書」とあるのは「政令で定める書類」と、同条第八項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは

「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と、「第二項に規定する証明書」とあるのは「第十五条の二第二項に規定する政令で定める書類」と読み替えるものとする。

第十六条を次のように改める。

（移出に係る燈油の免税）

第十六条　揮発油の製造者が揮発油のうち燈油に該当するものをその製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に前項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものが移出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　第一項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものの規格については、政令で定める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（引取りに係る燈油の免税）

第十六条の二　揮発油のうち燈油に該当するものを保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

2　前項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

3　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

4　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

5　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

6　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

7　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

8　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

9　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

10　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

11　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

12　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

13　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

14　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

15　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

16　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

17　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

18　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

19　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

20　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

21　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

22　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

23　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

24　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

25　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

26　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

27　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

28　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

29　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

30　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

31　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

32　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

33　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

34　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

35　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

36　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

37　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

38　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

39　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

40　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

41　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

42　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

43　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

44　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

45　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

46　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

47　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

48　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

49　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

50　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

51　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

52　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

53　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

54　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

55　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

56　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

57　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

58　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

59　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

60　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

61　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

62　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

63　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

64　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

65　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

66　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

67　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

68　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

69　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

70　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

71　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

72　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

73　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

74　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

75　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

76　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

77　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

78　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

79　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

80　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

81　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

82　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

83　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

84　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

85　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

86　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

87　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

88　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

89　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

90　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

91　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

92　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

93　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

94　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

95　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

96　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

97　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

98　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

99　第一項の規定は、同項の引取りをした燈油の製造者が、当該引取りをした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該燈油の引取りに関する明細書及び当該燈油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

100　第二項の承認を受けて引き取つた燈油について、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

て同じ。）に相当する金額を控除する。

3　前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同項第九号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4　揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油（当該移出後使用されたものを除く。）を、その製造を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該揮発油を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5　前各項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類を添附して政令で定める書類を添附しなければならない。

6　相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により揮発油の製造場における製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該製造場から移出された揮発油を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7　前項の規定は、合併により揮発油の製造場における揮発油の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8　次の各号に掲げる場合において、当該揮発油をそのもどし入れ、又は移入した保税地域に該当する揮発油の製造場からさらに引き取るときは、政令で定めるところにより、当該引取りにより徴収される揮発油税額から、当該揮発油につき、当該各号に規定する揮発油の製造場からの移出により納付した、若しくは納付すべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額に相当する金額を控除する。

一　保税地域に該当する揮発油の製造場から引き取られた揮発油を当該保税地域に該当する揮発油の製造場にもどし入れた場合（当該揮発油が当該引取り後使用されたものである場合を除く。）

二　揮発油の製造場から移出され、又は他の保税地域から引き取られた揮発油を保税地域に該当する揮発油の製造場に移入した場合（当該揮発油が当該移出又は引取り後使用されたものである場合を除く。）

9　前項の規定による控除を受けようとする者は、当該もどし入れ又は移入に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を、当該もどし入れ又は移入に係る保税地域に該当する揮発油の製造場の所在地の所轄税関長に提出して、その確認を受けなければならない。

10　第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一　第十条第一項の規定による申告書　当該申告書の提出期限

二　第十条第二項の規定による申告書　当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

「第五章　納税の担保」を「第五章　雑則」に改める。

第十八条の見出しを「（保全担保）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、」を削り、「又は税務署長」を「、税務署長又は税関長」に改め、「製造者」の下に「又は揮発油を保税地域から引き取る者」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「又は税務署長」を「、税務署長又は税関長」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第六章の章名を削り、第十九条から第二十二条までを次のように改める。

第十九条から第二十二条まで　削除

第二十三条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3　揮発油の製造者について相続があつた場合において、当該相続により揮発油の製造業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その揮発油の製造場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4　前項の規定は、合併により揮発油の製造場における揮発油の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

第二十五条中「の開始」、「（包括受遺者を含む。）」、「（包括遺贈者を含む。）」及び「又は第二十三条」を削る。

第二十六条第三項中「、第十条及び第十二条」を「及び第十条から第十二条の二まで」に改める。

第五章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（納税地）

第二十六条の二　揮発油税の納税地は、製造場から移出された揮発油に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる揮発油に係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

「第七章　罰則」を「第六章　罰則」に改める。

第二十七条第一項第二号中「第十七条第四項」を「第十七条第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第二十八条第一項各号を次のように改め、同条第二項を削る。

一　第十条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

二　第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第二十九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一　第十四条第七項の規定による書類の提出を怠

り、又は偽りの書類を提出した者

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

（地方道路税法の一部改正）

第十条　地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第七条第一項又は第十四条第五項」を「第七条、第十四条第六項又は第十四条の二第五項」に、「第七条第二項又は第十四条第五項」を「第五条第五項、第十四条第六項又は第十四条の二第五項」に、「換価される揮発油とする。」を「換価される揮発油とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する揮発油とする。」に、「の数量に応じ」を「につき」に改め、同条第二項中「の数量に応じ」を「につき」に改め、同条第三項中「第十四条第一項本文又は第十五条第一項本文」を「第十四条第一項若しくは第十五条第一項」に、「これら」を「揮発油税法第十四条の二第一項本文若しくは第十五条の二第一項本文」に改め、同条第四項中「第十四条第六項、第十五条第四項又は第二十八条第二項」を「第十四条の二第七項又は第十五条の二第三項」に改め、「移出し、又は」を削る。

第六条中「第十六条第一項」の下に「又は第十六条の二第一項」を加え、「燈油に該当する揮発油」を「揮発油のうち燈油に該当するもの」に改める。

第七条の見出しを「（申告及び納付等）」に改め、同条第一項中「地方道路税は、」の下に「揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又は」を加える。

第八条の見出し中「及び処分」を削り、同条第二項中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条」に改め、同条第三項中「第十八条第三項から第五項まで及び第十九条から第二十一条まで」を「第十八条第二項」に、「前二項」を「前項」に改める。

第九条第一項中「第十七条第一項から第三項まで又は第四項」を「第十七条第一項から第四項まで又は第八項」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3　揮発油税法第十七条第五項、第九項及び第十項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（延滞税）

第十条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百六十一分の四十に相当する金額及び二百六十一分の二百二十一に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方道路税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

2　第七条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

（過少申告加算税又は無申告加算税）

第十一条　前条第一項の規定は、国税通則法の規定により地方道路税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2　第七条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

第十二条第二項中「過誤納に係る国税及び」を「国税通則法第五十六条に規定する還付金等及び過誤納に係る」に、「国税徴収法第百六十四条」を「国税通則法」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二

項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「国税徴収法第百六十四条」を「国税通則法」に、「還付加算金を」の下に「、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額又は」を加え、「、同条の規定にかかわらず」を削り、「これらの」の下に「還付に係る金額の合算額又は」を加え、「同条」を「同法」に、「とみなす」を「とする」に改める。

第十四条を次のように改める。

（端数計算）

第十四条　地方道路税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する国税通則法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第十四条の二第三項中「第五条第一項又は第二項」を「第五条第一項若しくは第二項又は第七条」に改める。

第十五条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（酒税法の一部改正）

第十一条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

（物品税法の一部改正）

第十二条　物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

（トランプ類税法の一部改正）

第十三条　トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

（入場税法の一部改正）

第十四条　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十五条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「酒税法等」という。）」の下に「、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第四条第一項中「引取の際の」を「引取りに係る」に、「税関は、その内国消費税の額を郵政官署」を「税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵政官署を経て当該郵便物の名あて人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　郵政官署は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

第四条第三項中「その内国消費税」を「同項の書面に記載された税額に相当する内国消費税」に改

め、同条に次の一項を加える。

4　第一項に規定する書面は、国税通則法に規定する賦課決定通知書とみなす。

第五条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、当該物品につき既に砂糖消費税法第五条第三項（引取りとみなす場合）、物品税法第六条第三項（引取りとみなす場合）又は揮発油税法第五条第六項（引取りとみなす場合）の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

第八条第二項を削る。

第九条を削る。

第九条の二に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2　前項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

第十条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

第十条の次に次の一条を加える。

（没収又は追徴の場合における内国消費税の課税の特例）

第十条の二　内国消費税課税物品につき関税法第百十八条その他の法令の規定により没収又は追徴が行なわれた場合には、当該物品に係る内国消費税を課さない。

第十一条第一項中「前二条」を「第九条又は第十条」に改め、同条第二項中「十倍」を「三倍」に改める。

（取引所税法の一部改正）

第十六条　取引所税法（大正三年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第八条第四項を削る。

第十条第三項中「国税徴収法ニ依リ」を「政府ハ」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条ノ二　取引所特別税ノ納税地ハ当該取引所ノ所在地トス

取引税ノ納税地ハ当該取引員又ハ全員ガ当該売買取引ヲ為シタル又ハ為スベキ取引所ノ所在地トス

第十五条第一項中「脱税高五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ罰金ニ処ス」に、「税金二十円」を「脱税高ノ三倍相当額千円」に、「百円」を「千円」に改める。

第十七条第一項及び第十七条ノ二第一項中「税金五倍ニ相当スル」を「税金ノ三倍相当額以下ノ」に、「税金二十円」を「千円」に改める。

第十八条中「脱税高五倍ニ相当スル」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ」に、「税金二十円」を「千円」に改める。

第十九条ノ二中「若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相当スル罰金」を削り、「懲役及」の下に「各本条ノ」を加える。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とする。

（登録税法の一部改正）

第十七条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「徴収スル」を「納ムル」に改める。

第十七条ノ二第二項中「直ニ」を削る。

第十九条ノ七中「国税徴収法第百六十七条第一項」を「国税通則法第七十九条第一項」に、「審査ノ請求」を「審査請求」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十八条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条ノ三中「国税徴収法第百六十四条」を「国税通則法第五十八条」に改める。

第十四条ノ二第一項中「法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム」を削り、同条第二項を削る。

（関税法の一部改正）

第十九条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「国税徴収法第百六十条第一項、第二項及び第四項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十二条」に改め、同項後段を削る。

第十二条の見出しを「（延滞税）」に改め、同条第一項中「二銭」を「二銭に、「利子税額」を「延滞税」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国税通則法第三十七条（督促）に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の延滞税の額は、その未納に係る関税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。

第十二条第二項及び第三項中「利子税額」を「延滞税の額の」に改め、同条第四項中「利子税額」を「延滞税」に改め、同条第五項中「利子税額」を「延滞税」に改める。

第十三条第一項中「三銭」を「二銭」に改める。

（とん税法の一部改正）

第二十条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（国税通則法の準用）

第十条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十条及び第六十二条の規定は、前条及び第十二条第三項の規定によりとん税の徴収をする場合において、指定された納期日までにとん税が完納されないときについて準用する。

（特別とん税法の一部改正）

第二十一条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び第十一条」を「、第十条（国税通則法の準用）及び第十一条」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

とん税法第十条（国税通則法の準用）第六条において準用する場合を含む。）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十条の規定によりとん税及び特別とん税に係る延滞税を徴収すべき場合においては、徴収すべきとん税額及び特別とん税額の合算額について、同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の十八分の八に相当する金額及び十八分の十に相当する金額を、それぞれとん税に係る延滞税の額及び特別とん税に係る延滞税の額とする。

第八条第二項中「延滞加算税額」を「延滞税」に改め、同条第三項中「国税徴収法第百六十二条第一項前段」を「国税通則法第五十七条第一項前段」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第二十二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「課税に関する申告、申請及び請求に関

する特例若しくはその」を削る。

第二条第一項中「同法第五十六条第一項から第三項まで又は第五十七条第一項から第三項までの規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第四十六条第一項の規定により徴収する延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第三条第二項中「同法第一条第一項に規定する」を削り、「及び家財」を「又は家財」に、「八十万円」を「百二十万円」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

所得税法第四十二条第一項又は第二項に規定する報酬又は料金の支払を受ける者で、災害により住宅又は家財について甚大な被害を受け、かつ、当該災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が百二十万円以下であるものに対しては、政府は、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日以後のその年分の当該報酬又は料金につきこれらの規定による徴収を猶予することができる。

給与、報酬又は料金で命令で定めるものの支払を受ける者が災害により被害を受けた場合において、当該災害のあつた日の属する年又はその翌年以後三年以内の各年において、当該災害のあつた日の現況により当該災害による所得税法第十一条の四に規定する雑損失の金額（当該災害以外の理由による雑損失の金額がある場合には、その金額を含む。以下この項において同じ。）があるものと見積られ、又はその雑損失の金額で同法第九条の四第三項の規定による控除を受けることができるものがあるときは、政府は、命令の定めるところにより、その者のその年又はその翌年以後三年以内の各年において支払を受ける当該給与、報酬又は料金につき、同法第十一条の四又は第九条の四第三項の規定の適用に関し必要な限度において、同法第三十八条第一項若しくは第五項又は第四十二条第一項若しくは第二項の規定による徴収を猶予することができる。

第四条中「同法第五十三条第一項若しくは第二項又は第五十四条第一項の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第四十六条第一項の規定により徴収する延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第七条第一項中「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十七条第一項、」に、「第十七条第一項、」を「第十七条第一項若しくは第四項、」に、「第十七条第一項の」を「第十七条第一項又は第四項の」に改め、「第十八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第四項中「第四項」を「第三項」に改める。

第八条から第十条までを削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八十九条・第九十条）」を「（第八十九条―第九十条の二）」に改める。

第一条中「、徴収若しくは資産の再評価」を「若しくは徴収」に、「資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改める。

第二条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十　更正の請求　国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

第二条第二項第六号中「同法第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

九　更正の請求　国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

第二十三条第一項中「、所得税法第二十七条第六項の規定にかかわらず」を削る。

第三十条第一項中「第三項並びに第十条の五第一項」を「第四項並びに第十条の五第三項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第三十三条の二第一項中「当該各号」を「それぞれ、当該各号」に、「、それぞれ四月以内に、」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に「、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同条第二項中「所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。」に改め、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十三条の二第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第七号に規定する確定申告書等」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第三十六条第二項及び第三項中「四月以内に、」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に「、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同条第四項中「所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第三十三条の二第三項の規定は、第二項又は第三項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六条第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十六条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

第三十八条の四第四項中「規定に該当することに

より納付すべきこととなつた所得税額」を「規定により提出する修正申告書及びその者に対する前項において準用する同条第四項の更正」に改め、同項後段を次のように改める。

　この場合において、第三十三条の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の四第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十八条の四第一項又は第二項において準用する同法第三十六条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

　第三十八条の七第一項及び第三項中「四月以内に、」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に「、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同条第五項中「又は前項」を「及び前項」に、「規定による更正により納付すべきこととなつた所得税額」を「更正」に改め、同項後段を次のように改める。

　この場合において、第三十三条の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

　第三十八条の八第四項中「四月以内に、」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に「、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同条第五項中「所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第三十三条の二第三項の規定は、第四項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の八第四項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の二第一項」とあるのは「第三十八条の八第四項」と読み替えるものとする。

　第四十条第四項中「所得税法第五十四条の規定の適用については、同条第一項第二号中「について、当該提出期限」とあるのは「について、租税特別措置法第四十条第一項後段の承認をしないこととの決定の通知をした日」とする。」を「国税通則法第六十条第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該承認をしないとの決定の通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。」に改める。

　第四十一条の四第四項の表条項の欄中「第十五条の七」を「第十五条の八」に改め、同表読み替えられる規定の欄中「前五条」を「前六条」に、「者」を「勤労学生」に改め、同表読み替える規定の欄中「前五条及び」を「第十五条の二から第十五条の五まで及び第十五条の七並びに」に、「者であるかどうか及び」を「勤労学生であるかどうか及び」に改め、同表中

「

第四十四条第一項	及び第八号	及び第八号並びに租税特別措置法第四十一条の四第一項
第四十八条第一項	第十二号に規定する事項	第十二号に規定する事項、租税特別措置法第四十一条の四第一項に規定する事項

」

を削る。

　第四十一条の七第一項中「利子税額、過少申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

　第五十六条の二第一項中「法人税額の更正の請求」を「法人税額につき、前条第一項に規定する取引等の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分又は同条第二項に規定する解散の日を含む事業年度分若しくは同項に規定する合併法人の同項に規定する取引等の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分の法人税に係る同法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに、更正の請求」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

　第五十七条第一項中「法人税額の更正の請求」を「法人税額につき、当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分の法人税に係る同法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限までに、更正の請求」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

　第六十五条第四項、第六十五条の七第三項及び第六十六条の二第四項中「同法第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改める。

　第七十条第一項中「、相続税法第三十一条の規定により修正申告書を提出し」を「国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第二項中「、同法第三十条の規定により申告書を提出し」を「国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第三項中「相続税法第三十五条の規定により課税価格及び相続税額を更正し、又は決定する。」を「これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条の規定による申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

　第七十条に次の一項を加える。

5　第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税

第六十七号

通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

一　当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条第二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

第八十九条を次のように改める。

（製造場において石油化学原料として消費される揮発油の免税）

第八十九条　エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五条第一項又は地方道路税法第五条第一項の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2　前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該揮発油を消費した日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。以下第九十条第二項において同じ。）に当該揮発油の消費に関する明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添附しない場合には、適用しない。

3　税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、第一項の規定に該当する製造者に対し、同項に規定する製品の原料として消費する揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに政令で定めるところにより当該原料とする揮発油の消費に関する事項及び当該揮発油を原料とした製品の製造、貯蔵又は販売に関する事項を帳簿に記載すべきことを命ずることができる。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（保税地域において石油化学原料として消費される揮発油の免税）

第八十九条の二　前条第一項に掲げる製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五条第二項又は地方道路税法第五条第二項の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2　税関長は、前項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに政令で定めるところにより当該揮発油を原料とする揮発油の消費に関する事項及び当該揮発油を原料とした製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

第九十条を次のように改める。

（移出に係る揮発油の特定用途免税）

第九十条　揮発油の製造者が次に掲げる用途に供される揮発油でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、昭和三十八年三月三十一日までに、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一　航空機の燃料用

二　ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

2　前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　揮発油税法第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4　揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第十四条第七項中「に掲げる場所」とあるのは「の用途に供する場所」と、「移入の目的（当該揮発油が同項第四号に掲げる揮発油であるときは、その移入の理由）」とあるのは「用途、規格」と、同法第二十四条及び第二十六条並びに地方道路税法第十四条の二中「揮発油の製造者又は販売業者」とあるのは「租税特別措置法第九十条第二項各号の用途に供する揮発油を移入した者」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該消費又は譲渡を移出と、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八条第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十条第一項に規定する申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含む。）は、揮発油税法第十条第一項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内に提出し、当該揮発油税及び地方道路税は、当該申告書の提出期限内に、国に納付しなければならない。

第九十条の次に次の一条を加える。

（引取りに係る揮発油の特定用途免税）

第九十条の二　前条第一項各号に掲げる用途に供する揮発油でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、昭和三十八年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2　揮発油税法第十四条の二第二項及び第四項の規定は、前項の承認について、同条第七項の規定は、前項の承認を受けて引き取つた揮発油で、政令で定めるところにより、税関長が指定した期限内に前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、同法第十四条の二第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方道路税」と読み替えるものとする。

3　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に

伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「含む。」の下に「以下次項において同じ。」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に規定する物品又は揮発油が第九条第一項各号又は前条第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は譲受けをされたときは、税務署長又は税関長は、当該譲受けをした者（当該譲受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者）から当該物品又は揮発油についての第九条第一項又は前条第一項の規定による免除に係る物品税額又は揮発油税額及び地方道路税額に相当する物品税又は揮発油税及び地方道路税を直ちに徴収する。この場合において、当該物品税又は揮発油税及び地方道路税の納税地は、当該譲受けがあつた時（前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該物品又は揮発油の所在地とする。

3　第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第十一条第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十二条」を「第十二条の二第一項」に改める。

第五条第一項中「その譲受を」を「その譲受けの場所を当該資材等又は当該製品等に係る資材等を製造した製造場とみなし、その譲受けをこれらの資材等の当該」に、「製造者」を「これらの資材等の製造者」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第三章」に改める。

（租税条約関係法律の一部改正）

第二十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（会社更生法の一部改正）

第二十七条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項及び第三項中「徴収の猶予」を「納税の猶予」に改める。

第二百六十九条第三項中「利子税額を」を「利子税の額を」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「利子税及び延滞税」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第二十八条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

「第三章　納税義務

第一節　納税義務の承継（第二十七条―第二十九条）
第二節　連帯納税義務（第三十条・第三十一条）
第三節　第二次納税義務（第三十二条―第三十九条）
第四節　人格のない社団等の納税義務（第四十条・第四十一条）を「第三章　第二次納税義務（第四章　削除

目次中

第四章　納税の請求
第一節　納税の告知（第四十二条―第四十四条）
第二節　督促（第四十五条・第四十六条）

」

「第六章　納税の猶予及び担保
第一節　徴収猶予（第百四十八条―第百五十二条）
第二節　滞納処分の停止（第百五十三条・第百五十四条）
第三節　納税の猶予に伴う利子税額等の減免（第百五十五条）
第四節　納税の猶予に伴う担保（第百五十六条・第百五十七条）
第五節　保全担保及び保全差押（第百五十八条・第百五十九条）
第六節　担保の処分（第百六十条）
第七章　還付（第百六十一条―第百六十五条）
第八章　再調査、審査及び訴訟（第百六十六条―第百七十三条）

」

「第六章　第二次納税義務（第
第一節　第
第二節　第
第三節　第
第七章　第
第八章　第

二十七条―第四十一条）」に、

滞納処分に関する猶予及び停止等
換価の猶予（第百四十八条―第百五十二条）
滞納処分の停止（第百五十三条―第百五十七条）
保全担保及び保全差押（第百五十八条―第百六十条）
削除
不服審査及び訴訟の特例（第百六十六条―第百七十三条）」

に改める。

第一条中「賦課、徴収及び還付」を「滞納処分その他の徴収」に改める。

第二条第三号及び第四号を次のように改める。

三　消費税　酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、物品税、トランプ類税及び入場税をいう。

四　附帯税　国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

第二条第七号中「第二項若しくは第三項」を削り、同条第八号中「第百五十六条第一項第六号（保証人）又は酒税法（昭和二十八年法律第六号）その他の」を削り、「、納税者」を「納税者」に改め、同条第十号を次のように改める。

十　法定納期限　国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる期限を除くものとし、国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税については、当該事実の生じた日とする。）をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

イ　国税通則法第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定による納期限

ロ　国税通則法第三十六条第二項（納税の告知）に規定する納期限

ハ　国税通則法第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限

ニ　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規

定による延納、国税通則法第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限第二条第十一号中「又は」を「その他」に、「事務につきその委任を受けた」を「事務に従事する」に改める。

第三条を次のように改める。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第三条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

第四条から第七条まで　削除

第四条から第七条まで

第十一条の見出し中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条中「第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定により徴収する国税」を「国税通則法第三十九条（強制換価の場合の消費税の徴収の特例）の規定により徴収する消費税（その滞納処分費を含む。）」に改める。

第十五条第一項中「附帯税額」を「附帯税」に改め、同項第一号中「納税告知書を発した日（所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税」を「更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を発した日（申告納税方式による国税」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法定納期限前に国税通則法第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求（以下「繰上請求」という。）がされた国税　当該請求に係る期限

第十五条第一項第三号中「予定納税及び予定申告に係る」に改め、同項第四号中「（昭和二十五年法律第七十三号）」を削り、「第三十五条第二項」を「第三十五条第五項」に、「確定した相続税又は贈与税」を「納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税」に、「納税告知書」を「決定通知書」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二　国税通則法第十五条第三項第二号から第四号まで（源泉徴収等による国税等）に掲げる国税（同項第二号及び第三号に掲げるものについては、法定納期限以前に納付されたものを除く。）その納税告知書を発した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

五の三　国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税　それぞれその修正申告があつた日又はその更正に係る更正通知書を発した日

第十五条第一項第六号中「第百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）」の下に「（国税通則法第三十八条第四項（繰上保全差押）において準用する場合を含む。）」を加え、同項第七号中「相続のあつた」を「相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた」に改め、「確定したもの」の下に「（国税通則法第十五条第三項第二号から第四号までに掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したもの。以下次号において同じ。）」を加え、「その相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）」を「その相続」に改め、同項第九号中「（第百六十条第四項（保証人からの徴収）において準用する場合を含む。）」を「又は国税通則法第五十二条第二項（保証人に対する納付通知）」に改める。

第十九条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　立木の先取特権に関する法律（明治四十三年法律第五十六号）第一項（立木の先取特権）の先取特権

第十九条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第三号から第五号まで（同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものを除く。）」に改める。

第二十条第一項第一号中「前条第一項第三号及び第四号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に改める。

第二十三条第一項中「その滞納処分による差押の効力は、失われない。」を「その仮登記の権利者は、その差押えに係る滞納処分につき、その仮登記に係る権利を主張することができない。」に改め、同条第三項中「再調査の請求若しくは審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求」を「その不服申立て」に改める。

第二十四条第二項中「居所」の下に「（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「第六項まで（第二次納税義務の通則）」を「第五項まで（第二次納税義務の通則）及び第九十条第三項（換価の制限）」に改める。

第二十六条第一号中「又は第十条」を「若しくは第十条」に、「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

「第三章　納税義務」を「第三章　第二次納税義務」に改める。

「第一節　納税義務の承継」及び「第二節　連帯納税義務」を削る。

第二十七条から第三十一条まで　削除

「第三節　第二次納税義務」を削る。

第三十二条第二項中「第四十三条（繰上徴収）の規定により徴収する」を「国税通則法第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）の規定による請求をする」に、「その　期限後二十日以内に納付催告書によりして」を「納付催告書によりその納付を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

第四十条　削除

第四十一条の見出しを「（人格のない社団等に係る第二次納税義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第四号中「財産の換価は」の下に「、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「この節」を「この章」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十五条第一項中「（昭和二十二年法律第二十八号）」を削り、「法定納期限」の下に「（国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その還付の基因となつた申告、更正又は決定があつた日。以下この章において同じ。）」を加える。

第三十六条第二号中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三十八条中「同族会社」の下に「（これに類する法人を含む。）」を加える。

「第四節　人格のない社団等の納税義務」を削る。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条の見出しを「（人格のない社団等に係る第二次納税義務）」に改め、同条第一項を削り、

法律第五十六号）第一項（立木の先取特権）の先取特権

第十九条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第三号から第五号まで（同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものを除く。）」に改める。

第二十条第一項第一号中「前条第一項第三号及び第四号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に改める。

第二十三条第一項中「その滞納処分による差押の効力は、失われない。」を「その仮登記の権利者は、その差押えに係る滞納処分につき、その仮登記に係る権利を主張することができない。」に改め、同条第三項中「再調査の請求若しくは審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求」を「その不服申立て」に改める。

第二十四条第二項中「居所」の下に「（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「第六項まで（第二次納税義務の通則）」を「第五項まで（第二次納税義務の通則）及び第九十条第三項（換価の制限）」に改める。

第二十六条第一号中「又は第十条」を「若しくは第十条」に、「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

「第三章　納税義務」を「第三章　第二次納税義務」に改める。

「第一節　納税義務の承継」及び「第二節　連帯納税義務」を削る。

第二十七条から第三十一条まで　削除

「第三節　第二次納税義務」を削る。

第三十二条第二項中「第四十三条（繰上徴収）の規定により徴収する」を「国税通則法第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）の規定による請求をする」に、「その　期限後二十日以内に納付催告書によりして」を「納付催告書によりその納付を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

第四十条　削除

第四十一条の見出しを「（人格のない社団等に係る第二次納税義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第四号中「財産の換価は」の下に「、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「この節」を「この章」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十五条第一項中「（昭和二十二年法律第二十八号）」を削り、「法定納期限」の下に「（国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その還付の基因となつた申告、更正又は決定があつた日。以下この章において同じ。）」を加える。

第三十六条第二号中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三十八条中「同族会社」の下に「（これに類する法人を含む。）」を加える。

「第四節　人格のない社団等の納税義務」を削る。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条の見出しを「（人格のない社団等に係る第二次納税義務）」に改め、同条第一項並びに同法第四章第

同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章を次のように改める。

第四章　削除

第四十二条から第四十六条まで　削除

第四十七条第一項第一号中「督促を受け、」の下に「その督促に係る国税を」を加え、「その督促に係る国税（延滞加算税額を含む。）を」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

第四十七条第二項中「第四十三条第一項各号（繰上徴収）」を「国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）」に改め、同条第三項中「「納付催告書」と、「納税の告知」とあるのは「納付通知書による告知」」を「、納付催告書」に改める。

第四十九条中「滞納者」の下に「（譲渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条（差押禁止財産）を除き、以下同じ。）」を加える。

第五十条第四項中「第三十二条第四項又は第五項（第二次納税義務者の財産の換価の制限）その他の」を削り、同条第五項中「第百四十九条第一項（徴収猶予の効果）その他の法律」を「国税に関する法律」に改める。

第五十三条（見出しを含む。）中「付され」を「附され」に改める。

第六十四条中「質権の設定者」を「質権が設定されている財産」に改める。

第六十六条中「給料、年金その他これらに類する債権で継続的に収入することができるもの」を「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権」に改める。

第六十七条第四項中「第百五十七条第一項から第三項まで」を「国税通則法第五十五条第一項から第三項まで」に改める。

第七十条第三項中「税務署長」を「徴収職員」に改める。

第七十二条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　特許権、実用新案権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えの効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押えの登記がされた時に生ずる。

第七十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「登記を要するもの」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4　前条第五項の規定は、特許権についての専用実施権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えについて準用する。

第七十五条第一項第一号中「寝具」の下に「、家具」を加える。

第七十八条中「第七十五条」の下に「第一項」を加える。

第七十九条第一項第一号及び第二項第一号中「賦課」を「更正」に改める。

第八十条第四項第一号中「賦課」を「更正」に改め、同条第五項中「第七十三条第四項」を「第七十三条第五項」に改める。

第八十四条第一項中「賦課」を「更正」に改める。

第八十七条第一項中「二以上の参加差押」を「前条第一項第二号に掲げる財産について二以上の参加差押があるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差押」に改める。

とし、その他の財産について二以上の参加差押」に改め、「先にされたもの」の下に「とする。」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「不動産」の下に「（次号に掲げる財産を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　鉱業権　参加差押の登録がされた時

第九十条に次の一項を加える。

3　第二次納税義務者が第三十二条第一項（第二次納税義務の通則）の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税通則法第五十二条第二項（担保の処分）の告知、同条第三項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときについても、また同様とする。

第九十二条中「国税の賦課又は徴収に関する」を「国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する」に改める。

第九十九条第一項第二号中「公売の日の前日」の下に「（当該財産につき第九十五条第一項ただし書（公売公告）に該当する事実があると認めるときは、公売の日）」を加え、同条第三項中「（公売公告の方法）」を削る。

第百条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　入札等の価額の全部が見積価額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めることができなかつた場合において、入札者等の納付した公売保証金があるとき。

第百六条第二項中「無体財産権等」を「電話加入権以外の無体財産権等」に改める。

第百十一条中「又は有価証券」を「、有価証券又は電話加入権」に改める。

第百十四条中「第百六十六条第三項ただし書（再調査の請求がされた場合の処分の停止）（第百六十七条第四項（審査の請求についての準用規定）において準用する場合を含む。）若しくは第百七十一条第三項本文（再調査の請求等がされた場合の不動産等についての処分の停止）の規定又は行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第十条第二項（執行停止命令）の規定による命令により滞納処分の続行を停止した」を「国税通則法第八十四条第一項ただし書（不服申立てがあつた場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつた」に改める。

第百二十二条第二項中「第七十三条第四項」を「第七十三条第五項」に改める。

第百二十九条第五項中「附帯税額」を「延滞加算税額」に、「利子税額又は延滞加算税額」を「延滞税又は利子税」に改める。

第百三十三条第二項中「異議の申立」を「異議の申出」に改め、同項第一号中「行政機関等の申出」を「行政機関等からの通知」に改める。

「第六章　納税の猶予及び担保」を「第六章　滞納処分に関する猶予及び停止等」に改める。

「第一節　徴収猶予」を「第一節　換価の猶予」に改める。

第百四十八条から第百五十条まで を次のように改める。

第百四十八条から第百五十条まで　削除

第百五十一条第一項中「（第百四十八条第一項（災害等による徴収の猶予）の規定に該当する場合を除く。）」を削り、「納付すべき国税」の下に「（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予）の規定の適用を受けているものを除く。）」を加え、

同条第三項を削る。

第百五十二条を次のように改める。

（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

第百五十二条　国税通則法第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）、第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）、第四十八条第三項及び第四項（果実等による徴収）並びに同法第四十九条第一項及び第三項（納税の猶予の取消し）の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第七項中「納税者の申請に基づき、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

「第三節　納税の猶予に伴う利子税額等の減免」及び「第四節　納税の猶予に伴う担保」を削る。

第百五十五条から第百五十七条までを次のように改める。

第百五十五条から第百五十七条まで　削除

「第五節　保全担保及び保全差押」を「第三節　保全担保及び保全差押」に改める。

第百五十八条第一項中「内国消費税又は入場税」を「消費税」に、「これらの国税」を「その国税」に、「第百五十六条第一項各号（徴収猶予の担保）」を「国税通則法第五十条各号（担保の種類）」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「同項に規定する国税」及び「その国税」を「当該国税」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項後段の場合においては、その嘱託に係る書面には、第三項の書面が同項の納税者に到達したことを証する書面を添附しなければならない。この場合においては、不動産登記法第三十一条第一項（登記嘱託書の添附書類等）に規定する登記義務者の承諾書は、添附することを要しない。

第百五十八条第六項中「前項」を「第四項」に改める。

第百五十九条第一項中「確定をいう。」を「確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。」に、「確定する」を「確定をする」に、「決定し」を「決定することができる。この場合においては、徴収職員は」に改め、同条第二項中「差押」を「決定」に改め、同条第三項中「規定による差押をする」を「規定により保全差押金額を決定する」に、「同項の規定により決定した」を「当該」に改め、同条第四項中「第百五十六条第一項各号（徴収猶予等の担保）に掲げるもの又は金銭」を「国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げるもの」に、「税務署長」を「徴収職員」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「税務署長」を「徴収職員」に、「次の各号の一に該当するときは、」を「第一号又は第二号に該当するときは」に改め、「差押を」の下に「、第三号に該当するときは同号に規定する担保をそれぞれ」を加え、同項第二号中「国税の納付すべき額が確定しない」を「国税につき納付すべき額の確定がない」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る国税につき納付すべき額の確定がないとき。

第百五十九条第六項中「税務署長」を「徴収職員」に、「差押を受けた者」を「差押えを受けた者又は第四項若しくは前項第一号の担保を提供した者」に、「その差押の必要」を「その差押え又は担保の徴取の必要」に、「、その差押を」を「、その差押え又は担保を」に改め、同条第七項中「第四項に規定する」を「第四項若しくは第五項第一号の」に、「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額の確定があつた」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額の確定があつた」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「国税の納付すべき額が確定していない」を「国税につき納付すべき額の確定がされていない」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「確定した」を「確定をした」に改め、同項を同条第十一項とする。

「第六節　担保の処分」を削る。

第百六十条を次のように改める。

第百六十条　削除

第七章を次のように改める。

第七章　削除

第百六十一条から第百六十五条まで　削除

「第八章　再調査、審査及び訴訟」を「第八章　不服審査及び訴訟の特例」に改める。

第百六十六条から第百七十条までを次のように改める。

第百六十六条から第百七十条まで　削除

第百七十一条の見出し中「再調査の請求」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「再調査の請求（第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求」を「異議申立て（国税通則法第七十六条第一項、第三項又は第四項（異議申立ての期間）の規定により異議申立て」に改め、同条第二項中「第百六十七条第一項（始審的審査の請求）の規定による審査の請求又は第百六十九条第一項第三号（訴の提起の特例）の規定による訴」を「国税通則法第七十九条第一項又は第二項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第八十七条第一項第四号（訴えの提起の特例）の規定による訴え」に、「第百六十六条第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求」を「国税通則法第七十六条第一項、第三項又は第四項（異議申立ての期間）の規定により異議申立て」に、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項」を「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項又は第三項」に改め、同条第三項を削る。

第百七十二条中「再調査の請求又は審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求」を「その不服申立て」に改める。

第百七十三条第一項中「公売等に関する再調査の請求等」を「公売等に関する不服申立て」に、「再調査の請求又は審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求を」を「その不服申立てを」に改め、同項第一号中「請求」を「不服申立て」に改め、同項第二号中「その他の場合で、その請求に係る処分」を「その他その不服申立てに係る処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分」に改め、同条第二項中「請求の棄却の決定」を「不服申立てについての棄却の決定又は裁決」に、「請求を」を「不服申立てを」に改める。

第百七十四条から第百八十一条までを次のように改める。

第百七十四条から第百八十一条まで　削除

第百八十二条の見出し中「徴収」を「滞納処分の執行」に改め、同条第一項を次のように改める。

税務署長又は国税局長は、この法律の定めるところにより、その税務署又は国税局所属の徴収職

員に滞納処分を執行させることができる。

第百八十二条第一項を削り、同条第三項中「前二項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「徴収の引継又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第百八十三条の見出し中「徴収」を「滞納処分の執行」に改め、同条第一項を次のように改める。

税関長は、この法律の定めるところにより、その税関所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができる。

第百八十三条第二項中「前項の」を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第百八十四条及び第百八十五条を次のように改める。

（国税局長が徴収する場合の読替規定）

第百八十四条 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十二条第二項（滞納処分の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（第百五十九条第二項（保全差押の承認）、第百七十三条（不動産の売却決定の取消しの側限）及び前二条を除く。以下次条において同じ。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

（税関長が徴収する場合の読替規定）

第百八十五条 国税通則法第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合、同法第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十二条第二項（滞納処分の引継ぎ）の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。

第百八十六条中「、督促状」を削る。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第二十九条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「国税徴収法第百五十九条第一項」を「国税徴収法第百五十九条第一項（保全差押の承認）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第三十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第六条第一項中「国税徴収法」の下に「（これらの税目については、それぞれ国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の法律に定める関係事項を含む。）」を加える。

第三十一条第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第三十五条第一項中「所得税法第四十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項、法人税法第二十九条若しくは第三十一条若しくは相続税法第三十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による更正又は法人税法第三十条の規定による決定」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に、「更正又は決定」を「更正」に改め、同条第二項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による審査の請求」を「所得税法、法人税法、相続税又は贈与税についての不服申立て」に、「当該審査の請求」を「当該不服申立て」に改め、同条第三項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定」を「これらの規定に規定する更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決」に改める。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条 所得税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第一条第三項第三号（」を「新法（国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和三十七年法律第六十七号）の規定による改正後の新法をいう。以下同じ。）第一条第三項第三号（」に改める。

附則第七条中「及び第二十七条第七項から第十項まで」を「、第二十七条の二」に、「並びに第三十二条第三項（新法第三十四条第四項において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第四十八条第一項（新法第二十七条第七項」を「及び第四十七条（新法第二十七条の二」に、「又は新法第二十七条第七項」を「又は新法第二十七条の二」に、「同項に規定する事由が生じたときは、」を「同項」を「同条に規定する事由が生じたときは、」同項」に、「同条に規定する事由が生じたときは、」同条に、「含む。）において準用する新法第二十七条第六項の規定による更正の請求は、「同項」を「含む。）の規定による更正の請求は、新法第二十七条の二」に改める。

附則第十二条第五項中「所得で附則第四条第一項」を「所得に係る部分のうち附則第四条」に、「に係る部分を除く。」を「以外のものに係る部分に限る。」に、「これらの所得」を「当該所得」に改める。

附則第十六条第一項中「更正の請求」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項の規定による更正の請求」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十七年四月二日」とする。

の下に「、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項」を加える。

（税理士法の一部改正）

第三十条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第六条第一項中「国税徴収法」の下に「（これらの税目については、それぞれ国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の法律に定める関係事項を含む。）」を加える。

第三十一条第一号中「再調査若しくは審査の請求」を「不服申立て」に改める。

第三十五条第一項中「所得税法第四十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項、法人税法第二十九条若しくは第三十一条若しくは相続税法第三十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による更正又は法人税法第三十条の規定による決定」を「国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正」に、「更正又は決定」を「更正」に改め、同条第二項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による審査の請求」を「所得税法、法人税、相続税又は贈与税についての不服申立て」に、「当該審査の請求」を「当該不服申立て」に改め、同条第三項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定」を「これらの規定に規定する更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決」に改める。

附則別表第二中

500	1,000	40	8
1,000	1,500	80	8

を

500	1,000	0	0
1,000	1,500	0	0

に改める。

附則別表第三中

500	1,000	40	
1,000	1,500	80	
1,000			

を

500	1,000	0	
1,000	1,500	0	
1,000			

に改める。

附則別表第三中

1,000	2,000	40	
2,000	3,000	80	
2,000			

を

1,000	2,000	0	
2,000	3,000	0	
2,000			

に、「税額である。」を「税額である。この場合において、退職所得の特別控除後の金額が 2,000,000 円

以上の者の当該特別控除後の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を当該特別控除後の金額から控除した後の金額を退職所得の特別控除後の金額とみなすものとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。」に改める。

附則別表第四中

「			40	80	」
500	1,000	を	1,000	1,500	0
1,000	1,500		1,500		0

」に、「残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、」を「金額を当該残額とみなすものとし、」に、「額が、その求める税額である。」を「額をもつてその求める税額とする。」に改める。

第二章　その他の法令の一部改正

（アルコール専売法の一部改正）

第三十二条　アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「金額ノ徴収ニ関シテハ国税徴収法ヲ準用ス」を「金額ハ国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス」に改める。

（失業保険法の一部改正）

第三十三条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百六十四条」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条及び第九十二条」に改める。

第三十六条第一項中「六銭」を「四銭」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第三十四条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「国税徴収法（昭和二十二年法律第百四十四号）第百六十四条」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条及び第九十二条」に改める。

第三十六条第一項中「国税」を「関税等（関税、とん税及び特別とん税をいう。以下同じ。）」に改める。

第五条第一項中「国税若しくは」を「関税等若しくは」に改め、「国税又は」を削り、同条第二項中「国税又は」を削る。

第六条の見出し中「国税等」を「租税及び都道府県交付金等」に改め、同条中「政令で指定する国税、地方税」を「関税等、政令で指定する地方税」に改める。

第七条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　関税等以外の国税（その滞納処分費を含む。）並びに当該国税に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）

税法その他の法律（法律に基く命令を含む。）に規定する協議」を「不服申立てについて、国税通則法第八十三条第一項に規定する議決」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第三十五条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国税」を「関税等（関税、とん税及び特別とん税をいう。以下同じ。）」に改める。

第五条第一項中「国税若しくは」を「関税等若しくは」に改め、「国税又は」を削り、同条第二項中「国税又は」を削る。

第六条の見出し中「国税等」を「租税及び都道府県交付金等」に改め、同条中「政令で指定する国税、地方税」を「関税等、政令で指定する地方税」に改める。

第七条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　関税等以外の国税（その滞納処分費を含む。）並びに当該国税に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）

（地方税法の一部改正）

第三十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二号中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二十三条第一項第四号中「同法第四十二条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第三十七条の三第三項中「、所得税法第五十四条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十六条第一項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」を「並びに所得税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の額」に改める。

第三十七条の三第四項中「法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて」を削り、「同法第三十二条の規定によつて」を「法人税に係る」に、「同法第三十三条の規定によつて徴収される」を「当該更正若しくは決定によつて納付すべき」に改め、同条第八項中「当該法人税額について同法第二十四条第一項又は第二項の規定による申告書」を「修正申告書」に、「同法第二十九条から第三十一条までの規定によつて更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定により徴収すべき」を「更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る」に改める。

第三十八条の二第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第五十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第六十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第七十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第八十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第九十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百二十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百三十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百四十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百五十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百六十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百七十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百八十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第百九十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百二十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百三十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百四十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百五十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百六十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百七十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百八十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二百九十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百二十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百三十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百四十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百五十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百六十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百七十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百八十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第三百九十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百二十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百三十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百四十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百五十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十五条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十六条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十七条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十八条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百六十九条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百七十条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百七十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百七十二条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百七十三条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百七十四条第一項中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第四百七十五条第一項中「

「法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による」を「法人税に係る」に改め、同項第一号中「法人税法第二十九条の規定による更正又は第三十条の規定による」を「法人税に係る更正又は」に改め、同項第二号中「第二十三条までの規定による申告書」を「第二十二条の五までの規定による申告書（これらに係る期限後申告書を含む。）」に、「法人税法第三十条の規定による」を「法人税に係る」に改め、同項第三号中「法人税法第二十九条又は第三十一条の規定による」を「法人税に係る」に改める。

　第七十二条の五十五第二項中「所得税法第二十七条第一項、第二項、第三項若しくは第五項（同法第二十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を政府に提出した場合又は同法第四十四条第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知を受け、若しくは同法第四十八条第五項第三号若しくは同法第四十九条第六項第三号の決定の通知」を「所得税に係る修正申告書を政府に提出した場合、所得税に係る更正若しくは決定の通知を受けた場合又は所得税に係る不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付」に、「又は当該通知」を「当該通知を受け、又は当該送付」に改める。

　第七十二条の五十九中「法人税法若しくは所得税法の規定によつて」を削る。

　第百二十四条第三項中「所得税法第二十六条の規定による確定申告、同法第二十七条の規定による修正確定申告及び修正損失申告、同法第四十六条の規定による更正、決定及び再更正並びに法人税法第十八条の規定による申告、同法第二十一条の規定による確定申告、同法第二十三条の規定による期限後申告、同法第二十四条の規定による修正申告、同法第二十九条の規定による更正、同法第三十条の規定による決定及び同法第三十一条の規定による再更正」を「所得税又は法人税に係る申告、更正又は決定」に改める。

　第二百九十二条第一項第四号中「同法第四十二条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第一項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額」を「法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

　第三百十四条の八第三項中「、所得税法第五十四条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同法第五十六条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額」を「並びに所得税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の額」に改める。

　第三百十五条第一号中「所得税法第二十六条第一項若しくは第二項の確定申告書若しくは同法第二十

七条第一項若しくは第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の申告書を提出し、又は政府が同法第四十四条の規定によつて」を「所得税に係る申告書を提出し、又は政府が」に改める。

　第三百十七条の三中「所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の申告書を提出した場合又は所得税法第四十四条第七項の規定によつて更正若しくは決定の通知」を「所得税に係る修正申告書を政府に提出した場合、所得税に係る更正若しくは決定の通知を受けた場合又は所得税に係る不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付」に、「又はその通知」を「その通知を受け、又はその送付」に、「又は通知」を「、通知又は決定若しくは裁決」に改める。

　第三百二十一条の二第一項中「所得税法第二十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて所得税の納税義務者が提出した申告書」を「所得税の納税義務者が提出した修正申告書」に改める。

　第三百二十一条の八第四項中「法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて」を削り、「同法第三十二条の規定によつて」を「法人税に係る」に、「同法第三十三条の規定によつて徴収される」を「当該更正若しくは決定によつて納付すべき」に改める。

　第三百二十一条の十一第一項中「法人税法」を「法人税に関する法律」に改める。

　第三百二十一条の十二第二項中「法人税法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額」を「法人税に係る延滞税の額」に改める。

　第三百二十七条第一項中「法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて」を削り、「同法第三十二条の規定によつて」を「法人税に係る」に、「法人税法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額」を「法人税に係る延滞税の額」に改める。

　附則第八項中「第六十六条の八」を「第六十六条の九」に改める。

（鉱業法の一部改正）

第三十七条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

　第百八十九条の二第四項中「六銭」を「四銭」に改め、同条第六項中「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五条及び第六条」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条」に改める。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第三十八条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

　第二十二条中「六銭」を「四銭」に改める。

　第二十四条の見出しを「（国税通則法の準用）」に改め、同条中「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五条及び第六条」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び第十四条」に改める。

（農地法の一部改正）

第三十九条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

　第四十三条第七項を次のように改める。

7　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）、第十四条（公示送達）、第三十八条第一項（繰上請求）、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）、第六十三条（納税の猶予の場合の延滞税の免除）、第九

十条第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）並びに第九十一条第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、第四十一条の対価の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第九十条第三項及び第九十一条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

（健康保険法等の一部改正）

第四十条　次に掲げる法律の規定中「六銭」を「四銭」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一条第四項

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二条第四項

三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第一項

四　特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号）第三十条

五　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第七十二条

六　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十七条

七　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十五条第一項

八　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十条第三項

九　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項

十　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第四十条

十一　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第五十七条第三項

十二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十七条第一項

（物価統制令の一部改正）

第四十一条　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「国税徴収法（昭和二十四年法律第百四十七号）ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（国税に関する一般的経過措置）

第二条　昭和三十七年四月一日（以下「施行日」という。）前にこの法律の施行前の国税に関する法律（以下「従前の税法」という。）の規定による国税の徴収のために改正前の国税徴収法（以下「旧国税徴収法」という。）第四十二条の規定により納税の告知をした場合における当該告知の指定納期限については、従前の例による。

2　施行日前に課した、又は課すべきであつた国税につき、施行日前に旧国税徴収法第四十二条の規定による納税の告知がされ、又は施行日以後に国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条の規定による納税の告知がされた場合において、従前の税法の規定を適用するものとした場合に徴収すべき利子税額の計算の基礎となる期間の始期が施行日以後であるときは、当該期間の始期に該当する日の前日をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とみなすものとし、当該国税につき従前の税法に利子税額の徴収に関する規定がなく、かつ、その納税の告知に係る指定された納期限が施行日以後であるときは、当該指定された納期限をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とみなす。

3　施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に充当した従前の税法の規定による国税の還付金又は国税に係る過誤納金につき、従前の税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正後の所得税法（以下この条において「新法」という。）第十条第二項又は第三十六条第一項の規定の適用については、従前の税法（国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額又は重加算税額は、新法第十条第二項ただし書又は第三十六条第一項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

2　新法第十条第四項ただし書の規定の適用については、改正前の所得税法（以下この条において「旧法」という。）第三十条の二第一項の規定により徴収を猶予された昭和三十六年分の所得税につき旧法第五十四条の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項ただし書に規定する法定納期限とみなす。

3　施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に充当した従前の税法の規定による国税の還付金又は国税に係る過誤納金につき、従前の税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正後の所得税法（以下この条において「新法」という。）第十条第二項又は第三十六条第一項の規定の適用については、従前の税法（国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額又は重加算税額は、新法第十条第二項ただし書又は第三十六条第一項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

2　新法第十条第四項ただし書の規定の適用については、改正前の所得税法（以下この条において「旧法」という。）第三十条の二第一項の規定により徴収を猶予された昭和三十六年分の所得税につき旧法第五十四条の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項ただし書に規定する法定納期限とみなす。

3　施行日前に旧法第三十条の二第一項の規定による徴収の猶予を受け、その猶予の期間が施行日以後に及んでいる場合には、新法第三十条の二第一項の規定による延納の許可を受けたものとみなす。

4　施行日前に旧法第三十条の二第一項の規定による徴収の猶予を受け、その猶予の期間が施行日以後に及んでいる場合には、新法第三十条の二第一項の規定による延納の許可を受けたものとみなす。

5　新法第三十一条第二項の規定の適用については、昭和三十六年分以前の所得税につき旧法第五十四条第一項第一号（国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収された利子税額は、新法第三十一条第二項に規定する延滞税の額とみなす。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正後の法人税法（以下この条において「新法」という。）第九条第二項、第十三条第三項、第十六条第二項、第十七条の二第二項、第十九条第一項又は第二十六条の八第二項の規定の適用については、従前の税法（国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収される利子税額又は延滞加算税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額若しくは重加算税額は、新法第九条第二項、第十三条第三項、第十六条第二項、第十七条の二第二項、第十九条第一項又は第二十六条の八第二項に規定する利子税又は延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税の額とみなす。

2　施行日前に改正前の法人税法第二十六条の三第一項の規定による徴収の猶予を受け、その猶予の期間が施行日以後に及んでいる場合には、新法第二十六条の三第一項の規定による延納をしているものとみなし、当該徴収の猶予の申請は、当該延納の届出とみなす。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　改正後の相続税法（以下この条において「新法」という。）第十九条、第二十条第一項、第二十一条の六又は第四十条第二項の規定の適用については、従前の税法（国税通則法附則第七条第一項又は第十六条の二第二項、第十七条の二第二項、第十九条第一項又は第二十六条の八第二項の規定の適用について

九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、新法第十九条、第二十条第二項、第二十一条の六又は第四十条第二項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の額とみなす。

2　新法第二十七条第二項（新法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による申告書を提出すべき者が施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合におけるその者の相続人（包括受遺者を含む。）がすべき申告書の提出については、なお従前の例による。

3　施行日前に改正前の相続税法第三十一条の規定により提出した同条に規定する申告書に係る相続税又は贈与税の更正の請求については、なお従前の例による。

（資産再評価法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　改正後の資産再評価法第八十二条の二第二項の規定は、同法第四十五条、第四十七条、第八十四条第二項若しくは第八十六条第二項の規定による申告書の提出期限又は同法第五十六条第六項、第五十八条第六項若しくは第六十二条の規定による届出の期限が施行日以後に到来する再評価税について適用し、改正前の資産再評価法第四十五条から第四十七条まで、第八十四条第二項、第八十六条第二項若しくは第八十八条第二項の規定による申告書の提出期限又は同法第五十六条第六項、第五十八条第六項若しくは第六十二条の規定による届出の期限が施行日前に到来した再評価税については、なお従前の例による。

（有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　改正後の有価証券取引税法第十一条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定による申告書の提出期限が到来する有価証券取引税について適用し、施行日前に改正前の有価証券取引税法第十一条第一項の規定による納付高申告書の提出期限が到来した有価証券取引税については、なお従前の例による。

（砂糖消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に改正前の砂糖消費税法（以下この条において「旧法」という。）の規定により課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2　施行日前に旧法第十五条第一項の承認を受けて砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた砂糖類で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの（旧法第十五条第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書が提出されなかつたものを除く。）については、これを改正後の砂糖消費税法（以下この条において「新法」という。）第十五条第六項又は第十五条の二第五項に規定する砂糖類とみなして、これらの規定を適用する。

3　新法第二十一条の規定は、砂糖類の製造場から移出された砂糖類が施行日以後に当該製造場にもどし入れられた場合又は他の砂糖類の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた砂糖類で砂糖類の製造場に移入されたものが施行日以後にさらに移出された場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における砂糖消費税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

4　旧法第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二

項の規定により提供された担保は、新法第十四条又は第二十四条の規定により提供された担保とみなす。

（揮発油税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に改正前の揮発油税法（以下この条において「旧法」という。）の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2　施行日前に旧法第十四条第一項の承認を受けて揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で、施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの（旧法第十四条第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書が提出されなかつたものを除く。）については、これを改正後の揮発油税法（以下この条において「新法」という。）第十四条第六項又は第十四条の二第五項に規定する揮発油とみなして、これらの規定を適用する。

3　新法第十七条の規定は、揮発油の製造場から移出された揮発油が施行日以後に当該製造場にもどし入れられた場合又は他の揮発油の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた揮発油で揮発油の製造場に移入されたものが施行日以後にさらに移出された場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における揮発油税に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

4　旧法第十三条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保は、新法第十三条又は第十八条の規定により提供された担保とみなす。

（地方道路税法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に改正前の地方道路税法（以下この条において「旧法」という。）の規定により課した、又は課すべきであつた地方道路税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2　前条第二項の規定により改正後の揮発油税法第十四条第六項又は第十四条の二第五項に規定する揮発油とみなされた揮発油については、改正後の地方道路税法（以下この条において「新法」という。）の規定を適用する。

3　新法第九条の規定は、前条第三項の規定により改正後の揮発油税法第十七条の規定が適用される揮発油について適用し、同項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油に係る地方道路税については、なお従前の例による。

4　旧法第八条第一項又は第二項の規定により提供された担保は、新法第八条第一項又は第二項の規定により提供された担保とみなす。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前に改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律又は改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う

関税法等の臨時特例に関する法律の規定により課した、又は課すべきであつた酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税又はトランプ類税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（取引所税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　施行日前に改正前の取引所税法の規定により課した、又は課すべきであつた取引税については、この附則に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（関税法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　国税通則法附則第五条から第八条までの規定は、関税に係る還付加算金、延滞税、利子税額及び延滞加算税額並びにとん税又は特別とん税に係る延滞税及び延滞加算税額について準用する。

2　施行日前に支払決定をし、又は未納の関税に充当した関税の過誤納金につき改正前の関税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第二条第一項、第四条又は第七条第一項の規定の適用については、従前の税法（国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によることとされる延滞加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、新法第二条第一項、第四条又は第七条第一項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税の額とみなす。

2　施行日前にした改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予で、新法第三条第二項から第四項までの規定によるものについては、なお従前の例による。

（租税特別措置法（以下この条において「新法」という。）第三十八条の四、第三十八条の七、第三十八条の八又は第七十条の規定は、個人が施行日以後に新法第三十三条の二第二項各号、第三十六条第二項若しくは第三項各号、第三十八条の四第一項若しくは第二項各号、第三十八条の七第一項各号若しくは第三項、第三十八条の八第四項又は第七十条第一項若しくは第二項の規定する事実に該当することとなつた場合について適用し、個人が施行日前にこれらの事実に該当することとなつた場合については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2　新法第四十条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定の通知があつた場合について適用する。この場合においては、改正前の所得税法第五十四条（国税通則法附則第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による利子税額は、納付し、又は徴収することを要しない。

3　新法第四十一条の七第二項の規定に該当する者に対する同項ただし書の規定の適用については、従前の税法（国税通則法附則第七条第二項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収される延滞税、利子税額、過少申告加算税額又は重加算税の額とみなす。

4　新法第五十六条の二第一項及び第五十七条第一項の規定は、法人（法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5　施行日前に改正前の租税特別措置法第八十九条及び第九十条の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税及び地方道路税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　改正後の国税徴収法（以下この条において「新法」という。）第十五条第一項第四号の規定は、施行日以後に同号の決定により納付すべき税額が確定した贈与税について適用する。

2　新法第十九条第一項第三号の規定は、施行日以後に新法第二条第十二号に規定する強制換価手続により配当手続が開始される場合について適用する。

3　新法第三十八条の規定は、施行日以後に滞納となつた国税について適用する。

4　新法第百六条、第百九条及び第百十一条（電話加入権に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に最高価申込者の決定をする場合について適用し、施行日前に当該決定をする場合については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　改正後の税理士法第二条第二項及び第三十五条第一号並びに第三十五条第二項及び第三項の規定の適用については、国税通則法附則第十一条第一項又は第二項の規定により従前の税法の例によるものとされる再調査の請求若しくは審査の請求又は審査の決定は、それぞれ不服申立て又は不服申立てについての決定若しくは裁決とみなす。

（罰則に係る経過措置）

第十八条　この法律の施行前にした国税に係る違反行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国税に関するその他の経過措置の政令への委任）

第十九条　国税通則法附則及び前十八条に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第二章の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（延滞金に関する経過措置）

第二十条　第三十三条、第三十七条及び第三十八条の規定中延滞金に関する部分並びに第四十条の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（大蔵省設置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　改正後の大蔵省設置法第三十九条第二項及び第四十五条第二項の規定の適用については、国税通則法附則第十一条第一項又は第二項の規定により従前の税法の例によるものとされる審査の請求又はこれに係る協議は、それぞれ不服申立て又はこれに係る議決とみなす。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　国税通則法附則第十一条第一項又は第二項の規定により従前の所得税法の例によるものとされる再調査の請求又は審査の請求については、改正後の地方税法第七十二条の五十五第二項中「不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付」とあるのは「国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和三十七年法律第六十七号）第

一条の規定による改正前の所得税法第四十八条第五項第三号若しくは同法第四十九条第六項第三号の決定の通知」と、「当該通知を受け、又は当該送付を受け」とあるのは「当該通知を受け」として同項の規定を適用する。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・労働・自治大臣署名）

法律第六十八号（昭三七・四・四）

◎森林法の一部を改正する法律

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条から第二十条までを次のように改める。

（林産物の需給等に関する長期の見通し及び全国森林計画）

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これに即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2 全国森林計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。

一 森林の立木竹の伐採に関する事項

二 造林及び保育に関する事項

三 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

四 保安施設に関する事項

五 その他必要な事項

3 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、第一項の長期の見通し又は全国森林計画を変更することができる。

4 農林大臣は、第一項の長期の見通し若しくは全国森林計画をたて、又はこれらを変更しようとするときは、中央森林審議会及び全国森林計画に係るときにあつては都道府県知事の意見を聞かなければならない。

5 農林大臣は、第一項の長期の見通し若しくは全国森林計画をたて、又はこれらを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、全国森林計画に係るときにあつては当該計画を都道府県知事に通知しなければならない。

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、全国森林計画に即して、民有林につき、森林計画区別に、その計画をたてる年の翌年四月一日以降五年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。

一 伐採立木材積、立木の標準伐期齢、伐採方法を特定する必要のある森林の所在及びその伐採方法

二 その他森林の立木竹の伐採に関する事項

二 造林面積、造林樹種、造林方法を特定する必要のある森林の所在及びその造林方法その他造林及び保育に関する事項

三 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

四 その他林産物の搬出に関する事項

四 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

五 その他必要な事項

3 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

4 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林大臣に報告しなければならない。

（森林計画区）

第六条 前条第一項の森林計画区は、農林大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。

2 農林大臣は、森林計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（意見の申立て）

第七条 第五条第五項の規定により公表された地域森林計画に意見がある者は、その公表があつた日から起算して三十日以内に、当該都道府県知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による意見の申立てがあつたときは、これを誠実に処理し、その結果をその申立人に通知しなければならない。この場合において、地域森林計画を変更しなければならないと認められるときは、都道府県知事は、これを変更するものとする。

（施業の勧告）

第八条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、地域森林計画に従つて施業することを旨としなければならない。

（施業の勧告）

第九条 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

（伐採の届出）

第十条 森林所有者等は、民有林（第二十五条の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に伐採の届出書を提出しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

三 第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する

画及び地域森林計画の達成を図るため、造林その他森林の施業を行なう者及び林道その他森林の施業の合理化のために必要な施設の整備を行なう者に対し、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第十二条から第二十条まで　削除

第二十九条中「及び保安林予定森林又は解除予定保安林の所在場所」を「及びその他省令で定める事項」を「並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改める。

第三十三条第一項中「及びその保安林の所在場所その他省令で定める事項」を「並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。）、解除をするときにあつてはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第一項の規定による通知に係る指定施業要件のうち立木の伐採の限度に関する部分は、当該保安林の指定に係る森林又は当該森林を含む保安林の集団を単位として定めるものとする。

5　第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（指定施業要件の変更）

第三十三条の二　農林大臣は、保安林について、当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至つたとき、又は当該保安林に係る指定施業要件を変更してもその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至つたときは、当該指定施業要件を変更することができる。

2　保安林について、その指定施業要件の変更に利害関係を有する地方公共団体の長又はその変更に直接

場合

四　法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして都道府県知事が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

五　普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、都道府県知事が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

六　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

七　除伐する場合

八　その他省令で定める場合

2　前項第六号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に伐採の届出書を提出しなければならない。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第十一条　農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画の達成を図るため、造林その他森林の施業を行なう者及び林道その他森林の施業の合理化のために必要な施設の整備を行なう者に対し、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第十二条から第二十条まで　削除

第二十九条中「及び保安林予定森林又は解除予定保安林の所在場所」を「及びその他省令で定める事項」を「並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改める。

第三十三条第一項中「及びその保安林の所在場所その他省令で定める事項」を「並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。）、解除をするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改める。

4　第一項の規定による通知に係る指定施業要件のうち立木の伐採の限度に関する部分は、当該保安林の指定に係る森林又は当該森林を含む保安林の集団を単位として定めるものとする。

5　第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（指定施業要件の変更）

第三十三条の二　農林大臣は、保安林について、当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至つたとき、又は当該保安林に係る指定施業要件を変更してもその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至つたときは、当該指定施業要件を変更することができる。

2　保安林について、その指定施業要件の変更に利害関係を有する地方公共団体の長又はその変更に直接

の利害関係を有する者は、省令で定める手続に従い、当該指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林大臣に申請することができる。

第三十三条の三　保安林の指定施業要件の変更については、第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定（保安林の指定に関する部分に限る。）を、保安林の指定施業要件の変更の申請については、第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定を準用する。この場合において、第二十九条中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは「その保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、第三十条及び第三十二条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条の二第二項」と、第三十三条第一項中「当該指定の目的及び当該保安林に係る」とあるのは「保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、同条第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

第三十四条を次のように改める。

（保安林における制限）

第三十四条　保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二　森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

三　第百八十八条第二項の規定に基づいてする場合

四　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五　軽易な行為であつて省令で定めるものをする場合

六　その他省令で定める場合

3　都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安

林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度をこえることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5　都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6　第一項又は第二項の許可には、条件を附することができる。

7　前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8　第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9　第一項第四号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

（監督処分）

第三十四条の二　森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。但し、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行なう当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他省令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条を次のように改める。

（監督処分）

第三十八条　都道府県知事は、第三十四条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第一項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。

2　都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

3　都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の二の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。

第三十九条中「農林大臣は、森林を保安林として指定したときは」を「都道府県知事は、民有林について保安林の指定があつたときは」に改め、同条に次の二項を加える。

2　農林大臣は、国有林について保安林の指定をしたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

3　前二項の標識の様式は、省令で定める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（保安林台帳）

第三十九条の二　都道府県知事は、保安林台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の保安林台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3　保安林台帳の記載事項は、省令で定める。

（保安林台帳の記載事項）

第三十九条の三　農林大臣及び都道府県知事は、保安林制度の負う使命にかんがみ、保安林に関しこの法律及びこれに基づく政令の規定によりその権限に属させられた事務を適正に遂行するほか、保安林に係る制限の遵守及び義務の履行につき有効な指導及び援助を行ない、その他保安林の保全のため必要な措置を講じて、保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するように努めなければならない。

第四十四条中「及び第三十九条の規定を」の下に「、保安施設地区に係る指定施業要件の変更について」を、第三十三条の二及び第三十三条の三の規定を」を加える。

第四十五条第一項中「実施行為」の下に「並びにその期間内」を加える。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（保安施設地区台帳）

第四十六条の二　都道府県知事は、保安施設地区台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　保安施設地区台帳については、第三十九条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第四十七条中「通知があつたものとみなす」を「通知があり、当該保安施設地区に係る指定施業要件が引き続き当該保安林の指定施業要件となつたものとみなす」に改める。

第四十九条第一項及び第六項中「森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は収益をする者」を「森林所有者等」に改め、同条第四項中「所有者の請求があつたときは、」を「所有者に」に改める。

第六十九条第五項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第六十九条中第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、内

閣総理大臣の承認を得て農林大臣が任命する。

第六十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員十人以内を置くことができる。

第七十一条第一項中「第六十九条第二項第一号」を「第六十九条第三項第一号」に改める。

第七十二条（見出しを含む。）中「専門委員」を「専門調査員」に改める。

第百八十七条第三項第二号を次のように改める。

二　森林の施業に関する指導を行なうこと。

第百八十八条第一項中「森林所有者又は権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者」を「森林所有者等」に改め、同条第三項中「関係者の要求があるときは」を「関係者に」に改める。

第百九十一条第三項中「第十八条第一項第二号」を削り、「第二十七条第三項但書」の下に「（第三十三条の三（第四十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条の二（第四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十一条」を「若しくは第二項（第四十四条において準用する場合を含む。）第四十一条」に改め、「第二十八条」の下に「（第三十三条の三（第四十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を加える。

第百九十二条第一号中「森林区施業計画」を「地域森林計画」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第百九十三条中「森林区施業計画」を「地域森林計画」に改める。

第二百六条中「第十六条第一項」を「第三十四条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）」に、「伐採林」を「保安林又は保安施設地区の区域内の森林」に改める。

第二百七条第二号中「第三十四条第一項」を「第三十四条第二項」に改め、「家畜を放牧し」の下に「、下草落葉若しくは落枝を採取し」を加える。

第二百八条及び第二百九条を次のように改める。

第二百八条　第三十九条第一項又は第二項（これらの規定を第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二百九条　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者

二　第十条第二項又は第三十四条第九項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者

三　第三十四条第八項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府県知事に届け出ない者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

（全国森林計画に係る経過規定）

第二条　この法律の施行後改正後の森林法（以下「新法」という。）第四条の規定により最初にたてる全国森林計画の期間は、昭和三十八年四月一日以降十年間とし、その全国森林計画は、昭和三十七年十月三十一日までにたてなければならない。

（地域森林計画に係る経過規定）

第三条　この法律の施行後新法第五条の規定により最初にたてる地域森林計画の期間は、同条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年四月一日以降一年から五年までの間において農林大臣が定める期間とし、その地域森林計画は、昭和三十七年十二月三十一日までにたてなければならない。

第四条　昭和三十八年三月三十一日までは、この法律の施行の際現に改正前の森林法（以下「旧法」という。）第六条第一項の規定により定められている森林区を新法第六条の規定により定められた森林計画区とみなし、この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により定められている当該森林区ごとの森林区施業計画を新法第五条の規定によりたてられた当該森林計画区ごとの地域森林計画とみなす。

（立木竹の伐採に係る経過規定）

第五条　次の各号の一に該当する伐採については、新法第十条の規定は、適用しない。

一　この法律の施行前に旧法第十五条の規定による届出書の提出のあつた森林の立木の伐採

二　この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の許可に係る森林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この条において同じ。）の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

三　この法律の施行前に旧法第十六条第一項の許可の申請があり、かつ、この法律の施行の時までにその許可をするかどうかの決定がされなかつた森林の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

四　この法律の施行前に受けた旧法第十八条第一項第二号の許可に係る森林の立木の伐採

五　この法律の施行前に旧法第十八条第一項第二号の許可の申請があり、かつ、この法律の施行の時までにその許可をするかどうかの決定がされなかつた森林の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

第六条　この法律の施行前に旧法第十八条第一項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により行なわれた森林の立木竹の伐採に係る届出については、なお従前の例による。

（保安林等に係る経過規定）

第七条　農林大臣は、この法律の施行前に指定された保安林又は保安施設地区について、この法律の施行の日から起算して五年以内に、当該保安林又は保安施設地区に係る指定施業要件（新法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2　前項の規定により指定施業要件を定めるについては、新法第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定（保安林の指定に関する部分に限る。）並びに第四十条の規定を準用する。この場合において、新法第二十九条中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは「その保安林又は保安施設地区の所在場所、保安林又は保安施設地区として指定された目的及び当該保安林又は保安施設地区に係る」と、新法第三十三条第一項中「当該指定の目的」とあるのは「保安林又は保安施設地区として指定された目的」と読み替えるものとする。

第八条　この法律の施行前に指定された保安林又は保安施設地区（前条第一項の規定により指定施業要件が定められたものを除く。）の立木の伐採について新法第三十四条第一項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請があつた場合には、都道府県知事は、新法第三十四条第三項及び第四項（これらの規定を新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新法第三十三条第五項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により定められる政令に規定する基準に

照らし、かつ、当該保安林又は保安施設地区に係る旧法第七条の森林区施業計画（この法律の施行の際現に定められていたものに限る。）の伐採に係る施業の要件（同条第四項第三号、第五号及び第七号の事項中伐採に係る部分をいう。）及び当該保安林又は保安施設地区の現況を勘案して当該申請に係る伐採が当該保安林又は保安施設地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

第九条　保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十六条第一項の許可は、昭和三十八年三月三十一日までは、新法第三十四条第一項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定によつてした許可とみなす。

2　保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十八条第一項第二号の許可は、新法第三十四条第一項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定によつてした許可とみなす。

3　保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の行為につきこの法律の施行前にした旧法第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可は、当該許可に係る行為については、新法第三十四条第二項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定によつてした許可とみなす。

4　保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る立木の伐採又は旧法第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の行為につきこの法律の施行前にした旧法第十六条第一項若しくは第十八条第一項第二号又は第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請で、この法律の施行の時までにその許可をするかどうかの決定がされなかつたものは、当該伐採又は行為については、新法第三十四条第一項又は第二項（これらの規定を新法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請とみなす。

第十条　保安林につき旧法第十六条第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前にした旧法第三十八条の規定によつてした命令は、新法第三十八条第一項の規定によつてした命令とみなす。

2　旧法第三十四条第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前にした旧法第三十八条の規定によつてした命令は、新法第三十八条第二項の規定によつてした命令とみなす。

（罰則に係る経過規定）

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林省設置法の一部改正）

第十二条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十号を次のように改める。

五十　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく全国森林計画をたてること。

（造林臨時措置法の一部改正）

第十三条　造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

（保安林整備臨時措置法の一部改正）

第十四条　保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十条第一項」を「第四条第三項」に、「定められた森林基本計画」を「たてられた全国森林計画」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第四条第三項」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第十五条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「森林法第三十四条第一項」を「森林法第三十四条第二項」に改める。

第四十五条第一項中「森林法第三十四条第一項」を「森林法第三十四条第二項」に、「森林法第十六条第一項若しくは同法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）」を「森林法第三十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第十六条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「森林基本計画」を「全国森林計画」に改める。

（農林・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十九号（昭三七・四・四）

◎建物の区分所有等に関する法律

（建物の区分所有）

第一条　一むねの建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。

（定義）

第二条　この法律において「区分所有権」とは、前条に規定する建物の部分（次条第二項の規定により共用部分とされたものを除く。）を目的とする所有権をいう。

2　この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。

3　この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。

4　この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び次条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。

（共用部分）

第三条　数個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分は、区分所有権の目的とならないものとする。

2　第一条に規定する建物の部分及び附属の建物は、規約により共用部分とすることができる。この場合には、その旨の登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第四条　共用部分は、区分所有者全員の共有に属する。ただし、一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな共用部分は、それらの区分所有者の共有に属する。

2　前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第二十条第一項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできない。

3　民法（明治二十九年法律第八十九号）第百七十七条の規定は、共用部分には適用しない。

（区分所有者の権利義務）

第五条　区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。

2　区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。

（先取特権）

第六条　区分所有者は、共用部分又は建物の敷地につき他の区分所有者に対して有する債権について、債務者の区分所有権（共用部分に関する権利及び専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利を含む。）及び建物に備えつけた動産の上に先取特権を有する。

2　前項の先取特権は、優先権の順位及び効力については、共益費用の先取特権とみなす。

3　民法第三百十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

（区分所有権売渡請求権）

第七条　専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利を有しない区分所有者があるときは、その専有部分の取去を請求する権利を有する者は、その区分所有者に対し、区分所有権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

（共用部分の共有）

第八条　共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共有に属する場合には、その共用部分の共有については、次条から第十五条までに定めるところによる。ただし、第十条及び第十二条から第十四条までに規定する事項については、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第九条　各共有者は、共用部分をその用方に従つて使用することができる。

第十条　各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。

2　前項の場合において、第四条第一項ただし書の共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものがあるときは、その共用部分の床面積は、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれその区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

第十一条　共有者の持分は、その有する専有部分の処分に従う。

2　共有者は、この法律に別段の定めがある場合を除いて、その有する専有部分と分離して持分を処分することができない。

第十二条　共用部分の変更は、共有者全員の合意がなければ、することができない。ただし、共用部分の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものは、共有者の持分の四分の三以上の多数で決することができる。

2　前項の場合において、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。

第十三条　共用部分の管理に関する事項は、前条の場合を除いて、共有者の持分の過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

2　前条第二項の規定は、前項本文の場合に準用する。

3　共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。

第十四条　各共有者は、その持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。

第十五条　共有者が共用部分につき他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行なうことができる。

（共用部分の管理所有）

第十六条　第四条第二項の規定により規約で共用部分の所有者と定められた区分所有者は、区分所有者全員（同条第一項ただし書の共用部分については、これを共用すべき区分所有者）のためにその共用部分を管理する義務を負う。この場合には、それらの区分所有者に対し、相当な管理費用を請求することができる。

2　前項の共用部分の所有者は、規約に別段の定めがない限り、その共用部分につき、保存行為及びその共用部分の性質を変えない範囲内における利用又は改良を目的とする行為を除くその他の行為をすることができない。

（管理者）

第十七条　区分所有者は、規約に別段の定めがない限り集会の決議によつて、管理者を選任し、又は解任することができる。

2　管理者に不正な行為その他その職務を行なうに適しない事情があるときは、各区分所有者は、その解任を裁判所に請求することができる。

第十八条　管理者は、共用部分を保存し、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による共有者の合意若しくは決定又は集会の決議を実行し、及び規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。

2　管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する。

3　管理者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第十九条　管理者は、毎年一回一定の時期に、区分所有者に対し、その事務に関する報告をしなければならない。

第二十条　管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

2　第五条第二項及び第十六条の規定は、前項の場合に準用する。

第二十一条　第六条の規定は、管理者が共用部分又は建物の敷地につき区分所有者に対して債権を有する場合に準用する。

第二十二条　この法律及び規約に定めるもののほか、管理者の権利義務は、委任に関する規定に従う。

（規約）

第二十三条　建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。ただし、区分所有者以外の者の権利を害することができない。

第二十四条　規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者全員の書面による合意によつてする。

2　一部の区分所有者のみの共用に供されるべき共用部分に関する規約の設定、変更又は廃止は、それらの区分所有者のみの書面による合意によつてすることができる。この場合において、他の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

3　第一項及び前項前段の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第二十五条　規約は、区分所有者の特定承継人に対しても、その効力を生ずる。

第二十六条　規約は、管理者又は区分所有者若しくはその代理人で建物を使用しているものの一人が保管しなければならない。

2　前項の規定により規約を保管すべき区分所有者又はその代理人は、区分所有者の過半数で定める。

3　第一項の規定により規約を保管する者は、利害関係人の請求があつたときは、規約の閲覧をさせなければならない。

（集会）

第二十七条　管理者又は区分所有者の四分の一以上で議決権の四分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

第二十八条　集会を招集するには、会日より少なくとも五日前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に通知しなければならない。ただし、その日数は、規約で増減することができる。

第二十九条　集会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十条　各区分所有者の議決権は、規約に別段の定めがない限り、第十条に定める割合による。

第三十一条　集会の議事は、規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。

2　議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。

第三十二条　集会においては、規約に別段の定めがある場合及び別段の決議をした場合を除いて、管理者又は集会を招集した区分所有者の一人が議長となる。

第三十三条　集会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長がこれに署名押印しなければならない。

3　第二十六条の規定は、議事録に準用する。

第三十四条　この法律又は規約により集会において決議すべきものとされた事項については、区分所有者全員の書面による合意があつたときは、集会の決議があつたものとみなす。

2　第二十六条の規定は、前項の書面に準用する。

（建物の一部が滅失した場合）

第三十五条　建物の価格の二分の一以下に相当する部分が滅失したときは、各区分所有者は、滅失した共用部分及び自己の専有部分を復旧することができる。

2　前項の規定により共用部分を復旧した者は、他の区分所有者に対し、復旧に要した金額を第十条に定める割合に応じて償還すべきことを請求することができる。ただし、裁判所は、他の区分所有者の請求により、相当の期限を許与することができる。

3　第一項の場合を除いて、建物の一部が滅失したときは、区分所有者は、建物の再建に関し協議をしなければならない。

4　前項の協議をすることができないとき、又はその協議が成立しないときは、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、裁判所は、他の区分所有者の請求により、代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

5　前四項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

（団地への準用）

第三十六条　第十七条から第十九条まで及び第二十二条から第三十四条までの規定は、一団地内に数むねの建物があつて、その団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）がそれらの建物の所有者の共有に属する場合に準用する。この場合において、第十七条から第十九条まで、第二十三条から第二十八条まで、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条中「区分所有者」とあるのは「土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）の共有者」と、第十八条及び第二十四条中「共用部分」とあるのは「土地又は附属施設」と、第十八条中「第十二条第一項若しくは第十三条第一項」とあるのは「民法第二百五十一条若しくは第二百五十二条」と、第三十条中「第十条に定める」とあるのは「持分の」と読み替えるものとする。

（過料）

第三十七条　正当な理由がなく、第二十六条第三項（第三十三条第三項、第三十四条第二項又は前条において準用する場合を含む。）の規定に違反した規約、議事録又は書面の閲覧を拒んだ者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　第十七条及び第二十四条から第三十四条まで（第三十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。ただし、昭和三十八年四月一日前においては、この法律中その他の規定の施行に伴う準備のため必要な範囲内においてのみ、適用があるものとする。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者のみの所有に属する場合において、第一項の規定に適合しないときは、その共用部分の所有者は、同条第二項の規定により規約でその共用部分の所有者と定められたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共有に属する場合において、各共有者の持分が第十条の規定に適合しないときは、その持分は、第八条ただし書の規定により規約で定められたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に存する共用部分の所有者が第四条第一項の規定の適用により損失を受けたときは、その者は、民法第七百三条の規定に従い、償金を請求することができる。

（民法の一部改正）

第三条　民法の一部を次のように改正する。

第二百八条を次のように改める。

第二百八条　削除

第二百五十七条中「第二百八条及ビ」を削る。

（不動産登記法の一部改正）

第四条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第九十九条ノ四」に改める。

第十五条に次のただし書を加える。

但一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ニ在リテハ其一棟ノ建物ニ属スルモノノ全部ニ付キ一用紙ヲ備フ

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条ノ二　第十五条但書ノ規定ニ依ル用紙ニ在リテハ表題部及ビ各区ハ一棟ノ建物ヲ区分シタル各建物毎ニ之ヲ設ク

第三十六条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ其一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番並ニ構造及ビ床面積ヲ記載シ若シ一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号ヲ記載スルコトヲ要ス但第一項第一号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十一条に次の二項を加える。

建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノ

三十四条中「区分所有者」とあるのは「土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）の共有者」と、第十八条及び第二十四条中「共用部分」とあるのは「土地又は附属施設」と、第十八条中「第十二条第一項若しくは第十三条第一項」とあるのは「民法第二百五十一条若しくは第二百五十二条」と、第三十条中「第十条に定める」とあるのは「持分の」と読み替えるものとする。

（過料）

第三十七条　正当な理由がなく、第二十六条第三項（第三十三条第三項、第三十四条第二項又は前条において準用する場合を含む。）の規定に違反した規約、議事録又は書面の閲覧を拒んだ者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　第十七条及び第二十四条から第三十四条まで（第三十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。ただし、昭和三十八年四月一日前

ナルトキハ其一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番並ニ構造及ビ床面積ヲ登記シ若シ一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号ヲ登記スルコトヲ要ス但前項第一号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ

区分所有権ノ目的タル建物ノ属スル一棟ノ建物ノ共用部分ニ付テノ建物ノ表示ニ関スル登記ハ建物の区分所有等に関する法律第三条第二項ノ規定ニ依リ共用部分ト為シタルモノニ付テノミ之ヲ為ス但共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項第六号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ

第九十三条ノ二第一項中「第九十一条第三号乃至第五号」を「第九十一条第一項第三号乃至第五号若クハ第二項」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

但共用部分タル旨ノ登記アリタルトキハ其登記アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第九十三条ノ二に次の二項を加える。

共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項ノ登記ハ其所有者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ申請書ニ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三に次の二項を加える。

共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項ノ登記ハ其所有者ノ申請ニ因リ之ヲ為ス但合併ノ登記ノ申請ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十三条ノ五中「第九十一条第一号及ビ第三号乃至第五号」を「第九十一条第一項第一号若クハ第三号乃至第五号又ハ第二項」に改める。

第九十三条ノ六に次の一項を加える。

第九十三条ノ二第四項ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ七中「又ハ番号」を「、番号又ハ第九十一条第二項ニ掲ゲタル事項」に、「同条」を「第八十一条ノ九」に改める。

第九十四条第一項中「又ハ甲建物若クハ其附属建物ヲ区分シ」及び「又ハ区分」を削り、同条第二項中「甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ」を削り、同条第三項を削る。

第九十四条の次に次の一条を加える。

第九十四条ノ二 甲建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ新登記用紙中甲建物ノ表題部及ビ乙建物ノ表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス但甲建物ガ区分所有権ノ目的タリシトキハ其登記用紙中乙建物ノ表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ表題部ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手続ヲ為シタルトキハ前登記用紙中表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号何番及ビ何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ甲建物ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス但同項但書ノ場合ニ於テハ甲建物ノ表題部ニ残余部分ノ表示ヲ為シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋番号何番ノ建物ノ表題部ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十五条第二項中「甲建物又ハ其附属建物」を「甲建物」に改め、「其登記ヲ為ストキハ」の下に「乙建物ノ表題部又ハ」を、「何番ノ建物ノ」の下に「表題部又ハ」を加え、同条第三項中「前条」を「第九十四条」に、「同条第三項」を「前条第二項但書」に改める。

第九十六条中「又ハ区分」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九十六条ノ二 第九十四条ノ二第一項ノ場合ニ於テハ甲建物ノ相当区事項欄ニ前登記用紙ヨリ所有権其他ノ権利ニ関スル登記ヲ移シ且所有権以外ノ権利ニ関スル登記中ニ乙建物ト共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ記載シ乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家屋番号及ビ其建物ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載シテ夫々申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス但同項但書ノ場合ニ於テハ乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家屋番号及ビ其建物ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載シ甲建物ニ関スル所有権以外ノ権利ニ関スル登記ニ乙建物ト共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ附記スルヲ以テ足ル

第八十三条第三項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七条中「又ハ区分」を削る。

第九十八条中「要セズ」の下に「甲建物ト共ニ同一ノ登記用紙ニ登記シタル乙建物以外ノ建物アル場合ニ於テハ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要セズ」を加え、同条に次の三項を加える。

合併ニ因リテ乙建物ガ区分所有権ノ目的タラザルモノト為ル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ新登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番及ビ何番ノ建物ノ表題部ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手続ヲ為シタルトキハ甲建物ノ表題部及ビ乙建物ノ表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ甲建物及ビ乙建物ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第二項ノ場合ニ於テハ登記用紙中甲区事項欄ニ甲建物ノ甲区及ビ乙建物ノ甲区ヨリ所有権ノ登記ヲ移シ其登記ガ甲建物又ハ乙建物タリシ部分ノミニ関スル旨、申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第八十五条第三項ノ規定ヲ準用ス

第九十九条に次のただし書を加える。

但滅失シタル建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要セズ

第四章第二節第二款中第九十九条の次に次の三条を加える。

第九十九条ノ二 第九十四条ノ二第一項ノ場合ノ外区分所有権ノ目的タラザル建物ガ共用部分タル旨ヲ定メタル規約ノ廃止以外ノ事由ニ因リ区分所有権ノ目的タルモノト為リタルトキハ其建物ニ関スル登記ヲ新登記用紙ニ移スコトヲ要ス第九十八条第二項ノ場合ノ外区分所有権ノ目的タル建物ガ区分所有権ノ目的タラザル共用部分以外ノ建物ト為リタルトキ亦同ジ

第七十六条第二項及ビ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十九条ノ三 共用部分タル旨ノ登記ハ申請書ニ其旨ヲ定メタル規約ヲ証スル書面ヲ添附シテ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ヨリ之ヲ申請スルコトヲ要ス此場合ニ於テ共用部分ト為シタル建物ヲ目的トスル所有権ノ登記以外ノ権利ニ関スル登記アルトキハ其登記名義人ノ承諾書又ハ之ニ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ表題部ニ共用部分タル旨ヲ記載シ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ヲ朱抹シ又ハ所有権其他ノ権利ニ関スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス此場

合ニ於テ共用部分ガ他ノ登記用紙ニ登記シタル建物ノ区分所有者ノ共用スベキモノナルトキハ其旨ヲモ記載スルコトヲ要ス

第九十九条ノ四　第九十三条ノ規定ハ共用部分タル旨ヲ定メタル規約ヲ廃止シタル場合ニ之ヲ準用ス。前項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ規約ヲ廃止シタルコトヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス。第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ表題部ニ所有者ヲ表示スルヲ以テ足ル。此場合ニ於テ其登記ヲ為シタルトキハ共用部分タル旨ノ記載ヲ朱抹スルコトヲ要ス。

（不動産登記法の改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に存する区分所有権の目的たる建物の登記用紙は、法務省令の定めるところにより、前条の規定による改正後の不動産登記法第十五条ただし書の規定による登記用紙に改製しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第二条第二項の期日までの間の各登記所における建物に関する登記及び登録（同法による廃止前の家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）による登録を

録に必要な事項を一月三十一日までに当該家屋の所在地の市町村長に申告しなければならない。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正）

第七条　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で管理処分計画において施設建築物の共用部分と定められたものがあるとき、又は管理処分計画において定められた施設建築物の共用部分の共有者若しくはその共有持分が同法第四条第二項若しくは第十条の規定に適合しないときは、管理処分計画中その定めをした部分は、それぞれ同法第三条第二項又は第四条第二項若しくは第八条ただし書の規定による規約とみなす。

第四十二条中「前条」を「第四十一条」に改める。

（法務・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十号（昭三七・四・四）

◎学校法人紛争の調停等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくなり、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合において、当該紛争の処理に関し調停その他の措置を定めることにより、学校法人の正常な管理及び運営を図り、もつて私立学校における教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

2　この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（当該学校法人が私立学校法第六十四条第二項の規定により各種学校を設置している場合にあつては、当該各種学校を含む。）をいう。

3　この法律において「学校法人紛争」とは、学校法人の役員又は評議員の間における当該学校法人の管理及び運営についての紛争をいう。

4　この法律において「当事者」とは、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくなる場合における当該紛争に係る役員又は評議員（当該紛争により学校法人の役員又は評議員の地位を失つた者を含む。）をいう。

5　この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

（調停の開始）

第三条　所轄庁は、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくなり、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つたと認めるときは、当該学校法人紛争の解決のため、当事者の申出により、又は私立学校法第九条第一項に規定する私立学校審議会、同法第十八条第一項に規定する私立大学審議会若しくは学校教育法第七十条の七第一項に規定する高等専門学校審議会（以下「審議会」という。）の建議により若しくはあらかじめ審議会の意見をきき職権をもつて、学校法人紛争調停委員（以下「調停委員」という。）に調停を行なわせることができる。

（調停委員）

第四条　調停委員は、三人以上五人以下とし、事件ごとに、審議会の委員その他の者で学識経験を有するもののうちから所轄庁が任命する。

2　調停委員は、非常勤とする。

（意見の聴取等）

第五条　調停委員は、期日を定めて、当事者に対し、出頭を求めてその意見をきき、又は資料の提出を求めることができる。

（調停成立前の措置）

第六条　調停委員は、調停を行なうについて特に必要があると認めるときは、調停成立前の措置として、当事者又は当該学校法人紛争に係る学校法人に対し、調停の成立を困難にするおそれがある行為につき、必要な勧告をすることができる。

（合意による調停の成立）

第七条　当事者の全部又は一部の間に合意が成立し、かつ、調停委員がこれを相当と認めて調停書に記載したときは、当該当事者の間に調停が成立したものとする。

（調停案による調停の措置等）

第八条　調停委員は、当事者の全部の間に前条に規定

する合意が成立した場合を除き、適当な時期に、調停委員の全員の一致をもつて調停案を作成してこれを当事者に示し、相当と認める期限を附してその受諾を勧告することができる。この場合において、調停案を作成するときは、あらかじめ、当事者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　調停委員は、前項の勧告をしたときは、理由を附して当該調停案を公表することができる。

3　当事者のすべてが第一項の期限内に調停案を受諾し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当事者の間に合意が成立したものとみなし、調停が成立したものとする。

4　第一項の期限内に当事者の一部が調停案を受諾しなかつた場合においても、当該調停案を受諾した者の間に当該調停案について調停を成立させることが適当であると認めるときは、調停委員は、当該調停を成立させることについて、当該受諾者に対し同意を求めることができる。この場合において、当該受諾者のすべてが同意し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当該受諾者の間に合意が成立したものとみなす。

5　前項前段の規定により調停が成立したものとみなし、調停が成立しない場合において、必要があると認めるときは、調停委員は、調停案を受諾しなかつた者に対し、当該調停案を受諾すべきことを勧告することができる。この場合において、その者が当該調停案を受諾したときは、その者を前項の受諾者とみなして同項の規定を適用する。

6　調停委員は、第一項の規定による調停案を当事者に示した日から相当な期間を経過しても調停が成立するに至らないときは、調停を打ち切ることができる。

（調停成立後の措置）

第九条　所轄庁は、成立した調停について、当該調停に係る当事者若しくは当該学校法人紛争に係る学校法人から報告を求め、又は必要に応じて調査することができる。

2　所轄庁は、当事者が正当な理由がないのに成立した調停の内容を履行せず、又はその内容に違反したと認めるときは、当該当事者に対し、その調停の内容を履行すべきこと、又はその違反行為を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（解職又は辞職の勧告及び解職等）

第十条　当事者が前条第二項の規定による命令に違反した場合において、当該当事者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、期間を定めて、その期間内に当該当事者を解職すべきことを勧告することができる。第八条第一項の調停案に係る当事者で同条第三項、第四項又は第五項の規定による調停が成立したものとされなかつた者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときも、同様とする。

2　前項の場合において、当該学校法人が当該勧告に係る措置を実施することができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対する勧告に代えて、直接当該当事者に対し、期間を定めて、その期間内に辞職すべきことを勧告することができる。

3　所轄庁は、前二項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、審議会の意見を

きかなければならない。この場合において、当該勧告に係る者又はその代理人は、所轄庁に対して弁明することができる。

4　第一項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に解職されない場合又は第二項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に辞職しない場合において、当該学校法人の正常な管理及び運営を図るため他に方法がないと認めるときは、所轄庁は、当該勧告に係る者を解職し、かつ、解職した者の後任者の選任について、当該学校法人に対し、必要な指示をすることができる。この場合において、解職された者が私立学校法第三十八条第一項第一号に掲げる校長であるときは、その者は、同時に校長の職を失うものとする。

（所轄庁の資料提出要求等）

第十一条　所轄庁は、第三条の規定により調停を行なわせることについて必要があると認めるときは、学校法人紛争に係る学校法人又はその役員若しくは評議員に対し、必要な資料の提出を求め、及び当該学校法人の帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

（各種学校の設置のみを目的とする法人に関する準用規定）

第十二条　この法律の規定は、私立学校法第六十四条第四項の法人について準用する。

（政令への委任）

第十三条　この法律に規定するもののほか、調停手続その他この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争に対する適用）

2　この法律は、この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争で、この法律施行の日以後引き続き継続しているものについても、適用があるものとする。

（文部省設置法の一部改正）

3　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「国立の学校その他の機関（第十四条―第二十七条）」を「国立の学校その他の機関（第十四条―第二十七条の二）」に改める。

第五条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

第十二条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　文部大臣がその所轄庁である学校法人についての学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

第十三条第一項第四号中「審議会等」の下に「並びに第二十七条の二に掲げる学校法人紛争調停委員」を加える。

第十四条中「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第二十七条の二」に改める。

第二十七条第一項の表の下欄中「私立学校法」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）及び学校法人紛争の調停等に関する法律（昭和三十七年法律第七十号）」に改める。

第二章第二節中第二十七条の次に次の一条を加える。

（学校法人紛争調停委員）

第二十七条の二　本省に学校法人紛争調停委員を置く。

2　学校法人紛争調停委員の権限、任命その他の事

項については、学校法人紛争の調停等に関する法律の定めるところによる。

（この法律の有効期限）

4　この法律は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、この法律が効力を失う日前に成立した調停及び当該調停に係るこの法律の規定によるその他の措置に関しては、当該二年を経過した日以後も、なおその効力を有する。

（文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭三七・四・四）

◎水資源開発公団法の一部を改正する法律

水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（資本金）

第三条の二　公団の資本金は、三億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3　公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（事業の承継等）

第二十条の二　建設大臣が河川法（明治二十九年法律第七十一号）にいう河川に関する工事として行なつている事業又は国が土地改良事業として行なつている事業のうち、第十九条第一項の事業実施方針で定められた公団の業務に相当する部分（以下この条及び第三十条において「国の水資源開発事業」という。）は、当該業務について次項の規定による公示があつた日の翌日から、公団がその業務として行なうものとする。都道府県が土地改良事業として行なつている事業のうち、当該都道府県から主務大臣に対し公団において行なうべき旨の申出があり、かつ、第十九条第一項の事業実施方針で定められた公団の業務に相当する部分（以下この条において「都道府県の水資源開発事業」という。）についても、同様とする。

2　主務大臣は、国の水資源開発事業又は都道府県の水資源開発事業に係る公団の業務について前条第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により公団が国の水資源開発事業をその業務として行なうこととなつた時において当該国の水資源開発事業に関し国が有する権利及び義務（当該国の水資源開発事業に関する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において公団が承継する。

4　第一項の規定により公団が国の水資源開発事業をその業務として行なうこととなる場合において、建設大臣が当該国の水資源開発事業と密接な関連を有する工事（以下この条において「関連工事」という。）で発電に係るものを行なつているとき、又は国が委託に基づき関連工事を行なつているときは、公団が当該国の水資源開発事業をその業務として行なうこととなつた時において当該関連工事に関し国が有する権利及び義務（政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において公団が承継する。ただし、当該関連工事が委託に基づくものである場合において、国がその委託をしている者の同意を得ることができなかつたときは、この限りでない。

5　前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継する場合において、公団が当該関連工事に係る業務を行なうについては、第十八条第二項ただし書の規定は、適用しない。

6　第一項の規定により公団が都道府県の水資源開発事業をその業務として行なうこととなつた時において当該都道府県の水資源開発事業に関し当該都道府県が有する権利及び義務の公団への承継については、当該都道府県と公団とが協議して定めるものとする。

7　第一項の規定により公団がその業務として行なうこととなつた国の水資源開発事業が土地改良事業に係るものであるときは、公団は、政令で定めるところにより、第二十九条、第三十条又は第三十一条の規定による負担金の額のうち、当該国の水資源開発事業をその業務として行なうにつき国が要した費用の一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（明治二十九年法律第七十一号）を削る。

第三十条中「費用」の下に「（その業務が第二十条の二第一項の規定により公団が行なうこととなつた国の水資源開発事業に係るものであるときは、当該国の水資源開発事業を行なうにつき国が要した費用を含む。）」を加える。

第四十一条中「債券」を「公団の長期借入金又は債券」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中「原子燃料公社」の下に「、水資源開発公団」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「日本電信電話公社」の下に「、水資源開発公団」を加える。

（治水特別会計法の一部改正）

3　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項を附則第二十四項とし、附則第十四項から附則第十六項までを七項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の七項を加える。

14　昭和三十七年度に限り、第四条及び第五条の規定にかかわらず、次項の規定により一般会計からの繰入金並びに第四条第一項第三号に掲げる負担金及び納付金は、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、同条第二項第四号に掲げる交付金は、同勘定の歳出とする。

15　昭和三十七年度に限り、第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するものの額に相当する金額は、第七条第一項の規定にか

かわらず、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

16　特定多目的ダム建設工事勘定の昭和三十七年度の歳出予算における第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができるものがあるときは、その使用は、治水勘定において行なうことができる。

17　水資源開発公団法第二十条の二第一項の規定により水資源開発公団がその業務として行なうこととなつた事業（これと密接な関連を有する工事を含む。）で建設大臣が行なつていたものに関する特定多目的ダム建設工事勘定に属する資産及び負債のうち、同条第三項及び第四項の規定により水資源開発公団が承継した権利及び義務以外のものは、政令で定めるところにより、治水勘定に帰属するものとする。

18　前項の規定により治水勘定に帰属した地方債証券又は借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳入又は歳出とする。

19　附則第八項の規定は、附則第十七項の規定により治水勘定に帰属した地方債証券の償還金及び利子について準用する。この場合において、附則第八項中「同項に規定する借入金」とあるのは「附則第十八項に規定する借入金」と、「多目的ダム建設工事に関する費用」とあるのは「直轄治水事業に関する費用」と読み替えるものとする。

20　附則第九項及び第十項の規定は、附則第十八項に規定する借入金の償還について準用する。この場合において、附則第十項中「工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から」とあるのは、「治水勘定から」と読み替えるものとする。

（内閣総理・大蔵・農林・建設・自治大臣署名）

法律第七十二号（昭三七・四・五）

◎銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ（四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう。）」を「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角度で交わるものを除く。）」に改める。

第三条第一項第三号中「所持する場合」を「当該許可を受けた者が所持する場合」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　第十条の二第一項の規定による銃砲の保管の委託を受けた者がその委託に係る銃砲を同条第

二項の規定により保管のため所持する場合

第四条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、総理府令で定める手続により、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一　狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、漁業又は建設業の用途に供するため必要な銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二　政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとする者

三　国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会のけん銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該けん銃射撃競技の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとするもの

四　国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技の出発合図の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとするもの

五　祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項の規定による許可を受けた者は、銃砲又は刀剣類を所持することになつた場合においては、その所持することになつた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲又は刀剣類が当該許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて、住所地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

3　第一項第三号に規定する政令で定める者が行なう推薦は、国家公安委員会が定める数の範囲内において行なうものとする。

4　第一項第三号に掲げる銃砲の所持の許可は、政令で定めるところにより、期間を定めて行なうものとする。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　十八歳に満たない者（空気銃の所持の許可を受けようとする者で、政令で定めるところにより、政令で定める者からその推薦を取り消された場合

第五条に次の一項を加える。

3　都道府県公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者に第一項第六号に該当する同居の親族（配偶者については、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）がある場合において、その同居の親族が当該許可の申請に係る銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められる者であるときは、許可をしないことができる。

第八条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号を次のように改める。

六　許可を受けた者が第四条第一項第三号若しくは第四号の政令で定める者からその推薦を取り消された場合又は空気銃の所持の許可を受けた者で十八歳に満たないものが第五条第一項第一号の政令で定める者からその推薦を取り消された場合

第八条第一項中第一号から第四号までを一号ずつ繰

場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に指示しなければならない。

4　都道府県公安委員会は、指定射撃場が第一項の総理府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

5　第一項の申請の手続その他指定射撃場の指定に関して必要な事項は、総理府令で定める。

三　指定射撃場において、その指定射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合

第十条の次に次の一条を加える。

（銃砲の保管の委託等）

第十条の二　第四条第一項第三号に掲げる銃砲の所持の許可を受けた者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る銃砲の保管を委託しなければならない。

2　前項の規定により保管の委託を受けた者は、総理府令で定めるところにより、銃砲を保管しなければならない。

3　都道府県公安委員会は、前項の規定による銃砲の保管の状況について、同項の規定により銃砲を保管する者に対し、必要な報告を求めることができる。

第十一条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「許可が取り消された者からの譲渡、贈与、返還等により新たに所持の許可を受けようとする者」を「許可が取り消された者から譲渡、贈与、返還等を受けて当該銃砲又は刀剣類について所持の許可を受けた者」に改め、「申請をしたときは」の下に「、都道府県公安委員会は」を加え、「返還することができる」を「返還するものとする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の一」を「第一項各号の一又は前項」に、「人の生命」を「他人の生命」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県公安委員会は、許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について第五条第三項に規定する事情が生じた場合においては、その許可を取り消すことができる。

第十二条中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四章中第二十二条の前に次の一条を加える。

（譲渡の制限）

第二十一条の二　武器等製造法の武器製造事業者、猟銃等製造事業者若しくは猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者若しくは捕鯨用標識銃等販売事業者は、譲受人が第三条第一項第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当することを確認した場合又は譲受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、銃砲又は刀剣類（第三条第一項第四号に掲げるものを除く。）を譲り渡してはならない。

第二十二条の見出しを「（刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）」に改め、同条中「あいくちに類似する刃物」を「総理府令で定めるところにより計つた刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、総理府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（銃砲刀剣類等の一時保管等）

第二十四条の二　警察官は、銃砲、刀剣類又は第二十二条に規定する刃物（以下この条において「銃砲刀剣類等」という。）を携帯し、又は運搬していると疑うに足る相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる。

2　警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができる。

3　前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行なう場合について準用する。

4　第一項及び第二項に規定する警察官の権限は、銃砲刀剣類等による危害を予防するため必要な最小限度において用いるべきであつて、いやしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

5　警察官は、第二項の規定により一時保管した場合においては、すみやかに、その一時保管に係る銃砲刀剣類等（以下この条において「所轄警察署長」という。）に引き継がなければならない。この場合において、所轄警察署長は、当該銃砲刀剣類等を一時保管しなければならない。

6　所轄警察署長は、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内に（当該期間内であつても、一時保管する必要がなくなつた場合にあつては、直ちに）一時保管に係る銃砲刀剣類等を本人（当該銃砲刀剣類等について本人に対し返還請求権を有することが明らかな者がある場合においては、その者）に返還するものとする。ただし、本人に返還することが危害防止のため不適当であると認められる場合においては、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができる。

7　所轄警察署長は、一時保管に係る銃砲刀剣類等が、第三条第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類を所持することが禁止されている者から提出されたものである場合（当該銃砲又は刀剣類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号の一に該当する場合を除く。）においては、前

項の規定にかかわらず、これを返還しないものとする。

8　第十一条第六項及び第七項の規定は、前項の銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第六項中「許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類」とあるのは、「前項の銃砲又は刀剣類」と読み替えるものとする。

9　所轄警察署長は、第六項本文に規定する者の所在が明らかでないため、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日を経過しても当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、総理府令で定める事項を公告しなければならない。

10　前項の規定による公告の日から起算して六月を経過してもなお当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、その銃砲刀剣類等の所有権は、政令で定める区分に従い、国又は都道府県に帰属する。

11　第六項から前項までに規定するもののほか、第二項及び第五項の一時保管に関して必要な事項は、総理府令で定める。

第二十五条第三項第一号中「許可を受けようとする場合」を「許可を受けた場合」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「所持していた者」の下に「又はその者から当該銃砲若しくは刀剣類の譲渡、贈与、返還等を受けた者」を加え、「前項各号の一に掲げる」を「前二項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合において、当該銃砲又は刀剣類を所持していた者から譲渡、贈与、返還等を受けて当該銃砲又は刀剣類について所持の許可を受けた者が総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、第一項又は第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類をその者に返還するものとする。

第二十七条第三項中「第十一条第六項及び第七項」を「第十一条第六項及び第七項中」に改める。

第三十三条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項の規定により届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十一条の二の規定に違反した者

第三十五条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第七条第二項」を「第四条第二項、第七条第二項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二　第九条の二第二項の規定により警察官が行なう検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第九条の二第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第三十六条中「第三十三条」を「第三十三条第一号」に改める。

第三十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条、第三十二条第二号、第三十三条又は第三十五条第一号から第四号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に十八歳に満たない者でこの法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法第四条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けているものは、その者が十八歳に達するまでの間は、この法律による改正後の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類について許可を受けた者とみなす。

3　この法律の施行の際に都道府県公安委員会に対し銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請をしている者に対する年齢に関する許可の基準の規定の適用については、新法第五条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭三七・四・五）

◎豪雪地帯対策特別措置法

（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

（豪雪地帯の指定）

第二条　内閣総理大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2　内閣総理大臣は、豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（豪雪地帯対策基本計画の樹立）

第三条　内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣つている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2　内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3　内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。

4　前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

（基本計画の内容）

第四条　基本計画には、次の各号に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

一　積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

二　農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び

林業の生産条件の整備に関する事項

三　豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項

四　雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、雪害の防除その他積雪により劣つている産業等の基礎条件の改善に関する重要事項で政令で定めるもの

（豪雪地帯対策審議会の設置及び所掌事務）

第五条　総理府に、附属機関として、豪雪地帯対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

一　豪雪地帯の指定に関する事項

二　基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項

三　豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項

四　豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項

五　雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項

3　審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織）

第六条　審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　五人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人

三　関係行政機関の職員　十二人以内

四　道府県知事　六人

五　学識経験のある者　九人以内

3　前項第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第二項第五号の委員は、再任されることができる。

5　審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第七条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（審議会の運営等）

第八条　前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（基本計画に基づく事業の実施）

第九条　基本計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（事業計画の作成及び調整）

第十条　関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に関し事業計画を作成し、これを経済企画庁長官（北海道の区域内にある豪雪地帯に係る事業計画については、北海道開発庁長官。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

（基本計画の実施に要する経費）

第十一条　政府は、基本計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（関係機関等の協力）

第十二条　関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

（工事の早期着手等についての配慮）

第十三条　国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができるようにする等基本計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。

（国の負担割合又は補助率についての特例）

第十四条　基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合又は補助率について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中水資源開発審議会の項の次に次のように加える。

豪雪地帯対策審議会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（経済企画庁設置法の一部改正）

3　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

第九条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関すること。

（北海道開発法の一部改正）

4　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十条の規定に基づき、豪雪地帯対策基本計画に基づく事業計画について必要な調整を行なうこと。

（災害対策基本法の一部改正）

5　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第三条第一項に規定する豪雪地

帯対策基本計画
（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設・自治大臣署名）

法律第七十四号（昭三七・四・五）

◎著作権法の一部を改正する法律（衆法）

著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条　第三条乃至第五条中三十年トアルハ演奏歌唱ノ著作権及第二十二条ノ七ニ規定スル著作権ヲ除ク外当分ノ間三十三年トス

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭三七・四・五）

◎保険業法の一部を改正する法律

保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ三第一号中「（船舶ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ニ在リテハ保険料率ニ係ルモノヲ除ク）」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭三七・四・一三）

◎質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律

（質屋営業法の一部改正）

第一条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「以下同じ」を「第二十二条を除き、以下同じ」に改める。

第八条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十七条第二項中「三月未満」の下に「（質置主が物品を取り扱う営業者であり、かつ、その質に入れようとする物品がその取り扱っている物品である場合においては、一月未満）」を加える。

第十八条第二項を次のように改める。

2　質屋は、命令で定める方法により相手方が質物の受取りについて正当な権限を有する者（以下この条において「受取権者」という。）であることを確認した場合でなければ、質物を返還してはならない。

第十八条に次の一項を加える。

3　質屋が前項の命令で定める方法により相手方が受取権者であることを確認して質物を返還したときは、正当な返還をしたものとみなす。ただし、受取権者であると確認したことについて過失がある場合は、この限りでない。

（経過規定）

2　この法律の施行前にこの法律による改正前の質屋営業法第二十五条第一項若しくは第二項又はこの法律による改正前の古物営業法第二十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により都道府県公安委員会がした質屋営業又は古物商若しくは市場主の営業若しくはせり売の停止処分は、この法律の施行後も、当該停止期間の満了する日までの間は、なおその効力を有する。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公益質屋法の一部改正）

4　公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十八条第二項」の下に「及第三項」を加える。

（古物営業法の一部改正）

第二条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項の許可証」を「前項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

第十一条第一項第一号中「許可証」を「前条第一項の許可証のうち、行商又は露店の許可に係る許可証」に改める。

第十九条第二項中「前条」を「前二条」に改める。

第二十四条第一項第五号を削り、同条第三項中「第八条第一項、第二項若しくは第九条の許可」を「第八条第一項若しくは第二項の許可」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前にこの法律による改正前の質屋営業法第二十五条第一項若しくは第二項又はこの法律による改正前の古物営業法第二十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により都道府県公安委員会がした質屋営業又は古物商若しくは市場主の営業若しくはせり売の停止処分は、この法律の施行後も、当該停止期間の満了する日までの間は、なおその効力を有する。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公益質屋法の一部改正）

4　公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第十八条第二項」の下に「及第三項」を加える。

第十九条第一号中「、第十八条第二項」を削る。

（内閣総理大臣署名）

法律第七十七号（昭三七・四・一六）

◎総理府設置法等の一部を改正する法律

（総理府設置法の一部改正）

第一条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中訴願制度調査会、固定資産評価制度調査会、農林漁業基本問題調査会、公営競技調査会及び町名地番制度審議会の項を削り、同表税制調査会の項目的の欄中「重要事項」を「基本的事項」に改め、同表中臨時行政調査会の項の次に次のように加える。

港湾労働等対策審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて港湾労働その他港湾関係問題に関する重要事項を調査審議すること。
交通基本問題調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて総合的な陸上交通施策に関する基本的事項を調査審議すること。
補助金等合理化審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて、国及び地方財政全般の見地から、補助金、負担金、交付金等国の地方公共団体に対する財源の交付に関する諸制度の合理化問題を調査審議すること。
輸出会議	輸出（海運、航空及び観光に関する貿易外の受取を伴う役務の提供を含む。以下この項において同じ。）に係る施策、輸出の目標その他輸出に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡調整を必要とするものについて調査審議すること。

第二十三条中「三千四百八十人」を「四千二十九人」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、産業災害防止対策審議会、港湾労働等対策審議会、交通基本問題調査会及び補助金等合理化審議会は、昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二十三条に規定する定員四千二十九人のうち百二十五人は、昭和三十八年三月三十一日までのものとする。

（青少年問題協議会設置法の一部改正）

第二条 青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「都道府県」の下に「及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を、「当該都道府県青少年問題協議会」の下に「及び市青少年問題協議会」を加える。

（同和対策審議会設置法の一部改正）

第三条 同和対策審議会設置法（昭和三十五年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二年」を「四年」に改める。

（宮内庁法の一部改正）

第四条 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中「一、〇八三人」を「一、一八一人」に、「一、一〇五人」を「一、二〇三人」に改める。

（内閣法の一部改正）

第五条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「七十人」を「七十一人」に改める。

（法制局設置法の一部改正）

第六条 法制局設置法（昭和二十二年法律第七十二号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

内閣法制局設置法

「法制局」を「内閣法制局」に改める。

第二条第一項中「法制局長官」を「内閣法制局長官」に改める。

第四条第一項中「三部」を「四部」に、「第三部」を「第四部」に改める。

第五条第一項中「法制局次長一人及び内閣法官、法制局事務官」を「内閣法制次長一人及び内閣法制局参事官、内閣法制局事務官」に改める。

第六条中「六十五人」を「六十九人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び附則第五項から第十一項までの規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。

2 改正後の総理府設置法第二十三条、宮内庁法第十一条及び内閣法第十六条の規定並びに附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

（経過規定）

3 改正後の総理府設置法第十五条第一項の規定により置かれる税制調査会は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日以降新たに設置されるものとする。

4 法制局の定員は、法制局設置法第六条の規定にかかわらず、昭和三十七年六月三十日までの間は、長官及び次長を除くほか、六十六人とする。

5 第六条の規定の施行前における法制局及びその職員は、改正後の内閣法制局設置法の規定に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（国家公務員法等の一部改正）

6 次に掲げる規定中「法制局長官」を「内閣法制局長官」に改める。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第五号

二 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第四号の三及び別

表第一

三　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十条第十一号

7　判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条の二及び附則第五条中「法制局参事官」の下に「、内閣法制局参事官」を加える。

8　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部法制局図書館の項を次のように改める。

国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局

9　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「法務研修所」を「法務総合研究所」に、「法制局参事官」を「内閣法制局参事官」に改める。

10　改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。

11　接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号を次のように改める。

一　内閣法制次長

（内閣総理大臣署名）

法律第七十八号（昭三七・四・一六）

◎児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千二百円」を「千四百円」に、「二百円」を「四百円」に改める。

第九条第一項及び第十三条第二項第一号中「十三万円」を「十五万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の第五条の規定は、昭和三十七年五月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年四月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

3　この法律による改正後の第九条第一項及び第十三条第二項の規定は、昭和三十六年以降の年の所得による支給の制限について適用し、昭和三十五年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第七十九号（昭三七・四・一六）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「七百八十三億円」を「九百八十三億円」に改める。

第十八条の三第一項中「二倍」を「三倍」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十号（昭三七・四・一六）

◎国民生活研究所法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　役員等（第十一条―第二十一条）
第三章　業務（第二十二条・第二十三条）
第四章　財務及び会計（第二十四条―第三十三条）
第五章　監督（第三十四条・第三十五条）
第六章　雑則（第三十六条―第三十八条）
第七章　罰則（第三十九条―第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　国民生活研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　国民生活研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　研究所の事務所は、東京都に置く。

（資本金）

第四条　研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2　政府は、研究所の設立に際し、前項の一億円を出資するものとする。

3　研究所は、必要があるときは、経済企画庁長官の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第五条　研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第六条　政府以外の出資者（第三十六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。）は、その持分を譲渡することができる。

2　出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができない。

（定款）

第七条　研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員、参与及び会議に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　会計に関する事項

八　公告に関する事項

九　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、経済企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第八条　研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第九条　研究所でない者は、国民生活研究所という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十一条　研究所に、役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十二条　会長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2　所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長及び所長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長及び所長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときは、経済企画庁長官の認可を受けて、会長又は所長の職務を行なう。

4　監事は、研究所の業務を監査する。

（役員の任命）

第十三条　会長、所長及び監事は、経済企画庁長官が任命する。

2　理事は、経済企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

（役員の任期）

第十四条　会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十六条　経済企画庁長官又は会長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　経済企画庁長官又は会長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十八条　研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（参与会）

第十九条　研究所に、参与会を置く。

2　参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4　参与会は、参与二十人以内で組織する。

5　参与は、研究所の業務に関し学識経験を有する者のうちから、経済企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

6　参与の任期は、二年とする。

7　参与は、再任されることができる。

（職員の任命）

第二十条　研究所の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第二十一条　研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務）

第二十二条　研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　国民生活の実情及び動向に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

二　国民生活に関する情報及び資料を収集すること。

三　前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2　研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

第二十三条　研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十四条　研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十五条　研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十六条　研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に経済企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2　研究所は、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（書類の送付）

第二十七条　研究所は、第二十五条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十八条　研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十八条　研究所は、毎事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、当該事業年度の積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第二十九条　研究所は、経済企画庁長官の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十条　研究所は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他経済企画庁長官の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第三十一条　研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十二条　研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（総理府令への委任）

第三十三条　この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十四条　研究所は、経済企画庁長官が監督する。

2　経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十五条　経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（出資者原簿）

第三十六条　研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資額

3　出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第三十七条　研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十八条　内閣総理大臣は、第三十一条又は第三十三条の総理府令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2　経済企画庁長官は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第四条第三項、第七条第二項、第二十五条、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十一条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十六条第一項又は第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

三　第三十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章　罰則

（罰則）

第三十九条　第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、

その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十四条第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。

第四十一条　第九条の規定に違反して国民生活研究所という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の設立）

第二条　経済企画庁長官は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。

第三条　経済企画庁長官は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成して、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。この場合において、経済企画庁長官が認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

2　設立委員は、前項の募集が終わつたときは、経済企画庁長官に対し設立の認可を申請しなければならない。

第五条　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資の払込みを求めなければならない。

2　設立委員は、出資の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条　研究所は、設立の登記をすることによつて成立する。

（社団法人国民生活研究所からの引継ぎ）

第八条　昭和三十四年九月四日に設立を許可された社団法人国民生活研究所（以下この条において「社団法人国民生活研究所」という。）は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、経済企画庁長官の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、社団法人国民生活研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所に承継されるものとし、社団法人国民生活研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により社団法人国民生活研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規定）

第九条　この法律の施行の際現に国民生活研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条　研究所の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に「国民生活研究所」を、「理化学研究所法」の下に「国民生活研究所法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

第十六条　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　国民生活研究所に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・自治大臣署名）

法律第八十一号（昭三七・四・一六）

◎駐車場法の一部を改正する法律

駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「大規模の建築物における駐車施設の附置（第二十条）」を「建築物における駐車施設の附置及び管理（第二十条―第二十条の三）」に改める。

第二条第四号中「（側車付きのものを除く。）及び軽自動車」を「及び二輪の軽自動車（これらの側車付きのものを除く。）」に改める。

第三条第一項中「商業地域」の下に「（以下「商業地域」という。）」を、「著しくふくそうする地区」の下に「又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区」を、「指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加える。

第四条第二項中「規定する道路管理者」の下に「（同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣。以下次項及び第八条第一項において同じ。）」を加える。

第五条を次のように改める。

（路上駐車場の設置及び廃止）

第五条 前条第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、道路管理者である地方公共団体（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道にあつては同条第二項の規定によりその管理を行なわせることができるものとされている都道府県又は指定都市の長の統轄する都道府県又は指定都市、その他の一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事又は市長の統轄する都道府県又は市）は、その路上駐車場設置計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

2 指定都市以外の市は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により都道府県が設置すべき路上駐車場で当該市の区域に係るものを、当該都道府県と協議して、設置することができる。

3 都は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により特別区が設置すべき路上駐車場を、当該特別区と協議して、設置することができる。

4 前三項の規定により路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該路上駐車場管理者である地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

5 路上駐車場管理者は、当該駐車場整備地区に関し、都市計画として決定された路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場を廃止するものとする。この場合においては、当該路上駐車場管理者である地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきき、かつ、当該路上駐車場が第二項又は第三項の規定により設置されたものであるときは、当該都道府県又は特別区に協議しなければならない。

第六条第一項中「前条第一項を」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条同項及び第三項中「道路管理者である地方公共団体」を「路上駐車場管理者」に改める。

第七条及び第八条第二項中「道路管理者である地方公共団体」を「路上駐車場管理者」に改める。

第十二条中「都市計画区域」の下に「（以下「都市計画区域」という。）」を加え、「駐車場管理者」を「路外駐車場管理者」に改める。

第十三条第一項、第二項及び第四項、第十四条、第十五条（見出しを含む。）並びに第十六条中「駐車場管理者」を「路外駐車場管理者」に改める。

第十七条の見出しを「（助成措置）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、都市計画として決定された路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

第十八条第一項及び第十九条中「駐車場管理者」を「路外駐車場管理者」に改める。

「第五章　大規模の建築物における駐車施設の附置」を「第五章　建築物における駐車施設の附置及び管理」に改める。

第二十条を次のように改める。

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内において、延べ面積が三千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が三千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域内の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区及び商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が三千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

3 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

第五章中第二十条の次に次の二条を加える。

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置）

第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模

様替（建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものについて大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2　前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

（駐車施設の管理）

第二十条の三　地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（建築基準法の一部改正）

2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二(い)項第四号中「自動車車庫」の下に「（建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。）」を加える。

（内閣総理・大蔵・運輸・建設大臣署名）

法律第八十二号（昭三七・四・二〇）

◎商法の一部を改正する法律

商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第四号を次のように改める。

四　削除

第九十九条を次のように改める。

第九十九条　削除

第百条第一項中「前条ノ期間内」を「合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内」に改め、「二月」を「一月」に改める。

第百十九条の次に次の一条を加える。

第百十九条ノ二　第百十七条第一項ノ規定ニ依リテ会社財産ノ処分方法ヲ定メタル場合ニ於テ会社ガ其ノ財産ノ処分ヲ完了シタルトキハ其ノ完了後本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ清算結了ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百二十三条第二項中「其ノ清算人ハ」を削る。

第百三十四条中「清算人ハ」を削る。

第百四十三条中「第百十七条ノ場合ニ在リテハ」及び「解散ノ登記ヲ為シタル後、其ノ他ノ場合ニ在リテハ」を削る。

第百四十九条第一項を次のように改める。

合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第六十四条第一項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコト

二　有限責任社員ノ出資ノ目的、其ノ価格及履行ヲ為シタル部分

第百六十六条第一項第八号中「及支店」を削る。

第百七十五条第二項第十号中「及其ノ取扱ノ場所」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

発起人ハ株式申込証ノ交付ニ際シ第二項第十号ニ掲グル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所ヲ記載シタル書面ヲ交付スルコトヲ要ス但シ株式申込証ニ之ヲ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百七十七条第二項中「前項ノ払込ハ」の下に「第百七十五条第四項ノ書面又ハ」を加える。

第百八十八条第二項第七号中「及住所」を削り、同項第八号中「氏名」の下に「及住所」を加える。

第二百二十二条ノ五第三項中「第二百二十四条ノ二第一項」を「第二百二十四条ノ三第一項」に改める。

第二百二十四条ノ二を第二百二十四条ノ三とし、第二百二十四条の次に次の一条を加える。

第二百二十四条ノ二　前条第一項ノ住所ニ宛テ発シタル通知及催告ガ継続シテ五年間到達セザリシトキハ会社ノ株主ニ対スル通知及催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ株主ニ対スル会社ノ義務ノ履行ノ場所ハ会社ノ本店トス

前二項ノ規定ハ質権者ニ之ヲ準用ス

第二百六十条中「支配人」を「支店ノ設置、移転及廃止並ニ支配人」に改める。

第二百八十条ノ九第一項中「払込期日」を「払込期日ノ翌日」に改め、同条第二項中「前項ノ期日」を「払込期日」に改める。

第二百八十条ノ十四中「第四項」を「第四項」に改める。

第二百八十三条第一項中「第二百八十一条」の下に「第二号乃至第五号」を加える。

第二百八十五条を次のように改める。

第二百八十五条　会社ノ貸借対照表及財産目録ニ付テハ第二百八十五条ノ七ノ規定ヲ適用ス

第二百八十五条ノ二乃至第二百八十五条ノ七ノ規定ハ第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項ノ規定ハ取

第二百二十四条の次に次の一条を加える。

第二百二十四条ノ二　前条第一項ノ住所ニ宛テ発シタル通知及催告ガ継続シテ五年間到達セザリシトキハ会社ノ株主ニ対スル通知及催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ株主ニ対スル会社ノ義務ノ履行ノ場所ハ会社ノ本店トス

前二項ノ規定ハ質権者ニ之ヲ準用ス

第二百六十条中「支配人」を「支店ノ設置、移転及廃止並ニ支配人」に改める。

第二百八十条ノ九第一項中「払込期日」を「払込期日ノ翌日」に改め、同条第二項中「前項ノ期日」を「払込期日」に改める。

第二百八十条ノ十四中「第四項」を「第四項」に改める。

第二百八十三条第一項中「第二百八十一条」の下に「第二号乃至第五号」を加える。

第二百八十五条を次のように改める。

第二百八十五条　会社ノ貸借対照表及財産目録ニ付テハ第二百八十五条ノ七ノ規定ヲ適用ス

第二百八十五条ノ二　流動資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ附スルモノトスルコトヲ妨ゲズ

第二百八十五条ノ三　固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

固定資産ニ付予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十五条ノ四　金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ要ス但シ債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得

金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス

第二百八十五条ノ五　社債ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス但シ其ノ取得価額ガ社債ノ金額ト異ナルトキハ相当ノ増額又ハ減額ヲ為スコトヲ得

第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項ノ規定ハ取

引所ノ相場アル社債ニ、前条第二項ノ規定ハ取引所ノ相場ナキ社債ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ国債、地方債其ノ他ノ債券ニ之ヲ準用ス

第二百八十五条ノ六　株式ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス

第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニ之ヲ準用ス

取引所ノ相場ナキ株式ニ付テハ其ノ発行会社ノ資産状態ガ著シク悪化シタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

第一項及前項ノ規定ハ有限会社ノ社員ノ持分其ノ他出資ニ因ル持分ニ之ヲ準用ス

第二百八十五条ノ七　暖簾ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十六条ノ二ヲ第二百八十六条ノ四とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百八十六条ノ五　社債ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用ノ額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債発行ノ後三年内ニ、若シ三年内ニ社債償還ノ期限ガ到来スルトキハ其ノ期限内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十六条の次に次の二条を加える。

第二百八十六条ノ二　開業準備ノ為ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十六条ノ三　左ノ目的ノ為ニ特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出ノ後五年内ニ毎決算期ニ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

一　新製品又ハ新技術ノ研究

二　新技術又ハ新経営組織ノ採用

三　資源ノ開発

四　市場ノ開拓

第二百八十七条の次に次の一条を加える。

第二百八十七条ノ二　特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス

前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス

第二百八十八条中「毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一」を「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ十分ノ一」に改める。

第二百八十八条ノ二第三号を次のように改める。

三　削除

第二百八十八条ノ二に次の一項を加える。

前項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス

第二百九十条第一項を次のように改める。

利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一　資本ノ額

二　資本準備金及利益準備金ノ合計額

三　其ノ決算期ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ額

四　第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額

ノ合計額ガ前二号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

第二百九十三条ノ五第二項中「取引」の下に「、取締役及監査役ニ支払ヒタル報酬」を加え、「固定財産」を「固定資産」に改める。

第二百九十七条第二項中「純財産額」を「純資産額」に、「財産額」を「資産額」に改める。

第三百一条第二項第十一号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第三百五条を次のように改める。

第三百五条　削除

第三百四十一条ノ三第二項を削る。

第三百四十一条ノ五を第三百四十一条ノ六とし、第三百四十一条ノ四を第三百四十一条ノ五とし、第三百四十一条ノ三の次に次の一条を加える。

第三百四十一条ノ四　転換社債ヲ発行スルトキハ第三百三条ノ払込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ転換社債ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　転換社債ノ総額

二　各転換社債ノ金額

三　各転換社債ニ付払込ミタル金額

四　前条ニ掲グル事項

第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

外国ニ於テ転換社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第三百七十六条第二項中「第九十九条及」を削る。

第三百七十七条第一項中「第九十九条」を「転換社債」に改める。

第四百十四条第二項中「社債」を「転換社債」に改める。

第四百十六条第一項中「、第九十九条」を削る。

第四百九十八条第一項第六号中「第九十九条、」を削り、同項第十号を次のように改める。

十　第百七十五条第四項又ハ第二百八十条ノ十四ノ規定ニ違反シテ書面ヲ交付セズ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ

第四百九十八条第一項第二十号中「第三百三十九条第二項」の下に「、第四百八条ノ二第一項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（定義）

第二条　この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の商法をいい、「旧法」とは、従前の商法をいう。

（原則）

第三条　新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただ

し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

（清算結了の登記）

第四条　新法第百十九条ノ二（新法第百四十七条で準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に財産の処分を完了した場合には適用しない。

（帳簿等の保存）

第五条　この法律の施行前に解散の登記をした合名会社又は合資会社については、この法律の施行後も、なお旧法第百四十三条（旧法第百四十七条で準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（所在不明株主等）

第六条　この法律の施行の際、株主名簿に記載した株主若しくは質権者の住所又は株主若しくは質権者が会社に通知した住所にあてて発した通知及び催告が継続して三年をこえる期間到達していないときは、その期間のうち三年をこえる部分は、新法第二百二十四条ノ二第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）の期間に算入しない。

（新株の効力発生日）

第七条　この法律の施行前に新株の発行の決議があつたときは、この法律の施行後も、なお旧法第二百八十条ノ九の規定を適用する。

（株式会社の計算）

第八条　この法律の施行の際現に存する株式会社のこの法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する計算については、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、新法第二百八十八条ノ二第二項の規定の適用を妨げない。

第九条　新法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ三及び第二百八十五条ノ五から第二百八十五条ノ七までの規定の適用については、この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産は、その決算期においてのみ附することができる最高額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもつて、その決算期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

第十条　新法第二百八十六条ノ二、第二百八十六条ノ三又は第二百八十六条ノ五に規定する貸借対照表の資産の部に計上することができる金額で、この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に支出したものについては、その金額からその決算期以前にこれらの規定が適用されたならば償却すべきであつた額の最少額を控除した金額を、その決算期の次の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、これらの規定による償却期間からすでに経過した期間を控除した期間内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2　前項の場合においては、同項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額（社債発行のために必要な費用の額を除く。）は、新法第二百九十条第一項の規定の適用については、新法第二百八十六条ノ二又は第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額とみなす。

（合併の場合の貸借対照表の備置き）

第十一条　新法第四百八条ノ二の規定は、同条第一項に規定する株主総会の会日がこの法律の施行後二週間以内である場合には、適用しない。

（罰則）

第十二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

第十三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号及び第四号中「株式会社」の下に「、有限会社」を加え、同項第八号ノ二及び第八号ノ三を削り、同項第九号中「会社ノ設立」を「株式会社、有限会社設立」に、「株式会社ニ在リテハ資本ノ金額リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「資本ノ金額」に、「株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「合名会社又ハ合資会社ナル場合ニ在リテハ四十三万円」に改め、同項第十号中「会社資本ノ増加」を「株式会社、有限会社資本増加」に、「株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル増加資本ノ金額」を「増加資本ノ金額」に、「株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「合名会社又ハ合資会社ナル場合ニ在リテハ四十三万円」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　転換社債又ハ第二回以後ノ転換社債払込金額　千分ノ一・五

第六条第一項ただし書中「第一号第三号第八号ノ二」を「第三号及」に改め、同項第一号中「設立」の下に「（合併又ハ組織変更ニ因ル設立ヲ含ム）」を加え、「財産ヲ目的トスル出資ノ価格　千分ノ七」を「毎一件　金三千円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　削除

第十四条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条ノ六第一項中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ三」に改める。

第百七十五条第二項中「前項ノ登記ハ」の下に「会社ヲ代表スベキ清算人ノ申請ニ因リ」を加える。

第百七十七条を次のように改める。

第百七十七条　商法第百二十三条第一項ニ掲ゲタル事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ変更ノ事由ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十八条に次のただし書を加える。

但商法第百十九条ノ二（同法第百四十七条ノ二準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル清算ノ結了ノ登記ノ申請書ニハ財産ノ処分ノ完了シタルコトヲ証スル総社員ノ作成シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第百七十九条第二項中「取締役又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所」を「取締役若クハ監査役ノ氏若クハ名又ハ代表取締役ノ住所」に改める。

第百九十一条第一項中「社債」を「転換社債」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　商法第三百四十一条ノ二第二項ノ定款又ハ同項ノ決議ヲ為シタル株主総会ノ議事録

第百九十一条第二項第二号から第四号まで中「社債」を「転換社債」に改め、同項第五号及び第六号

を削る。

第百九十三条ノ二第二項中「社債承継」を「転換社債承継」に、「社債ニ」を「転換社債ニ」に改める。

第百九十五条ノ三第二項第三号及び第二百一条ノ十二第二項第三号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正）

第十五条 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第七号中「財産ノ額」を「純資産額」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 転換社債ノ総額ヲ数回ニ分チ発行スル場合ニ於テハ商法第三百四十一条ノ四ノ規定ニ依ル登記ハ其ノ発行毎ニ之ヲ為スベシ此ノ場合ニ於テハ転換社債ノ総額ニ代ヘ其ノ回ノ発行金額ヲ登記スベシ

第三十五条第四号を次のように改める。

四 第二十三条ニ依ル委任又ハ第二十五条第一項ニ依ル引受アリタルトキハ其ノ事実

第三十五条に次の一号を加える。

五 第二十九条第一項ニ依ル引受アリタルトキハ其ノ事実及引受人ノ氏名又ハ商号

第四十条第一項第二号を次のように改める。

二 第三十五条第二号、第四号及第五号ニ掲ゲタル事項

第百十三条を次のように改める。

第百十三条 削除

第百十六条及び第百十七条を次のように改める。

第百十六条及第百十七条 削除

第百十九条ノ二第二項を次のように改める。

外国ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

（信託業法の一部改正）

第十六条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ」を「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十七条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「及登録税法」を削る。

（銀行法の一部改正）

第十八条 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ」を「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第三十二条第二項中「第十七条」を「第十五条、第十七条」に改める。

（無尽業法の一部改正）

第十九条 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ」を「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。

第二十一条ノ三を次のように改める。

第二十一条ノ三 削除

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第二十条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「、第百七十七条第二項」を「（第百七十五条第二項中登記ノ申請人ニ関スル部分ヲ除ク）、第百七十七条」に改め、「第百七十八条」の下に「第二項本文」を加える。

第二十八条第四項中「商法第百七十五条第二項第十号」の下に「及第四項」を加える。

第三十六条中「及登録税法」を削る。

（東北開発株式会社法の一部改正）

第二十一条 東北開発株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 会社ハ毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ百分ノ十六以上ヲ利益準備金トシテ積立テ且利益配当ノ平均ヲ得シムル為金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ百分ノ四以上ヲ積立ツベシ

（有限会社法の一部改正）

第二十二条 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十四条第二項中「及第二項」を「第二項及第二百二十四条ノ二第一項第二項」に改める。

第二十六条中「支配人」を「支店ノ設置、移転及廃止並ニ支配人」に改める。

第四十六条第一項中「、第二百八十六条、第二百八十八条」を「乃至第二百八十六条ノ三、第二百八十七条ノ二乃至」に改める。

第六十三条中「、第九十九条」を削る。

第六十四条第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第二項及び第四項中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第六十八条中「第九十九条及」を削る。

第七十八条第二項中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第八十五条第一項第十五号及び第二項中「第九十九条又ハ」を削る。

第二十三条 附則第三条、附則第六条及び附則第八条から第十条までの規定は、前条の規定による有限会社法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

2 附則第十一条の規定は、有限会社が合併をする場合に準用する。

（保険業法の一部改正）

第二十四条 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条ノ二中「第二百二十四条ノ二」を「第二百二十四条ノ三」に改める。

第十八条を削り、第十八条ノ二を第十八条とする。

第二十一条第二項中「第九十九条及」を削り、同項ただし書を削る。

第三十四条第三号中「事務所」を「主タル事務所」に改める。

第四十条第二項第三号中「及住所」を削り、同項第四号中「氏名」の下に「及住所」を加える。

第六十四条第二項中「準備金」の下に「及第六十七条第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額」を加える。

第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条ノ二 会社ノ財産目録ニ記載スル有価証券中命令ヲ以テ定ムル国債又ハ利払及償還確実ナリト認メラルル債券ニ付テハ第四十二条ニ於テ準用スル商法第三十四条第一項及次条第三項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ均等利廻評価ノ方法ニ依ル価額ヲ附スルコトヲ得

第六十七条第一項中「第二百八十五条」を「第二

百八十六条ノ三」に改め、同条に次の一項を加える。

会社ノ財産目録ニ記載スル営業用ノ固定財産及取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ商法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八十二号）ニ依ル改正前ノ商法第二百八十五条ノ規定ノ例ニ依ル

第七十三条中「第十八条ノ二」を「第十八条」に改め、「、第九十九条」を削り、「第四百八条第一項第二項」の下に「、第四百八条ノ二」を加え、「第百条第一項但書中二月トアルハ之ヲ一月トシ」を削る。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条　削除

第八十五条第二項中「第二百八十六条」の下に「及第二百八十六条ノ二」を加える。

第八十六条第二項を削る。

第百五十二条第十四号中「第二百九十三条ノ五第一項」の下に「若ハ第七十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百八条ノ二」を加え、同条第三十一号中「第九十九条若ハ」を削る。

第二十五条　附則第三条、附則第八条、附則第十条及び附則第十一条の規定は、前条の規定による保険業法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

（普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律の一部改正）

第二十六条　普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

（金融機関再建整備法の一部改正）

第二十七条　金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ三及ビ第二百八十五条ノ七」を「第二百八十五条から第二百八十五条ノ三まで及び第二百八十五条ノ七まで」に改め、「第二百八十五条ノ三第三項」を「第二百八十五条ノ七第三項」に改める。

（企業再建整備法の一部改正）

第二十八条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「営業用の固定財産」を「財産」に、「第二百八十五条」を「第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ三及び第二百八十五条ノ七まで」に改める。

（会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の一部改正）

第二十九条　会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項に次のただし書を加える。

ただし、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十四条ノ二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を妨げない。

（資産再評価法の一部改正）

第三十条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九十八条の見出しを「（再評価額についての商法の特例）」に改め、同条第一項中「及び第二百八十五条」を「、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ三及び第二百八十五条ノ七」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第二項中「固定財産」を「資産」に、「当該財産」を「当該資産」に、「又は第二百八十五条」を「、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ三、第二百八十五条ノ六又は第二百八十五条ノ七（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）」に改める。

第九十九条第二項を削る。

第百十条の二を削る。

第三十一条　この法律の施行の際現に存する法人がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産については、その決算期までは、前条の規定による改正後の資産再評価法第九十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第三十二条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「第二百八十五条」を「第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ六まで」に改める。

第三十三条　附則第八条及び附則第九条の規定は、前条の規定による船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

（商品取引所法の一部改正）

第三十四条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一号中「財産目録」を削る。

第七十六条を次のように改める。

（商法の準用）

第七十六条　商法第二百八十二条から第二百八十四条まで、第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ六まで及び第二百八十七条ノ二（会社の計算）の規定は、取引所の計算について準用する。この場合において、商法第二百八十二条第一項中「前条ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第七十五条に規定する書類」と、同法第二百八十三条第一項中「第二百八十一条第二号乃至第五号ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第七十五条に規定する書類（財産目録を除く。）」と読み替えるものとする。

第百一条第二項中「第二百八十二条第一項又は第二百八十三条第一項中「前条ニ掲グル書類」又は「第二百八十一条ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第百一条第二項において準用する同法第七十五条に規定する書類」を「第二百八十二条第一項中「前条ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第七十五条に規定する書類」と、「第二百八十一条ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第百一条第二項において準用する同法第七十五条に規定する書類（財産目録を除く。）」に改める。

第三十五条　附則第八条及び附則第九条の規定は、前条の規定による商品取引所法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

（株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第三十六条　株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第二百二十四条ノ二第一項」を「第二百二十四条ノ三第一項」に改める。

（証券投資信託法の一部改正）

第三十七条　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の四を削る。

（相互銀行法の一部改正）

第三十八条　相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「、第十六条（合併の手続）」を削る。

第二十五条第六号中「第十六条若しくは」を削る。

（信用金庫法の一部改正）

第三十九条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三

十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「、第百七十八条及び」を「及び第四項、第百七十八条並びに」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第四十条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百八十二条（見出しを含む。）中「営業用の固定財産」を「財産」に、「第二百八十五条」を「第二百八十五条ノ七まで」に改める。

第二百二十四条第四号及び第二百二十五条第六号中「資本及び準備金の額」を「資本の額及び準備金に関する事項」に改める。

第二百五十六条第四項及び第五項を削る。

第二百五十七条第四項中「社債の」を「転換社債の」に、「、各社債」を「並びに各転換社債」に改め、「並びに社債募集の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面」を削り、同条第五項を削る。

第二百五十八条第三項中「商法第四百八条ノ二」の下に「（貸借対照表の備置）、第四百八条ノ三」を加え、同条第四項中「第九十九条（財産目録及び貸借対照表の作成）、」を削り、同条第七項及び第八項中「社債承継」を「転換社債承継」に改める。

第二百五十九条第三項及び第二百六十条第六項中「から第五項まで」を削る。

第四十一条　この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期以前に取得し、又は製作した資産については、その決算期までは、前条の規定による改正後の会社更生法第百八十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（長期信用銀行法の一部改正）

第四十二条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「、登記等」を削り、同条第六項を削り、同条第七項第五号中「第五項」を「前項」に改め、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを削る。

第十七条中「乃至第十七条」を「第十六条」に改め、「、第十六条」を削る。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第四十三条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「、第九十九条（財産目録及び貸借対照表の作成）及び「、商法第九十九条中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と」を削り、「同法第百二条」を「商法第百二条」に改める。

第百一条第六号中「、第五十七条第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する商法第九十九条」を削る。

（外国為替銀行法の一部改正）

第四十四条　外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の五の見出し中「、登記等」を削り、同条第六項を削り、同条第七項第五号中「第五項」を「前項」に改め、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを削る。

（株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第四十五条　株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「払込が行なわれた日」の下に「の翌日」を加える。

第四十六条　この法律の施行前に株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律第二条の決議があつたときは、この法律の施行後も、なお前条の規定による改正前の同法第八条の規定を適用する。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第四十七条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第二項後段を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第四十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　登録税法の特例（第七十二条―第八十四条の二）」を「第五章　登録税法の特例（第七十二条―第八十四条）」に改める。

第八十条及び第八十条の二中「又は出資」、「第二号」、」及び「又は第八号ノ三」を削る。

第八十一条第一号中「会社」を「株式会社又は有限会社」に改め、「若しくは出資」を削り、同条第二号中「会社の設立」を「株式会社又は有限会社の設立」に改め、「若しくは出資」及び「又は出資」を削り、「加算した金額」の下に「この場合において、当該消滅した会社が合名会社又は合資会社であるときは、その合併当時の資本の金額は、四十三万円とみなす。」を加える。

第八十二条第二項を削る。

第八十四条第二項を削る。

第八十四条の二を削る。

（電源開発促進法等の一部改正）

第四十九条　次に掲げる法律の規定中「純財産額」を「純資産額」に改める。

一　電源開発促進法（昭和二十七年法律第三百四十七号）第二十四条

二　国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）第六条

三　日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第百五十四号）第五条

四　日本海外移住振興株式会社法（昭和三十年法律第百三十九号）第十四条第二項

五　航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十三条

六　北海道地下資源開発株式会社法（昭和三十三年法律第百五十七号）第十三条

（内閣総理・法務・外務・大蔵・農林・通商産業・運輸・郵政大臣署名）

法律第八十三号（昭三七・四・二〇）

◎競馬法の一部を改正する法律

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行なうことができる。

第一条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　左の各号の一に該当する市町村で、その財政上の特別の必要を考慮して自治大臣が農林大臣と協議して指定するもの（以下「指定市町村」という。）は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に附した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行なうことができる。

一　著しく災害を受けた市町村

二　その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3　前項の規定による指定には、条件を附することができる。

第四条を次のように改める。

（入場料）

第四条　日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者（第二十九条各号に規定する者その他の者であつて省令で定めるものを除く。）から省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。

第五条第一項中「又は二十円」を削り、同条第二項中「十枚分又は百枚分」を「十枚分以上」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（勝馬投票法）

第六条　勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種とし、各勝馬投票法の種類の組合せ及びその決定の方法並びに勝馬投票法の種類ごとの発売の限定その他その実施の方法については、省令で定める。

第七条　削除

第八条第一項及び第九条中「附録第二」を「附録」に改める。

第十二条第一項中「単勝式、複勝式及び連勝式勝馬投票法」を「各勝馬投票法」に改め、同条第三項前段中「表示された馬」を「表示された番号の馬」に、「連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては、その勝馬投票券に表示された組のいずれかの番号の馬」に、「連勝式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組」を「連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法にあつては、その番号の属する組」に改め、同項後段中「連勝式勝馬投票法」を「連勝単式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法」に、「同一の連勝式番号をつけられた馬」を「同一の番号」に、「表示された馬」を「その番号の馬」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

（競馬の開催）

第二十条　地方競馬は、左の各号に掲げる事項につき省令で定める範囲をこえ、又は省令で定める日取りに反して、開催してはならない。

一　都道府県の区域ごとの年間開催回数

二　一回の開催日数

2　農林大臣は、都道府県又は指定市町村に対して、競馬の開催回数、一回の開催日数及び開催の日取りその他競馬の開催に関し、調整上必要な指示をすることができる。

（競馬の実施の委託）

第二十一条　都道府県又は指定市町村は、政令で定めるところにより、競馬の実施に関する事務を、都道府県にあつてはその区域内の市町村に、指定市町村にあつてはその区域を包括する都道府県に委託することができる。

（準用規定）

第二十二条　第四条から第六条まで、第八条、第九条、第十一条から第十四条まで、第十六条及び第十七条の規定は、地方競馬について準用する。この場合において、第四条、第五条、第八条第一項及び第十二条第四項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第十三条第一項及び第十四条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、第十六条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「この法律又は」を「この法律若しくは」に、「地方競馬を行なつた場合には」を「地方競馬を行なつたとき、又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた場合において当該委託に係る事務の執行としてこの法律若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行なつたときは」に、「地方競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項をあわせて」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農林大臣は、第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村で指定市町村以外のもの（以下「受託市町村」という。）が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行なつた場合には、当該受託市町村に対し、受託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

第三章中第二十三条の次に次の二十九条を加える。

（地方競馬全国協会への交付金）

第二十三条の二　都道府県又は指定市町村は、省令で定めるところにより、左の各号に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一　一回の開催による勝馬投票券の売得金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、その売得金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二　一回の開催による勝馬投票券の売得金の額に応じ、その額の千分の四以内において省令で定める金額に相当する金額

（収益の使途）

第二十三条の三　都道府県は、その行なう競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

（地方競馬全国協会）

第二十三条の四　地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。

（法人格）

第二十三条の五　地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第二十三条の六　協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2　協会は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第二十三条の七　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第二十三条の八　協会でない者は、地方競馬全国協会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第二十三条の九　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

（役員）

第二十三条の十　協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十三条の十一　会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、協会の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第二十三条の十二　会長、副会長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、会長が農林大臣の認可を受けて任命する。

3　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十三条の十三　左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　第十三条第二項各号の一に該当する者

二　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

三　政党の役員

四　地方競馬に係る馬主の登録を受けている者

五　協会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第二十三条の十四　農林大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が、左の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十三条の十五　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十三条の十六　協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第二十三条の十七　会長は、副会長、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十三条の十八　協会の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十三条の十九　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（評議員会）

第二十三条の二十　協会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、この法律によりその所掌事務に属させた事項を処理するほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、協会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

（評議員）

第二十三条の二十一　評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

2　評議員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

3　第二十三条の十二第三項及び第四項並びに第二十三条の十四第二項の規定は、評議員について準用する。

（業務の範囲）

第二十三条の二十二　協会は、第二十三条の四に掲げる目的を達成するため、左の業務を行なう。

一　馬主及び馬を登録すること。

二　騎手を免許すること。

三　騎手を養成し、又は訓練すること。

四　審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行なう者を養成し、若しくは訓練し、又は都道府県、指定市町村若しくは受託市町村の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあつせんをすること。

五　馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

六　第二十三条の二の規定による交付金の受入れを行なうこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

八　前各号に掲げるもののほか、第二十三条の四に掲げる目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2　協会は、前項第八号に掲げる業務を行なおうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（業務方法書）

第二十三条の二十三　協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、左の事項を記載しなければならない。

一　馬主及び馬の登録に関する事項
二　騎手の免許に関する事項
三　前条第一項第五号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準及び当該補助の方法
四　その他省令で定める事項

3　第一項の規定により業務方法書を作成し、又はこれを変更するにあたつては、会長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

（事業年度）

第二十三条の二十四　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十三条の二十五　協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　第二十三条の二十三第三項の規定は、前項の規定による予算及び事業計画の作成及び変更について準用する。

（事業報告書等の作成）

第二十三条の二十六　協会は、毎事業年度、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成して当該事業年度終了後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付金の使途及び区分経理）

第二十三条の二十七　協会は、第二十三条の二の規定により交付を受けた同条第一号の金額に相当する金額（その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。）を第二十三条の二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し又は使用してはならない。

2　協会は、第二十三条の二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（省令への委任）

第二十三条の二十八　この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、省令で定める。

（監督）

第二十三条の二十九　協会は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（解散）

第二十三条の三十　協会の解散については、別に法律で定める。

第二十五条の見出し中「地方競馬」を「競馬等」に改め、同条第一項中「又は指定市町村」を「、指定市町村、受託市町村又は協会」に、「地方競馬の開催」を「この法律の施行に必要な限度内において、地方競馬の開催」に、「、報告をさせ又は書類及び帳簿を検査する」を「報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させる」に改め、同条に次の三項を加える。

3　農林大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行なう競馬について、当該競馬が開催されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は受託市町村に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4　第一項又は前項の規定により職員が立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

5　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十七条中「第一条第三項」を「第一条第五項」に改める。

第二十九条第三号中「又は指定市町村職員にあつては、当該都道府県又は指定市町村の行う地方競馬」を「、指定市町村職員又は受託市町村職員にあつては、すべての地方競馬」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「当該都道府県又は指定市町村の行う地方競馬」を「すべての地方競馬」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　協会の役員及び職員にあつては、すべての地方競馬の競走について

第三十条第一号中「第一条第三項」を「第一条第五項」に改める。

第三十一条第二号中「馬の競走能力」を「出走すべき馬につき、その馬の競走能力」に、「使用して馬を出走させた者」を「使用した者」に改める。

第三十二条の次に次の九条を加える。

第三十二条の二　調教師、騎手又は馬丁が、その競走に関して賄ろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十二条の三　前条の場合において、収受した賄ろは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十二条の四　第三十二条の二に規定する賄ろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第三十二条の五　偽計又は威力を用いて競馬の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の六　競馬においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の七　第二十三条の二十七第一項の規定に違反する行為をした場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の八　第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二条の九　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第二十三条の七第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十三条の二十二第一項に掲げる業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

五　第二十三条の二十九第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第三十二条の十　第二十三条の八の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附録第一及び附録第二を削り、附則の次に別表及び　附録として次のように加える。

別表

売得金の額	地方競馬全国協会に交付すべき額
六千万円以上八千万円未満	売得金の額の千分の四。ただし、売得金の額の千分の九百八十四が六千万円未満となるときは、当該売得金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上一億円未満	売得金の額の千分の五。ただし、売得金の額の千分の九百八十が七千八百七十二万円未満となるときは、当該売得金の額と七千八百七十二万円との差額の千分の二百五十
一億円以上二億円未満	売得金の額の千分の六。ただし、売得金の額の千分の九百七十六が九千八百万円未満となるときは、当該売得金の額と九千八百万円との差額の千分の二百五十
二億円以上三億円未満	売得金の額の千分の七。ただし、売得金の額の千分の九百七十二が一億九千五百二十万円未満となるときは、当該売得金の額と一億九千五百二十万円との差額の千分の二百五十
三億円以上四億円未満	売得金の額の千分の九。ただし、売得金の額の千分の九百六十四が二億九千百六十万円未満となるときは、当該売得金の額と二億九千百六十万円との差額の千分の二百五十
四億円以上	売得金の額の千分の十一。ただし、売得金の額の千分の九百五十六が三億八千五百六十万円未満となるときは、当該売得金の額と三億八千五百六十万円との差額の千分の二百五十

附録

第一号算式

$$(W+\frac{D}{P})\times(1-R)=T$$

Wは、当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、勝馬の数とする。

Rは、第九条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により、農林大臣が定める率とする。

第二号算式

$$(T-W)\times r$$

Tは、第一号算式のTに同じ。

Wは、第一号算式のWに同じ。

rは、百分の十とする。

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（地方競馬全国協会の設立）

第二条　農林大臣は、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、競馬法の規定により、それぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第七条　この法律の施行の際現に改正前の第一条第一項の規定により指定を受けている市町村は、昭和四十年三月三十一日までは、改正後の第一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。

第八条　この法律の施行前に改正前の第二十二条において準用する改正前の第十三条第一項、第十四条又は第十六条の規定により都道府県又は都道府県の組合の行なつた馬主若しくは馬の登録又は騎手の免許でこの法律の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ、改正後の第二十二条において準用する改正後の第十三条第一項、第十四条又は第十六条の規定により協会が行なつたものとみなす。ただし、騎手の免許については、その従前の免許の有効期間を経過した場合は、この限りでない。

第九条　前条に規定する登録又は免許を行なつていた都道府県又は都道府県の組合は、この法律の施行後遅滞なく、その登録又は免許に関する原簿その他の必要な書類を協会に引き継ぐものとする。

第十条　中央競馬及び地方競馬において、その回の競馬の開催の初日がこの法律の施行前に属する回のこの法律の施行後における競馬の実施については、なお従前の例による。

第十一条　地方競馬において、その回の競馬の開催の初日がこの法律の施行前に属する回の競馬については、改正後の第二十三条の二の規定は、適用しない。

第十二条　この法律の施行の際現に地方競馬全国協会という名称を使用している者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならない。

2　改正後の第二十三条の八の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十三条　協会の最初の事業年度は、改正後の第二十三条の二十四の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

2　協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、改正後の第二十三条の二十五第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

第十五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」の下に「、地方競馬全国協会」を、「日本中央競馬会法」の下に「、競馬法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十六条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を「、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十七条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「北方協会」の下に「、地方競馬全国協会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「北方協会」の下に

「、地方競馬全国協会」を加える。

（法務・大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十四号（昭三七・四・二〇）

◎自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

（自転車競技法の一部改正）

第一条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに機械工業の合理化」を「、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」に改め、同条第三項中「開催しなかつたとき」の下に「、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるとき」を加え、同条第五項を次のように改める。

競輪施行者は、競輪の競技に関する事務その他の競輪の実施に関する事務（命令で定めるものを除く。）を自転車競技会に委託することができる。この場合においては、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務であつて命令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

第一条第三項の次に次の一項を加える。

自治大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

第三条第一項中「設置しようとする者」を「設置し又は移転しようとする者」に改め、同条第五項中「設置された」を「設置され又は移転された」に改め、同条に次の二項を加える。

競輪場の設置者について相続若しくは合併があり、又は競輪場の譲渡しがあつたときは、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は競輪場を譲り受けた者は、当該競輪場の設置者の地位を承継する。

前項の規定により競輪場の設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四条第一項に後段として次のように加える。

当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。

第四条第三項中「設置された」を「設置され又は移転された」に改め、同条第四項中「、第一項の許

可に」を「第一項の許可に、前条第八項及び第九項の規定は場外車券売場に」に改める。

第五条に次の一項を加える。

日本自転車振興会は、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、前項の規定による登録を消除することができる。

第五条の二第一項中「範囲をこえて」を「範囲をこえ、又は命令で定める日取りに反して」に改め、同条第二項中「日取」を「日取り」に改める。

第六条中「入場者から」を「入場者（第八条各号に掲げる者その他の者であつて命令で定めるものを除く。）から命令で定める額以上の」に改め、同条ただし書を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 競輪施行者は、券面金額十円の車券を券面金額で発表することができる。

競輪施行者は、前項の車券十枚分以上を一枚で代表する車券を発売することができる。

第八条第二号中「自転車振興会」を「自転車競技会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の二 勝者投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種とし、各勝者投票法における勝者の決定の方法並びに勝者投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、命令で定める。

第九条第一項中「競輪施行者は」の下に「、勝者投票法の種類ごとに」を加え、同条第二項中「額面金額」を「券面金額」に改める。

第九条の三第二項中「第一着及び第二着の選手を一組として勝者とする勝者投票法（以下連勝式勝者投票法という。）以外の投票法」を「単勝式又は複勝式勝者投票法」に改め、同条第三項中「連勝式勝者投票法」を「連勝単式又は連勝複式勝者投票法」に改め、同条第五項中「額面金額」を「券面金額」に改める。

第十条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　一回の開催による車券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

第十条第二項中「自転車振興会」を「自転車競技会」に、「競輪の実施を委任したときは、委任」を「競輪の実施に関する事務を委託したときは、委託」に改め、同条第三項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十一条の三を削る。

第十一条 競輪施行者は、その行なう競輪の収益をもつて、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第十二条中「機械に関する事業」の下に「及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業」を加える。

第十二条の六中「民法」の下に（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、「、第五十条及び第五十四条」を「及び第五十条」に改める。

第十二条の八第二項中「会長の定めるところにより、日本自転車振興会を代表し」を「日本自転車振興会を代表し、会長の定めるところにより」に改める。

第十二条の十第三号中「議会の議員」の下に「若しくは地方公共団体の長若しくは常勤の職員」を加

える。

第十二条の十三の次に次の一条を加える。

第十二条の十三の二　会長は、日本自転車振興会の理事又は職員のうちから、日本自転車振興会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十二条の十六第一項各号列記以外の部分中「第十二条の目的」を「第十二条の目的」に改め、同項第二号中「自転車振興会」を「自転車競技会」に改め、同項第八号中「第十二条に掲げる目的」を「第十二条の目的」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

第十二条の十六第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改め、同条第三項を削る。

第十二条の十七を次のように改める。

第十二条の十七　日本自転車振興会は、第十条第一項第一号又は第二号の規定による交付金をそれぞれ左の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

一　第十条第一項第一号の規定による交付金にあつては、前条第一項第五号及び第六号に掲げる業務その他自転車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務

二　第十条第一項第二号の規定による交付金にあつては、前条第一項第七号に掲げる業務その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務

第十二条の十八第二項第五号中「自転車その他の機械に関する事業の振興のための」を削る。

第十二条の二十に次の一項を加える。

通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画及び収支予算のうち第十二条の十七各号に掲げる業務に係る部分について車両競技関係交付金運用審議会の意見をきかなければならない。

第十四条中「自転車振興会」を「自転車競技会」に改め、同条を第十四条の二とする。

第十三条第一項中「自転車振興会」を「自転車競技会」に、「設置する場合」を「設置している場合」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の二十五の次に次の十七条を加える。

第十三条　自転車競技会は、競輪の実施に関する事務を公正かつ円滑に行なうことを目的とする。

第十三条の二　自転車競技会は、法人とする。

第十三条の三　自転車競技会は、その名称中に自転車競技会という文字を用いなければならない。

自転車競技会でない者は、自転車競技会という名称を用いてはならない。

第十三条の四　自転車競技会を設立するには、競輪施行者たる地方公共団体の長及び競輪の実施に関し知識経験を有する者が発起人となり、定款を作成し、命令の定めるところにより、通商産業大臣に認可の申請をしなければならない。

前項に規定する地方公共団体の長たる発起人には、競輪場の設置者たる地方公共団体（他の者の設置する競輪場を優先的に使用する権利を有する地方公共団体を含む。）の長が少なくとも二人いなければならない。

通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、設立しようとする自転車競技会が左の各号に適合する場合に限り、その認可をすることができる。

一　設立の手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

二　業務に係る競輪場が二以上あり、かつ、他の自転車競技会の業務に係る競輪場と重複していないこと。

三　業務に係る競輪場の所在地相互の関係が競輪の実施に関する事務を円滑に行なうために適切であること。

四　その事業を適確に遂行するに必要な経済的基礎、施設及び職員を有すること。

第十三条の五　前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を自転車競技会の会長に引き継がなければならない。

第十三条の六　自転車競技会の会長は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

自転車競技会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第十三条の七　自転車競技会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　役員会に関する事項

六　業務に係る競輪場の名称及び所在地

七　業務及びその執行に関する事項

八　会計に関する事項

定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十三条の八　自転車競技会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

第十三条の九　自転車競技会は、第十三条の目的を達成するため、競輪施行者から委託を受けて左の業務（第一条第六項前段の命令で定めるものを除く。）を行なう。

一　競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務を行なうこと。

二　車券の発売等を行なうこと。

三　競輪の開催につき宣伝を行なうこと。

四　入場者の整理その他競輪場内の整理を行なうこと。

五　前各号の業務に附帯する業務

自転車競技会は、前項の業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、第十三条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

第十三条の十　自転車競技会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務の方法で定めるべき事項は、命令で定める。

第十三条の十一　自転車競技会は、左の場合には、解散する。

一　役員会で解散の決議をした場合において、当該決議について通商産業大臣の認可を受けたとき。

二　破産した場合

三　当該自転車競技会を存置すべき必要性がなくなつたと認められる場合において、通商産業大臣が解散を命じたとき。

第十三条の十二　自転車競技会が解散したときは、

破産による場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。

清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を選任する。

通商産業大臣は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

第十三条の十三　清算人は、就職の後、遅滞なく、自転車競技会の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

第十三条の十四　清算人は、自転車競技会の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

第十三条の十五　残余財産は、自転車競技会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは自転車に関する事業の振興を目的とする公益法人に帰属させなければならない。

第十三条の十六　清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

前項の決算報告書には、命令で定める書類を添附しなければならない。

第十三条の十七　第十二条の四、第十二条の六、第十二条の八、第十二条の九、第十二条の十第一号から第三号まで及び第五号、第十二条の十一から第十二条の十四まで、第十二条の十九、第十二条の二十第一項並びに第十二条の二十一から第十二条の二十四まで並びに民法第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、自転車競技会に準用する。

第十五条第一項中「自転車振興会」を「自転車競技会」に改める。

第十六条第二項中「自転車振興会」を「自転車競技会」に、「当該自転車振興会」を「当該自転車競技会」に改める。

第十六条の二中「当該競輪場又は場外車券売場の設置の許可」を「第三条第一項又は第四条第一項の許可」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の三　通商産業大臣は、選手の福利厚生の増進を図り、競輪の公正及び安全の確保に資するため、競輪施行者又は日本自転車振興会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第十七条の二を削る。

第十八条第一号中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。

第二十三条中「自転車振興会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は」を「競輪の選手が、その」に改める。

第二十四条第一項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は選手になろうとする者が、その担当すべき職務又は」を「競輪の選手になろうとする者が、その」に、「同条に掲げる役員若しくは職員又は」を「競輪の」に改め、同条第二項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託を受けてその職務又は」を「競輪の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその」に改める。

第二十九条中「自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員」を「日本自転車振興会又は自転車競技会の役員、職員又は清算人」に改め、同条第

一号中「第十一条の三第一項、」を削り、「又は第十二条の二十から第十二条の二十二まで」を「、第十二条の二十第一項（第十三条の十七において準用する場合を含む。）、第十二条の二十一（第十三条の十七において準用する場合を含む。）、第十二条の二十二（第十三条の十七において準用する場合を含む。）、第十三条の九第二項又は第十三条の十第一項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第十二条の四第一項」の下に「（第十三条の十七において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第十二条の十六第一項に掲げる業務」を「第十二条の十六第一項又は第十三条の九に規定する業務」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第十二条の二十三（第十三条の十七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第二十九条第五号中「第十二条の二十四第二項」の下に「（第十三条の十七において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の二号を加える。

六　第十三条の十三又は第十三条の十六第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

七　第十三条の十四又は第十三条の十五の規定に違反して、残余財産を処分し、又は分配したとき。

第三十条中「第十二条の五」の下に「又は第十三条の三第二項」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二

売上金の額		日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上八千万円未満	当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二十四	
八千万円以上一億円未満	四十八万円に、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の十二を加算した金額	
一億円以上二億円未満	七十二万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の十四を加算した金額	
二億円以上三億円未満	二百十二万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十六を加算した金額	
三億円以上	三百七十二万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十八を加算した金額	

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三

売上金の額		金額
三千万円以下		三千万円の千分の百
三千万円をこえ一億円以下		三百万円に、当該売上金の額と三千万円との差額の千分の六十五を加算した金額
一億円をこえ二億円以下		七百五十五万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の四十五を加算した金額
二億円をこえ四億円以下		千二百五万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の三十五を加算した金額

四億円をこえ六億円以下	千九百五万円に、当該売上金の額と四億円との差額の千分の二十を加算した金額
六億円をこえるもの	二千三百五万円に、当該売上金の額と六億円との差額の千分の十五を加算した金額

（小型自動車競走法の一部改正）

第二条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに機械工業の合理化」を「、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進」に改める。

第四条を次のように改める。

（小型自動車競走の実施事務の委託）

第四条 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走の競技に関する事務その他の小型自動車競走の実施に関する事務（省令で定めるものを除く。）を小型自動車競走会に委託することができる。この場合においては、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査、小型自動車競走の審判その他の小型自動車競走の競技に関する事務であつて省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

第五条第一項中「設置しようとする者」を「設置」し又は移転しようとする者」に改め、同条第五項中「設置された」を「設置され又は移転された」に改め、同条に次の二項を加える。

8 小型自動車競走場の設置者について相続若しくは合併があり、又は小型自動車競走場の譲渡しがあつたときは、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は小型自動車競走場を譲り受けた者は、当該小型自動車競走場の設置者の地位を承継する。

9 前項の規定により小型自動車競走場の設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第七条の二第一項中「範囲をこえて」を「範囲をこえ、又は省令で定める日取りに反して、」に改め、同条第二項中「日取」を「日取り」に改める。

第八条中「全国小型自動車競走会連合会」を「日本小型自動車振興会」に改め、同条に次の一項を加える。

3 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、第一項の規定による登録を消除することができる。

第九条中「入場者から」を「入場者（第十一条各号に掲げる者その他の者であつて省令で定めるものを除く。）から省令で定める額以上の」に改め、同条ただし書を削る。

第十条中「一口金二十円以下」を「券面金額十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 小型自動車競走施行者は、前項の勝車投票券十枚分以上を一枚で代表する勝車投票券を発売することができる。

第十一条第二号中「全国小型自動車競走会連合会」を「日本小型自動車振興会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（勝車投票法）

第十一条の二 勝車投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種とし、各勝車投票法における勝車の決定の方法並びに勝車投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、省令で定める。

第十二条第一項中「小型自動車競走施行者は」の下に「、勝車投票法の種類ごとに」加える。

第十四条第一項第四号を削り、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、「対して」の下に「、勝車投票券と引換えに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 単勝式又は複勝式勝車投票法において、発売した勝車投票券に表示された小型自動車が出走しなかつたときは、その小型自動車に対する投票は、無効とする。

3 連勝単式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のうち連勝式番号を同じくする小型自動車のすべてが出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一車のみが出走したこと。

第十六条を次のように改める。

（日本小型自動車振興会への交付金）

第十六条 小型自動車競走施行者は、左の各号に掲げる金額を日本小型自動車振興会に交付しなければならない。

一 一回の開催による勝車投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 一回の開催による勝車投票券の売上の額が別表第二の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

三 一回の開催による勝車投票券の売上金の額に応じ、その額の千分の八以内において省令で定める金額に相当する金額

第十七条中「小型自動車競走の実施を委託したときは、」を「小型自動車競走の実施に関する事務を委託したときは、委託の範囲及び」に改め、「、その額の百分の五以内において」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の省令で定める金額は、一回の開催による勝車投票券の売上金の額の別表第三の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をこえてはならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

（収益の使途）

第十七条の二 小型自動車競走施行者は、その行なう小型自動車競走の収益をもつて、小型自動車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

（日本小型自動車振興会）

第十八条 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。

第十九条 日本小型自動車振興会は、法人とする。

第十九条の次に次の二十四条を加える。

第十九条の二 日本小型自動車振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本小型自動車振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

できる。

第十九条の三　日本小型自動車振興会は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十九条の四　日本小型自動車振興会でない者は、日本小型自動車振興会という名称を用いてはならない。

第十九条の五　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、日本小型自動車振興会に準用する。

第十九条の六　日本小型自動車振興会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第十九条の七　会長は、日本小型自動車振興会を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、日本小型自動車振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して日本小型自動車振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して日本小型自動車振興会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、日本小型自動車振興会の業務を監査する。

第十九条の八　会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

3　役員の任期は、三年とする。

4　役員は、再任されることができる。

第十九条の九　左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二　この法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長若しくは常勤の職員

四　政党の役員

五　日本小型自動車振興会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

第十九条の十　通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3　通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長、副会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、副会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

4　会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

第十九条の十一　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十九条の十二　日本小型自動車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が日本小型自動車振興会を代表する。

第十九条の十三　会長は、日本小型自動車振興会の理事又は職員のうちから、日本小型自動車振興会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十九条の十四　日本小型自動車振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十九条の十五　日本小型自動車振興会に、運営委員会を置く。

2　次条第一項第一号から第四号までの業務その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るために必要な業務（以下小型自動車競走に関する業務という。）に関し業務の方法を定め、及び事業計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見をきかなければならない。

3　日本小型自動車振興会は、小型自動車競走に関する業務を行なうには、会長が運営委員会の意見をきいて定めた方針に従わなければならない。

4　会長は、小型自動車競走に関する業務を掌理する理事の任命又は解任について第十九条の八第二項又は第十九条の十第四項の認可を申請しようとするときは、運営委員会の意見をきかなければならない。

5　運営委員会は、前三項に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、日本小型自動車振興会の小型自動車競走に関する業務の運営について調査審議する。

6　運営委員会は、委員十五人以内で組織する。

7　委員は、小型自動車競走に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

8　委員の任期は、三年とする。

9　委員は、再任されることができる。

第十九条の十六　日本小型自動車振興会は、第十八条の目的を達成するため、左の業務を行なう。

一　小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行なうこと。

二　選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法に関し、小型自動車競走会を指導すること。

三　選手の出場のあつせんを行なうこと。

四　審判員、選手その他の小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五　小型自動車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行なうこと。

六　小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

七　体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

八　第十六条の規定による交付金の受入れを行なうこと。

九　前各号に掲げるもののほか、第十八条の目的を達成するため必要な業務

2　日本小型自動車振興会は、前項第九号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第十九条の十七　日本小型自動車振興会は、第十六条第一号又は第二号の規定による交付金をそれぞれ左の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

一　第十六条第一号の規定による交付金にあつては、前条第一項第五号及び第六号に掲げる業務その他小型自動車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務

二　第十六条第二号の規定による交付金にあつては、前条第一項第七号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務

第十九条の十八　日本小型自動車振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一　小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定の方法及び合格基準

二　選手の出場のあつせんの基準

三　審判員、選手その他の小型自動車競走の実施に必要な者の養成又は訓練の課程、期間、場所及び費用負担の方法

四　小型自動車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のための資金の貸付けの利率、償還期限及び償還の方法

五　補助の対象とする事業の選定の基準及び補助の方法

六　前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

第十九条の十九　日本小型自動車振興会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

第十九条の二十　日本小型自動車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画及び収支予算のうち第十九条の十七各号に掲げる業務に係る部分については、あらかじめ車両競技関係交付金運用審議会の意見をきかなければならない。

第十九条の二十一　日本小型自動車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第十九条の二十二　日本小型自動車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一　銀行若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金

二　国債証券、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

第十九条の二十三　日本小型自動車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十九条の二十四　日本小型自動車振興会は、通商

産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本小型自動車振興会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第十九条の二十五　日本小型自動車振興会の解散については、別に法律で定める。

第二十条を次のように改める。

（小型自動車競走会）

第二十条　小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施に関する事務を公正かつ円滑に行なうことを目的とする。

第二十条の次に次の十六条を加える。

第二十条の二　小型自動車競走会は、法人とする。

第二十条の三　小型自動車競走会は、その名称中に小型自動車競走会という文字を用いなければならない。

2　小型自動車競走会でない者は、小型自動車競走会という名称を用いてはならない。

第二十条の四　小型自動車競走会を設立するには、小型自動車競走施行者たる地方公共団体の長及び小型自動車競走の実施に関し知識経験を有する者が発起人となり、定款を作成し、省令の定めるところにより、通商産業大臣に認可の申請をしなければならない。

2　前項に規定する地方公共団体の長たる発起人には、小型自動車競走場の設置者たる地方公共団体（他の者の設置する小型自動車競走場を優先的に使用する権利を有する地方公共団体を含む。）の長が少なくとも一人いなければならない。

3　通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、設立しようとする小型自動車競走会が左の各号に適合する場合に限り、その認可をすることができる。

一　設立の手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

二　業務に係る小型自動車競走場が他の小型自動車競走会の業務に係る小型自動車競走場と重複していないこと。

三　業務に係る小型自動車競走場が二以上あるときは、当該小型自動車競走場の所在地相互の関係が小型自動車競走の実施に関する事務を円滑に行なうために適切であること。

四　その事業を適確に遂行するに必要な経済的基礎、施設及び職員を有すること。

第二十条の五　前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を小型自動車競走会の会長に引き継がなければならない。

第二十条の六　小型自動車競走会の会長は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

2　小型自動車競走会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第二十条の七　小型自動車競走会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　役員会に関する事項

六　業務に係る小型自動車競走場の名称及び所在地

七　業務及びその執行に関する事項

八　会計に関する事項

2　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、この効力を生じない。

第二十条の八　小型自動車競走会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

第二十条の九　小型自動車競走会は、第二十条の目的を達成するため、小型自動車競走施行者から委託を受けて左の業務（第四条前段の省令で定めるものを除く。）を行なう。

一　小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査、小型自動車競走の審判その他の小型自動車競走の競技に関する事務を行なうこと。

二　勝車投票券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条の規定による返還金の交付を行なうこと。

三　小型自動車競走の開催につき宣伝を行なうこと。

四　入場者の整理その他小型自動車競走場内の整理を行なうこと。

五　前各号の業務に附帯する業務

2　小型自動車競走会は、前項の業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、第二十条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

第二十条の十　小型自動車競走会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法で定めるべき事項は、省令で定める。

第二十条の十一　小型自動車競走会は、左の場合において、当該決議について通商産業大臣の認可を受けたときき。

一　役員会で解散の決議をした場合

二　破産した場合

三　当該小型自動車競走会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは小型自動車に関する事業の振興を目的とする公益法人に帰属させなければならない。

第二十条の十二　小型自動車競走会が解散したときは、清算人となる。ただし、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。

2　清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を選任する。

3　通商産業大臣は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

第二十条の十三　清算人は、就職の後、遅滞なく、小型自動車競走会の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

第二十条の十四　清算人は、小型自動車競走会の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

第二十条の十五　残余財産は、小型自動車競走会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは小型自動車に関する事業の振興を目的とする公益法人に帰属させなければならない。

第二十条の十六　清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　前項の決算報告書には、省令で定める書類を添附しなければならない。

第二十条の十七　第十九条の三、第十九条の五、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一号から第三号まで及び第五号、第十九条の十から第十九条の十四まで、第十九条の十九、第十九条の二十第一項並びに第十九条の二十一から第十九条の二十四まで並びに民法第七十三条（清算法人）及び第七十八条から第八十一条まで（清算人の職務権限等）の規定は、小型自動車競走会に準用する。

第二十一条の二中、「、全国小型自動車競走会連合会」を削る。

第二十一条の三第二項中「、全国小型自動車競走会連合会」を削る。

第二十一条の四中「当該小型自動車競走場の設置の許可」を「第五条第一項の許可」に改める。

第二十二条第一項中「全国小型自動車競走会連合会」を「日本小型自動車振興会」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（選手の福利厚生に関する措置）

第二十二条の二　通商産業大臣は、選手の福利厚生の増進を図り、小型自動車競走の公正及び安全の確保に資するため、小型自動車競走施行者又は日本小型自動車振興会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第二十三条中「小型自動車競走場その他」を削る。

第二十七条の三中「前五条」を「前六条」に改め、同条を第二十七条の四とし、第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　第十九条の十七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十八条中「小型自動車競走会若しくは全国小型自動車競走会連合会の役員若しくは職員又は小型自動車競走の選手が、その職務又は」を「小型自動車競走の選手が、その職務又は第二十九条第一項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は選手になろうとする者が、その担当すべき職務又は」を「小型自動車競走の選手になろうとする者が、その」に改める。

第三十四条中「小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員又は職員」を「日本小型自動車振興会又は小型自動車競走会の役員、職員又は清算人」に改め、同条第一号中「第二十条第一項」を「第十九条の二第二項、第十九条の十六第二項、第十九条の十八第二項、第十九条の二十第一項（第二十条の十七において準用する場合を含む。）、第十九条の二十一（第二十条の十七において準用する場合を含む。）、第十九条の二十二（第二十条の十七において準用する場合を含む。）、第二十条の九第二項又は第二十条の十第一項」に改め、同条第二号中「第二十条第二項」を「第十九条の二十三（第二十条の十七において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第十九条の三第一項（第二十条の十七において準用する場合を含む。）の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三　第十九条の十六第一項又は第二十条の九に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第三十四条に次の三号を加える。

五　第十九条の二十四第二項（第二十条の十七に

おいて準用する場合を含む。）の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

六　第二十条の十三又は第二十条の十六第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

七　第二十条の十四又は第二十条の十五の規定に違反して、残余財産を処分し、又は分配したとき。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十五条　第十九条の四又は第二十条の三第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

別表中「日本自転車振興会」を「日本小型自動車振興会」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二

売上金の額	日本小型自動車振興会に交付すべき金額
六千万円以上八千万円未満	当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二十四
八千万円以上一億円未満	四十八万円に、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の十二を加算した金額
一億円以上二億円未満	七十二万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の十四を加算した金額
二億円以上三億円未満	二百十二万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十六を加算した金額
三億円以上	三百七十二万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十八を加算した金額

別表第三

売上金の額	金額
四千万円以下	四千万円の千分の九十
四千万円をこえ七千万円以下	三百六十万円に、当該売上金の額と四千万円との差額の千分の八十を加算した金額
七千万円をこえ一億円以下	六百万円に、当該売上金の額と七千万円との差額の千分の七十を加算した金額
一億円をこえ一億五千万円以下	八百十万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の六十五を加算した金額
一億五千万円をこえ二億円以下	千百三十五万円に、当該売上金の額と一億五千万円との差額の千分の四十五を加算した金額
二億円をこえ三億円以下	千三百六十万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の三十を加算した金額
三億円をこえるもの	千六百六十万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の二十五を加算した金額

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条第一項から第四項まで、第三条、第四条、第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（日本小型自動車振興会の設立）

第二条　通商産業大臣は、日本小型自動車振興会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、日本小型自動車振興会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

3　通商産業大臣は、設立委員を命じて、日本小型自動車振興会の設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

5　第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

6　日本小型自動車振興会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（全国小型自動車競走会連合会からの引継ぎ）

第三条　改正前の小型自動車競走法第十八条第二項に規定する全国小型自動車競走会連合会（以下「全国小型自動車競走会連合会」という。）は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、日本小型自動車振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、全国小型自動車競走会連合会の一切の権利及び義務は、日本小型自動車振興会の成立の時において日本小型自動車振興会に承継されるものとし、全国小型自動車競走会連合会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により全国小型自動車競走会連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過措置）

第四条　改正後の自転車競技法第十三条に規定する自転車競技会又は改正後の小型自動車競走法第二十条に規定する小型自動車競走会の設立のため必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

第五条　この法律の施行の日前に開催された競輪又は小型自動車競走に係る交付金の交付及び受入れ並びに一回の開催がこの法律の施行の日の前後にまたがつている競輪又は小型自動車競走の実施並びに当該競輪又は小型自動車競走に係る交付金の交付及び受入れについては、なお従前の例による。

第六条　この法律の施行の際現に自転車競技会、日本小型自動車競走会という名称を使用している者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならない。

2　改正後の自転車競技法第十三条の三第二項並びに改正後の小型自動車競走法第十三条の三第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第七条　自転車競技会、日本小型自動車振興会及び小型自動車競走会の最初の事業年度は、改正後の自転車競技法第十三条の十七において準用する同法第十二条の十九及び改正後の小型自動車競走法第十条の十九（第二十条の十七において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　自転車競技会、日本小型自動車振興会及び小型自動車競走会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の自転車競技法第十三条の十七において準用する同法第十二条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「自転車競技会の成立後遅滞なく」と、改正後の小型自動車競走法第十九条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「日本小型自動車振興会の成立後遅滞なく」と、同法第二十条の十七において準用する同法第十九条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「小型自動車競走会の成立後遅滞なく」とする。

第九条　日本小型自動車振興会が附則第三条第三項の

規定により承継した財産のうちに改正後の小型自動車競走法第十九条の二十二各号の方法以外の方法によつて余裕金を運用したものがあるときは、この法律の施行の日から六月間は、その運用について同条の認可があつたものとみなす。

第十条　この法律の施行の際現に改正前の小型自動車競走法第八条第一項の規定により全国小型自動車競走会連合会に登録されている小型自動車競走の審判員、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、それぞれ改正後の同法同条同項の規定により日本小型自動車振興会に登録されたものとみなす。

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

第十二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本自転車振興会」の下に「、自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を、「自転車競技法」の下に「、小型自動車競走法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本自転車振興会」の下に「、自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「日本自転車振興会」の下に「、自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本自転車振興会」の下に「、自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を加える。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表上欄中「自転車等機械関係事業振興資金協議会」を「車両競技関係交付金運用審議会」に改める。

（自転車競技法の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　自転車競技法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

（小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　小型自動車競走法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

（法務・大蔵・通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十五号（昭三七・四・二〇）

◎モーターボート競走法の一部を改正する法律

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海事思想の普及宣伝と観光事業」を「海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」に改める。

第二条第三項中「競走を行わなかつたとき」の下に「、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるとき」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　自治大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。

第三条を次のように改める。

（競走の実施事務の委託）

第三条　施行者は、競走の競技に関する事務その他の競走の実施に関する事務（運輸省令で定めるものを除く。）を当該都道府県に設立するモーターボート競走会に委託することができる。この場合においては、競走に出場する選手並びにモーターボート及びモーターの競走前の検査、競走に使用するボートの競走に関する事務であつて運輸省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

第四条第一項中「設置しようとする者」を「設置しようとする者又は移転しようとする者」に改め、同条に次の二項を加える。

7　競走場設置者について相続若しくは合併があり、又は競走場の譲渡しがあつたときは、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は競走場を譲り受けた者は、当該競走場設置者の地位を承継する。

8　前項の規定により競走場設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第五条中「設置された」を「設置され又は移転された」に改める。

第六条第一項中「並びに審判員」を「、審判員並びに競走に使用するボート及びモーターの検査員（以下単に「検査員」という。）」に改め、同条第二項中「及び審判員」を「、審判員及び検査員」に改め、同条に次の一項を加える。

3　全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、運輸省令の定めるところにより、第一項の規定による登録を消除することができる。

第六条の二第一項中「範囲をこえて」を「範囲をこえ、又は運輸省令で定める日取りに反して」に改め、同条第二項中「日取」を「日取り」に改める。

第七条中「入場者から」を「入場者（第九条各号に掲げる者その他の者であつて運輸省令で定めるものを除く。）から運輸省令で定める額以上の」に改める。

第八条第一項中「一口金」を「券面金額」に改め、同条第二項中「十枚分又は百枚分」を「十枚分以上」に改める。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（勝舟投票法）

第九条の三　勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種とし、各勝舟投票法における勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、運輸省令

で定める。

第十条第一項中「施行者は」の下に「、勝舟投票法の種類ごとに」を加える。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　単勝式又は複勝式勝舟投票法において、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートが出走しなかつたときは、そのモーターボートに対する投票は、無効とする。

3　連勝単式又は連勝複式勝舟投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一　異なる連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのうち連勝式番号を同じくするモーターボートのすべてが出走しなかつたこと。

二　同一の連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

第十五条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

第十九条を次のように改める。

（日本船舶振興会への交付金）

第十九条　施行者は、左の各号に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

一　一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二　一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

2　全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正かつ円滑な実施を図ることを目的とし、その目的を達成するため左の業務を行なう。

一　選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録を行なうこと。

二　選手の出場のあつせんを行なうこと。

三　選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行なうこと。

四　その他競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

第二十二条第三項中「連合会」を「全国モーターボート競走会連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前条第三項から第五項までの規定は、全国モーターボート競走会連合会について準用する。

第二十二条の二から第二十二条の七までを削り、第二十二条の八を第二十二条の十一とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　日本船舶振興会

（目的等）

第二十二条の二　日本船舶振興会（以下本章中「振興会」という。）は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興に寄与し、あわせて海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とし、国内に一個を限り設立するものとする。

2　振興会は、民法第三十四条の規定により設立される財団法人とする。

（監事）

第二十二条の三　振興会には、監事を置かなければならない。

（役員の解任）

第二十二条の四　運輸大臣は、振興会の役員が左の各号の一に該当するとき、その他振興会の役員たるに適しないと認めるときは、振興会に対し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（業務）

第二十二条の五　振興会は、第二十二条の二第一項に規定する目的を達成するため、左の業務を行なう。

一　モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行なうこと。

二　モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興を目的とする事業を補助すること。

三　前二号に掲げるものの外、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興を図るため必要な業務

四　海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五　前号に掲げるものの外、海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務

六　第十九条の規定による交付金の受入れを行なうこと。

2　振興会は、前項第三号又は第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（業務の方法）

第二十二条の六　振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一　資金の貸付けの利率、償還期限及び償還の方法

二　補助の対象とする事業の選定の基準及び補助の方法

三　前二号に掲げるものの外、運輸省令で定める事項

（交付金及び区分経理）

第二十二条の七　振興会は、第十九条の規定による交付金については、左の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものと

する。

一　第十九条第一号の規定による交付金　次号に掲げる業務以外の業務

二　第十九条第二号の規定による交付金　第二十二条の五第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2　振興会は、運輸省令の定めるところにより、前項第一号に掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

（準用規定）

第二十二条の八　第二十一条第三項から第五項までの規定は、振興会について準用する。

（監督）

第二十二条の九　振興会は、運輸大臣が監督する。

2　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（残余財産の処分）

第二十二条の十　振興会が解散した場合の残余財産の処分については、別に法律で定める。

第二十三条の二の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「当該競走場の設置」の下に「又は移転」を加える。

第二十五条中「全国モーターボート競走会連合会」の下に「、日本船舶振興会」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（選手の福利厚生に関する措置）

第二十五条の二　運輸大臣は、選手の福利厚生の増進を図り、競走の公正及び安全の確保に資するため、施行者又は全国モーターボート競走会連合会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第二十六条中「並びに審判員」を「、審判員並びに検査員」に改める。

第五章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（職権の委任）

第二十六条の二　この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令の定めるところにより、海運局長に行なわせることができる。

第二十七条第一号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　削除

第三十四条中「若しくは全国モーターボート競走会連合会」を「、全国モーターボート競走会連合会若しくは日本船舶振興会」に改める。

第四十条中「又は全国モーターボート競走会連合会」を「、全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会」に改め、同条第一号中「第二十二条の七」を「第二十二条第四項及び第二十二条の五第三項」を「、第二十二条の五第二項又は第二十二条の六第一項」に改め、同条第二号中「第二十二条の七」を「第二十二条第四項及び第二十二条の八」に改め、同条第三号中「第二十二条の五第二項」を「第二十二条の七第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第二十二条の九第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

別表中「全国モーターボート競走会連合会」を「日本船舶振興会」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
六千万円以上八千万円未満	当該売上金の額と六千万円との差額の千分の六

八千万円以上一億円未満	十二万円に、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の八を加算した金額
一億円以上二億円未満	二十八万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の十を加算した金額
二億円以上三億円未満	百二十八万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十二を加算した金額
三億円以上	二百四十八万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十七を加算した金額

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条から第六条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（振興会の設立）

第二条　運輸大臣は、設立委員を命じて、日本船舶振興会（以下「振興会」という。）の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、振興会の寄附行為を作成しなければならない。

3　設立委員は、運輸大臣の認可を受けて、振興会の理事又は監事となるべき者を指名しなければならない。

4　前項の規定により指名された理事又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、改正後の第二十二条の八において準用する第二十一条第三項の規定による認可を受けて理事又は監事に選任されたものとする。

第三条　全国モーターボート競走会連合会は、設立委員の定める金額を、振興会の設立のために寄附しなければならない。

2　全国モーターボート競走会連合会は、設立委員の請求により、前項の規定による寄附金を前条第三項の規定により指名された理事となるべき者に交付しなければならない。その寄附金は、振興会の成立の時において振興会に帰属する。

第四条　設立委員は、前条第二項の規定による寄附金の交付があつたときは、遅滞なく、運輸大臣に対して民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の許可を申請しなければならない。

（承継）

第五条　振興会の成立の際現に全国モーターボート競走会連合会に属する改正前の第二十二条の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る一切の権利及び義務は、その成立の時において振興会が承継する。

2　振興会は、運輸大臣の定めるところにより、前項の規定により振興会が承継することとなつた権利及び義務の範囲を公示しなければならない。

第六条　昭和三十四年八月二十四日に設立された財団法人日本船舶工業振興会は、その寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、その一切の権利及び義務を振興会において承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつた時は、遅滞なく、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、財団法人日本船舶工業振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時において振興会に承継されるものとし、財団法人日本船舶工業振興会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により財団法人日本船舶工業振興会が解散したときは、登記官吏は、運輸大臣の嘱託によりその解散の登記をし、当該登記用紙を閉鎖しなければならない。

（寄附金及び承継財産）

第七条　附則第三条第一項の規定による寄附金及び附則第五条又は前条第三項の規定により振興会が承継した財産は、改正後の第二十二条の七第一項の規定の適用については、改正後の第十九条第一号に掲げる交付金とみなす。附則第十二条の規定の適用についても、同様とする。

（経過規定）

第八条　この法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に改正後の第六条第一項に規定する検査員である者は、この法律の施行後六月間は、同項の規定による登録を受けたものとみなす。

第九条　一回の開催がこの法律の施行の日の前後にまたがつている競走の実施並びに当該競走に係る交付金の交付及び受入れについては、なお従前の例による。

第十条　振興会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十二条の八において準用する第二十一条第四項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（交付金に関する業務の委託）

第十二条　振興会は、当分の間、運輸大臣の認可を受けて、改正後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務の一部を商工組合中央金庫に委託することができる。

2　振興会が前項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

3　商工組合中央金庫は、当分の間、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条の規定にかかわらず、振興会の委託を受けて、改正後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務を行なうことができる。

（モーターボート競走法の一部改正）

第十三条　モーターボート競走法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とする。

（法務・大蔵・通商産業・運輸・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十六号（昭三七・四・二〇）

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「運営を行う事業」を「運営を行なう事業、日本国有鉄道の運送事業と直通運輸を行なう運送事業その他これらに準ずる日本国有鉄道の運送事業と密接に関連する運輸に関する事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により日本国有鉄道が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十七号（昭三七・四・二五）

◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行なうこと。

第五条中「四局」を「五局」に、「計画局」を「計画研究調整局」に改める。

第七条第一号中「次条」を「次号、次条及び第八条」に改め、「関すること。」の下に「（研究調整局の所掌に属することを除く。）」を加え、同条中第五号から第七号までを削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　科学技術一般に関し、関係行政機関の事務の総合調整に関すること。（振興局の所掌に属することを除く。）

第七条の次に次の一条を加える。

（研究調整局の事務）

第七条の二　研究調整局においては、次の事務をつかさどる。

一　関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。（計画局及び振興局の所掌に属することを除く。）

二　前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

三　関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること。

四　科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

第八条第一号中「（宇宙科学技術を除く。）」を削り、「関する事務」の下に「（国際交流に係るものに限る。）」を加え、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「理化学研究所」の下に「、日本科学技術情報センター」を加え、同号を同条第三号

とし、同条中第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第九条第十三号中「前各号」を「第一号から第十二号まで」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。

第十二条第一項中「五人」を「三人」に改める。

第二十一条中「千三百十四人」を「千五百七十一人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

（内閣総理大臣署名）

法律第八十八号（昭三七・四・二五）

◎辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2　この法律において「公共的施設」とは、次の各号に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

一　電灯用電気供給施設

二　道路及び渡船施設

三　小学校又は中学校の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎

四　診療施設

五　飲用水供給施設

六　前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

（総合整備計画の策定等）

第三条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定め、これを自治大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

2　総合整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　整備を必要とする辺地の事情

二　整備しようとする公共的施設

三　整備の方法

四　整備に要する経費とその財源内訳

五　前各号に掲げるもののほか、自治省令で定める事項

3　都道府県知事は、第一項の規定により市町村が自治大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、これを自治大臣に提出するものとする。

4　自治大臣は、第一項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、ただちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。

5　前四項の規定は、第一項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（関係各省各庁の長等の協力）

第四条　自治大臣は、総合整備計画に基づく公共的施設の整備に関し必要がある場合においては、関係各省各庁の長に対し、当該市町村に対する技術的助言その他の協力を求めることができる。

2　自治大臣は、総合整備計画のうちに、第二条第二項各号に掲げる施設に関する事業で当該市町村以外の者が経営するものに係る計画が含まれている場合においては、関係各省各庁の長を通じて、これらの者に対し、これらの施設の設置及び経営について当該市町村に対する協力を求めることができる。

（地方債）

第五条　第三条第一項の規定により市町村が自治大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第六条　総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につき当該市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（助言及び調査）

第七条　自治大臣は、公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要があると認める場合においては、辺地を包括する市町村に対し助言し、又はそれらの市町村について調査を行なうことができる。

2　自治大臣は、前項の助言又は調査を都道府県知事に委任して行なわせることができる。

（政令への委任）

第八条　この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

2　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表市町村の項中

「八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき　二五
九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき　五七

を

「八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき　二五

に改め、同条第二項の表中

「四十一　公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に発行を許可された地方債（地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じょう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債を除く。）又は昭和二十一年度から昭和二十四年度までの間に発行を許可された地方債（地盤沈下等対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債を除く。）に係る当該年度における元利償還金	円
四十一　公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に発行を許可された地方債（地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じょう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債を除く。）に係る当該年度における元利償還金	円
「四十二　辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に発行を許可された地方債（地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じょう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債を除く。）に係る当該年度における元利償還金	円

に

改める。

3　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の施行に関すること。

（大蔵・文部・厚生・通商産業・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭三七・四・二七）

◎行政管理庁設置法等の一部を改正する法律

（行政管理庁設置法の一部改正）

第一条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び雇用促進事業団」を、「雇用促進事業団、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団、日本蚕繭事業団及び中小企業退職金共済事業団」に改める。

第十条中「千六百五十四人」を「千六百六十四人」に改める。

（北海道開発法の一部改正）

第二条　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万四百三十人」を「一万一千七百二十七人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、行政管理庁設置法第十条の改正規定及び北海道開発法第十八条の改正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

（内閣総理大臣署名）

法律第九十号（昭三七・四・二七）

◎外国為替銀行法の一部を改正する法律

外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の七条を加える。

（債券の発行）

第九条の二　外国為替銀行は、資本及び準備金（利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。）の合計金額の五倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

（債券の借換発行の場合の特例）

第九条の三　外国為替銀行は、その発行した債券の借換えのため、一時前条に規定する限度をこえて債券を発行することができる。

2　前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

（債券発行の届出）

第九条の四　外国為替銀行は、債券を発行しようとす

るときは、そのつど、その金額及び条件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十八条（既存の社債に未払込のある場合の社債発行の制限）の規定は、外国為替銀行が債券を発行する場合については適用しない。

（債券の発行方法、登記等）

第九条の五　外国為替銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2　外国為替銀行の発行する債券は、無記名とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3　外国為替銀行は、債券を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4　前項の場合においては、社債申込証を作ることを要しない。

5　第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一　外国為替銀行の商号

二　債券の券面金額

三　債券の利率

四　債券償還の方法及び期限

五　債券の番号

6　商法第三百五条第一項（社債の登記）の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7　外国為替銀行は、売出しの方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一　売出期間

二　債券の総額

三　数回に分けて債券の払込をさせるときは、その払込の金額及び時期

四　債券発行の価額又はその最低価額

五　第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8　外国為替銀行は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

9　外国為替銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下次項において同じ。）を登記すれば足りる。

10　外国為替銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。ただし、その総額の償還があつたときはその登記をし、かつ、毎年三月末におけるその償還を終わらない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

11　売出しの方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百九十一条第二項第二号（社債の申込及び引受けを証する書面）の書面に代え、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　売出期間内における売上総額を証する書面

二　第七項に規定する公告をしたことを証する書面

12　第九項及び第十項の規定は、外国為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む会社として存続する場合又は外国為替銀行でない会社が合併若しくは営業の譲受により外国為替銀行の債券を承継した場合において、第九項の規定により登記した債券について準用する。

（債券の消滅時効）

第九条の六　外国為替銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で

完成する。

（通貨及証券模造取締法の準用）

第九条の七　通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、外国為替銀行が発行する債券の模造について準用する。

（合併異議の催告）

第九条の八　外国為替銀行が合併の決議をした場合において、商法第百条第一項（合併異議の公告及び催告）の規定によつてしなければならない催告は、債券の権利者又は預金者に対してはすることを要しない。

第十条第一項中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に改め、同条第三項中「転移」を「転移等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（他業会社への転移等）

第十条の二　外国為替銀行がその目的を変更して他の業務を営む銀行以外の会社として存続する場合において、従前の債券及び預金の債務が残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るため必要な範囲において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができる。合併により外国為替銀行及び銀行以外の会社が外国為替銀行の債券及び預金の債務を承継した場合も、また同様とする。

2　銀行法第二十条（報告）及び第二十一条（検査）の規定は、前項に規定する場合において、外国為替銀行に係る債券及び預金の債務を完済するまで、外国為替銀行の業務を営んでいた会社並びに外国為替銀行の債券及び預金の債務を承継した会社について準用する。

第十一条前段中「第五条（他業の禁止）」の下に「、第十五条（合併異議の催告）」を、「第十七条（貯蓄銀行との合併）」の下に「、第二十六条（他業会社への転移等）」を加え、同条後段を削る。

第十六条第四号中「第七条第三項」の下に「若しくは第十条の二第一項」を加え、「、第二十六条第一項（他業会社への転移）」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号ただし書中「長期信用銀行法」の下に「若しくは外国為替銀行法」を加える。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十一号（昭三七・四・二八）

◎原子力委員会設置法の一部を改正する法律

原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「その他」を「第一号から第八号までに掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。

第四条中「原子力利用に関する重要事項」を「第二条各号に掲げる事項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第九十二号（昭三七・四・二八）

◎国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十九条の二―第二十九条の七）」を「（第二十九条の二―第二十九条の六）」に、「第五節　障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金」を「第五節　障害福祉年金」に、「（第七十四条―第七十九条）」を「（第七十四条―第七十九条の五）」に改める。

第五条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　この法律において、「保険料納付済期間」とは、納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。

4　この法律において、「保険料免除期間」とは、第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち、第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

第十条第一項中「第二十九条の三第三号」を「第二十九条の三第二号」に改め、同項第三号中「保険料納付済期間」の下に「及び保険料免除期間」を加える。

第十九条第二項及び第三項中「第五十三条第一項、」を削り、「又は第六十四条の三第一項」を「、第六十四条の三第一項又は第七十九条の二第一項」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「第五十三条第一項」を「第七十九条の二第一項」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

（支給要件）

第二十六条　老齢年金は、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が二十五年以上である者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

（年金額）

第二十七条　老齢年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一　保険料納付済期間が二十年をこえないときは、九百円に保険料納付済期間の年数を乗じて得た額、保険料納付済期間が二十年をこえるときは、一万八千円と千二百円にそのこえる期間の年数を乗じて得た額とを合算した額

二　三百五十円に保険料免除期間の年数を乗じて得た額

2　前項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　保険料納付済期間に一年未満の端数があるときは、その端数の期間は、保険料免除期間とみなす。保険料納付済期間が一年未満である場合におけるその保険料納付済期間についても、同様とする。

二　保険料免除期間が一年未満であるときは、その期間は、前項第二号の額の計算の基礎とせず、また、これに一年未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3　前二項の規定により計算して得た額が一万二千円未満である場合においては、受給権者が七十歳に達した後に支給する老齢年金の額は、第一項の規定にかかわらず、一万二千円とする。

第二十八条を削り、第二十八条の二第一項中「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改め、「又は前条第一項に規定する老齢年金の支給要件に該当する者」を削り、同条第二項中「及び前条第一項」を削り、同条第三項中「第二十七条及び前条第二項」を「前条」に、「第一項の請求があつた日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条又は前条第二項の表の下欄に定める額」を「同条に定める額」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十八条の三第一項中「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改め、同条を第二十八条の二とする。

第二十九条第二項を削る。

第二十九条の三中「保険料納付済期間」の下に「、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間」を加え、「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第二十九条の四中「保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額」を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条第一項及び第二項の例によつて計算した額」に改め、同条の表を削る。

第二十九条の五中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改める。

第二十九条の七を削る。

第三十条第一項中「初診日において第二十八条の二」を「当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において第二十八条」に改め、同項第一号中「当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）」を「初診日」に改め、同号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同項第二号中「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改め、同条第二項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改める。

第三十三条第一項中「保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額」を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条第一項及び第二項の例によつて計算した額」に改め、同項に次のただし書を加え、同項の表を削る。

ただし、その額が二万四千円未満であるときは、二万四千円とする。

第三十七条第一項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改め、同項第一号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同項第二号中「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改める。

第三十八条中「保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額」を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき第二十七条第一項及び第二項の例によつて計算した額の二分の一に相当する額と、四千八百円とを合算した額」に改め、同条に次のただし書を加え、同条の表を削る。

ただし、その額が一万九千二百円未満であるときは、一万九千二百円とする。

第四十一条の二第一項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に改め、同項第二号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同項第二号中「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改める。

第四十一条の四第一項中「その受給権者のうち保険料納付済期間が最も長い者の保険料納付済期間に基づきこれらの規定によつて計算した額」を「各受給権者についてそれぞれこれらの規定によつて計算した額のうち最も高い額」に改める。

第四十二条第一号ロ中「一年六箇月をこえない」を削り、同号ニ及び同条第二号中「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改める。

第四十三条中「保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額」を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条第一項及び第二項の例によつて計算した額の二分の一に相当する額」に改め、同条に次のただし書を加え、同条の表を削る。

ただし、その額が一万二千円未満であるときは、一万二千円とする。

第四十七条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第三項」に、「第六十五条第三項」を「第六十五条第三項から第五項まで」に改める。

第四十九条第一項中「第二十八条の二」を「第二十八条」に、「第二十六条各号のいずれか」を「第二十六条に規定する要件」に改める。

第五十条中「保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条第一項又は第二項の表の下欄に定める額」を「保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条第一項及び第二項の例によつて計算した額の二分の一に相当する額」に改める。

「第五節　福祉年金」を「第五節　障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金」に改める。

第五十三条から第五十五条までを次のように改める。

第五十三条から第五十五条まで　削除

第五十六条第一項中「又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者」を「、又は負傷し、その初診日において被保険者であつた者であつて、初診日の前日において次の各号のいずれにも該当しなかつたもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間の三分の二に満たないこと。

二　初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの引き続く被保険者であつた期間が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

第五十六条第二項中「前項各号の要件に該当し」を「新たに発した傷病に係る初診日において被保険者であり、その初診日の前日において前項各号のいずれにも該当せず」に改める。

第五十七条第一項中「同項各号の要件」を「同項に

規定する障害福祉年金の支給要件」に改め、同条第三項中「又は前条第二項」を削る。

第六十一条第一項中「次の各号の要件に該当し」を「死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず」に、「生計を維持した妻」を「生計を維持した被保険者たる妻」に改め、同項各号を次のように改める。

一　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間の三分の二に満たないこと。

二　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの引き続く被保険者であつた期間が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

第六十三条第一項中「二千四百円」を「四千八百円」に改める。

第六十四条の三第一項中「次の各号のいずれかに該当し」を「次の各号のいずれにも該当せず」に、「女子」を「被保険者たる女子」に改め、同項各号を次のように改める。

一　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上であること。

二　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までの引き続く被保険者であつた期間が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

第六十五条の見出し中「福祉年金」を「障害福祉年金等」に改め、同条第一項中「老齢福祉年金」及び「(以下「福祉年金」という。)」を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「福祉年金」を「第一項に規定する福祉年金」に、「十三万円」を「十五万円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「福祉年金の額が、二万四千円以上であり、かつ」に、「第一項第一号」を「同項第一号」に改め、「(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、廃疾又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第三項中「二万四千円未満」とあるのは「七万円未満」と、「二万四千円」とあるのは「七万円以上」と、前項中「二万四千円以上」とあるのは「七万円以上」とする。

第六十五条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する福祉年金の額及び同項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。)が、いずれも二万四千円未満であるときは、同項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が二万四千円をこえるときは、当該福祉年金のうちそのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

第六十六条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「老齢福祉年金及び」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項中「老齢福祉年金及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。

第六十七条第一項中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金」に、「第六十五条第四項又は前条第四項から第六項まで」を「第六十五条第六項又は前条」に改め、同条第二項中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金」に改

め、同項第一号中「十三万円」を「十五万円」に改め、同項第二号中「老齢福祉年金及び」を削り、同項第三号中「前条第五項」を「前条第二項」に改め、「老齢福祉年金及び」を削り、同条第三項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第六項」に改める。

第六十八条中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金」に改める。

第七十五条第五項中「第三号」を「第四号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十九条の五において準用する第二十八条第一項の請求に係る希望の時が到来したとき。

第七十六条中「第二十六条各号」を「第二十六条」に改め、「、第二十八条の三第一項」を削る。

第七十七条第一項の表以外の部分を次のように改め、同項の表中保険料納付済期間二十年以上二十一年未満の項から保険料納付済期間二十四年以上二十五年未満の項までを削る。

前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条に規定する要件に該当した者で、保険料納付済期間が十年以上二十年未満であるものに支給する老齢年金の額は、その額が、その者の保険料納付済期間に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額に満たないときは、第二十七条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上一〇年未満	九、〇〇〇円

3　前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条に規定する要件に該当した者で、保険料納付済期間が一年以上十年未満であるものに支給する老齢年金の額は、その額が、その者の保険料納付済期間に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額に満たないときは、第二十七条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上一〇年未満	九、〇〇〇円

第七十七条第四項中「第二十八条の二第三項及び第二十八条の三第四項中「第二十七条」とあるのは」を「第二十八条第三項中「前条」とあり、第二十八条の二第四項中「第二十七条」とあるのは」に改める。

第七十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その者の保険料納付済期間及び保険料免除期間につき第二十七条の規定によつて計算した額が、同表の下欄に定める額をこえるときは、同条の規定によつて計算した額とする。

第七十七条第三項を次のように改める。

3　前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条に規定する要件に該当した者で、保険料納付済期間が一年以上十年未満であるものに支給する老齢年金の額は、その額が、その者の保険料納付済期間に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額に満たないときは、第二十七条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上一〇年未満	九、〇〇〇円

第七十七条第四項中「第二十八条の二第三項及び第二十八条の三第四項中「第二十七条」とあるのは」を「第二十八条第三項中「前条」とあり、第二十八条の二第四項中「第二十七条」とあるのは」に改める。

第七十七条の二第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上である」に改め、「又は第二号」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「又は保険料免除期間」を削り、同条第三項及び第四項中「保険料納付済期間」の下に「及び保険料免除期間」を加える。

第七十八条を次のように改める。

（老齢年金の特例支給）

第七十八条　次の表の上欄に掲げる者であつて、保険料納付済期間が一年以上であり、かつ、保険料納付済期間又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に定める期間をこえるものが、六十五歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

明治四十五年四月一日以前に生まれた者	（四十九歳をこえる者）	四年
明治四十五年四月二日から大正二年四月一日までの間に生まれた者	（四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者）	五年
大正二年四月二日から大正三年四月一日までの間に生まれた者	（四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者）	六年
大正三年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	（四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者）	七年

備考　この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

2　前項の規定により支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一年以上四年未満	五、〇〇〇円
四年以上七年未満	七、〇〇〇円
七年以上一〇年未満	九、〇〇〇円

3　第一項の規定によつて支給される老齢年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が七十歳に達したときは、消滅する。

4　通算老齢年金の受給権者には、第一項の規定による老齢年金を支給せず、同項の規定による老齢年金の受給権者又は受給権者であつたことがある者には、通算老齢年金を支給しない。

5　同時に通算老齢年金と第一項の規定によつて支給される老齢年金との受給権を取得した者には、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

6　第二十八条及び第二十八条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に関しては、適用しない。

第四章第一節中第七十九条の次に次の四条を加える。

（老齢福祉年金）

第七十九条の二　次の表の上欄に掲げる者であつて、保険料免除期間、保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間又は保険料納付済期間が同表の下欄に掲げる期間をこえるものが、七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

明治四十五年四月一日以前に生まれた者	（四十九歳をこえる者）	四年
明治四十五年四月二日から大正二年四月一日までの間に生まれた者	（四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者）	五年
大正二年四月二日から大正三年四月一日までの間に生まれた者	（四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者）	六年
大正三年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	（四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者）	七年

備考　この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

2　前項の規定により支給する老齢年金は、老齢福祉年金と称する。

3　老齢福祉年金の額は、一万二千円とする。

4　老齢福祉年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。

5　夫及び妻がともに老齢福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を、他方が障害福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

6　第六十五条、第六十六条第一項及び第二項、第六十七条並びに第六十八条の規定は、老齢福祉年金について準用する。

（障害福祉年金の支給要件についての特例）

第七十九条の三　疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において被保険者でなかつた者であつて、初診日において七十歳未満であり、かつ、初診日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したものが、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2　初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、同日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る初診日において七十歳未満であり、かつ、その初診日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したもの（その初診日において被保険者でなかつた者に限る。）が、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、前項と同様とする。この場合において、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

（母子福祉年金の支給要件についての特例）

第七十九条の四　夫が死亡した場合において、被保険者でなかつた妻であつて、その死亡日において七十歳未満であり、死亡日の前日において第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したものが、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2　初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病により廃疾の状態にある者であつて、同日以後にさらに疾病にかかり又は負傷し、新たに発した傷病に係る初診日において七十歳未満であり、かつ、その初診日の前日において前条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したもの（その初診日において被保険者でなかつた者に限る。）が、新たに発した傷病に係る廃疾認定日において前後の廃疾を併合して別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、前項と同様とする。この場合において、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

（母子福祉年金の支給要件についての特例）

第七十九条の五　夫、男子たる子、父又は祖父が死亡した場合において、被保険者でなかつた女子であつて、その死亡日において七十歳未満であり、死亡日の前日において第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持したものが、死亡者の死亡の当時第六十四条の三第二項に規定する準母子状態にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。

第八十条中「第五十三条第一項本文」を「第七十九条の二第一項本文」に改める。

第八十一条に次の一項を加える。

4　第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、前三項の規定による障害福祉年金の受給権者が、第三十条第二項の規定により当該廃疾と新たに発した傷病に係る廃疾とを併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得した場合に準用する。

第八十三条中「福祉年金」を「老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金」に改め、同条第二項中「同条第二項又は第三項」を「同条第二項から第五項まで」に改める。

第八十五条第一項中「納付された保険料」の下に「（第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料を除く。）」を、「総額」の下に「と、当該年度の前年度に属する月の保険料で第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされたものの総額とを合算した額」を加え、同条第二項中「福祉年金」を「障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金」に改める。

第九十条第三号及び第四号中「十三万円」を「十五万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

附則第九条の二第二項中「（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者）」の下に「又は大正五年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において四十五歳をこえる者）」を、「第七十九条」の下に「又は第七十九条の三第二項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（老齢福祉年金に関する経過措置）

2　この法律による改正前の第五十三条第一項の規定による老齢福祉年金は、この法律による改正後の第七十九条の二第一項の規定による老齢福祉年金とみなす。

（母子福祉年金等の額の改定）

3　昭和三十七年五月一日前に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第六十三条第一項（第六十四条の四において準用する場合を含む。）の規定によつて計算した額に改定する。

（福祉年金の支給停止に関する経過措置）

4　この法律による改正後の第六十五条第六項及び第六十七条第二項（第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十六年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十五年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

5　この法律による改正後の第四十七条、第六十五条第三項から第五項まで（第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第八十三条第二項の規定は、昭和三十七年十月以降の月分の遺児年金並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分の遺児年金及びこれらの福祉年金についてのこれらの条項に規定する事由による支給の停止及び裁定の請求については、なお従前の例による。

6　昭和三十七年九月以前の月分の老齢福祉年金及び障害福祉年金についてのその受給権者の配偶者が公

的年金給付を受けることができることによる支給の停止については、第六十六条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（通算年金通則法の一部改正）

7　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、若しくは各公的年金制度に係る通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算し」を削る。

第四条第一項第一号中「保険料納付済期間」の下に「又は保険料免除期間」を加える。

第五条第一号中「第二十八条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第六条第二項及び第三項中「二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する」を「二以上の通算対象期間を合算する」に改め、同項中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間と」を削る。

第七条第一項及び第九条中「又は国民年金の保険料免除期間」及び「又は保険料免除期間」を削る。

（厚生年金保険法の一部改正）

8　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の三第一号イ中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

（船員保険法の一部改正）

9　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条ノ二第一号イ中「又ハ通算対象期間トヲ合算シタル期間」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

10　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

11　市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

12　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

13　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第二項第一号中「又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削る。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

14　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第十三条第一項中「又は同日以後の通算対象

期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第十九条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第二十五条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第三十八条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

附則第四十二条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第九十三号（昭三七・四・三〇）

◎農業機械化促進法の一部を改正する法律

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　農機具の検査（第六条―第十四条の三）

第三章　農業機械化審議会（第十五条）

第四章　農業機械化研究所

第一節　総則（第十六条―第二十五条）

第二節　役員等（第二十六条―第三十八条）

第三節　業務（第三十九条・第四十条）

第四節　財務及び会計（第四十一条―第五十条）

第五節　監督（第五十一条・第五十二条）

第六節　雑則（第五十三条―第五十五条）

第五章　罰則（第五十六条―第六十条）

附則

第一章　総則

第一条中「農機具の検査、必要な資金の確保その他必要な措置を講じて」を「農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて」に改める。

第二条第一項中「耕うん整地」を「耕うん整地、は種」に、「家畜家きんの飼養管理」を「家畜又は家きんの飼養管理、収穫」に改める。

第三条中「研修会、共進会」を「農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国又は都道府県は、農業機械化の促進に有効な事項を行なうに当たつては、農業者の自主的な努力を助長し、これを補完して農業構造の改善に資することとなるように配意しなければならない。

第五条を次のように改める。

（国の援助）

第五条　国は、都道府県に対し、その農業機械化のための研修、指導、試験研究及び農機具の導入事業その他農業機械化の促進に有効な事項の実施につき、経費の補助その他適切な援助を行なうよう努めるものとする。

第五条の次に次の章名を附する。

第二章　農機具の検査

（検査）

第六条　国は、農業機械化の促進に資するため、この法律の規定により、農機具の検査を行なう。

2　前項の検査は、依頼による農機具の型式についての検査（以下「型式検査」という。）及びその成果を確保するための事後の検査（以下「事後検査」という。）とする。

3　型式検査の実施は、農業機械化研究所に行なわせるものとする。

（型式検査）

第七条　農林大臣は、毎年度、当該年度において型式検査を行なう農機具の種類を定めて公示しなければならない。

2　型式検査は、前項の規定による公示に係る種類に属する農機具につき、型式検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）が提出した型式の農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易（以下「性能等」という。）について行なうものとする。

3　型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林大臣が定める。

4　農林大臣は、前項の実施方法及び基準を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5　型式検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたもののうちから抽出されたものでなければならない。

（依頼の手続）

第八条　型式検査の依頼は、農業機械化研究所に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2　依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

（検査成績）

第八条の二　農業機械化研究所は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査成績表を、及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあつては合格番号を農林大臣に報告しなければならない。

2　農林大臣は、前項の規定により合格に係る農機具の型式についての報告を受けたときは、その農機具の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称を公示しなければならない。

第九条中「検査に合格した農機具の依頼者は、当該銘柄及び型式の農機具に検査に合格した」を「依頼に係る農機具の型式が型式検査に合格し、前条第一項の規定により合格の通知を受けた者又はその一般承継人（これらの者から当該型式の農機具の製造、販売等の事業に係る営業の譲渡を受けたことその他特別の理由により農林大臣の承認を受けた場合には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。）は、当該型式の農機具に型式検査に合格した」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合には、当該農機具に、農林大臣の定める方法により、当該型式の農機具に係る前条第一項の検査成績表の写しをあわせて附さなければならない。第九条に次の二項を加える。

2　農林大臣は、前項本文の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3　検査合格証票の様式は、農林大臣が定めて公示する。

る。

第十条を次のように改める。

第十条　農林大臣は、第七条第三項の基準を変更した場合において、すでに型式検査に合格した型式の農機具について、変更後の基準に基づいて型式検査を行なうとすればこれに合格する見込みがなく、かつ、これを放置すれば農業機械化の促進に支障を与えると認めるときは、当該型式の農機具について、前条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者に対し、当該証票を附することができる期間を限定することができる。

2　前項の規定による処分があつた場合には、その処分を受けた者は、その限定された期間内でなければ、当該型式の農機具につき、前条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

3　農林大臣は、第一項の規定により検査合格証票を附することができる期間を限定したときは、その期間を公示しなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

（名称等の変更の届出等）

第十条の二　第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者は、その氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名を変更したときは、農業機械化研究所に対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

2　第九条第一項の規定により検査合格証票を附する者は、遅滞なく、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

3　第九条第一項の農林大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、農業機械化研究所に対し、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない。

4　農業機械化研究所は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行なうとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林大臣に報告しなければならない。

5　農林大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

6　第一項から第三項までの規定による請求をする者は、農業機械化研究所が業務方法書で定める額の手数料を農業機械化研究所に対し納付しなければならない。

第十一条第一項を次のように改める。

農林大臣は、必要があると認める場合には、検査合格証票を附した農機具につき、随時、事後検査を行なうことができる。

第十一条第二項中「前項の検査」を「事後検査」に、「同項の農機具について第七条第一項の検査を依頼した者」を「第九条第一項の規定により農機具に検査合格証票を附することができる者」に、「当該農機具を検査させ」を「当該農機具若しくはその部品を検査させ」に改め、同条第三項中「関係者の請求があつたときは、これを」を「これを関係人に」に改める。

第十二条第一項中「前条第一項の規定による検査」を「事後検査」に、「同項の農機具が検査基準」を

「前条第一項の農機具の性能等が第七条第三項の基準」に、「当該農機具についての合格の決定」を「当該農機具の型式についての型式検査の合格の決定」に改め、同条第二項中「前項の取消」を「前項の規定による処分」に、「当該農機具の依頼者」を「当該農機具の型式につき第九条第一項の規定により検査合格証票を附することができる者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による処分があつた場合には、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農機具につき、第九条第一項の規定による検査合格証票の添附をすることができない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（検査合格証票等の表示に関する制限）

第十二条の二　何人も、この章の規定により農機具に検査合格証票の添附をすることができる場合を除き、農機具に、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

第十三条第一項中「第八条第一項の検査成績又は前条第一項の取消」を「第八条の二第一項の規定による通知に係る検査成績又は第十条第一項若しくは第十二条第一項の規定による処分」に改める。

第十四条第一号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を決定する」を「型式検査を行なう農機具の種類を定める」に改め、同条第二号中「同条第三項の検査基準を指定する」を「第七条第三項の規定により型式検査の実施方法又は基準を定め又は変更する」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条の次に次の二条を加える。

（報告の徴収）

第十四条の二　農林大臣は、第七条第一項の規定により型式検査を行なう農機具の種類及び検査の時期、第三項の規定により型式検査の実施方法若しくは基準を定め若しくは変更するため必要があるときは、農機具の製造業者又は販売業者に対し、その製造又は販売に係る農機具の種類、型式又は数量に関し必要な報告を求めることができる。

（農林省令への委任）

第十四条の三　この章に規定するもののほか、型式検査の手続その他この章の規定を実施するため必要な事項は、農林省令で定める。

第十五条第二項中「前条各号」を「第十四条各号」に改め、同条の前に次の章名を附する。

第三章　農業機械化審議会

第十六条を削り、第十五条の次に第四章及び第五章として次のように加える。

第四章　農業機械化研究所

第一節　総則

（目的）

第十六条　農業機械化研究所は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に関する試験研究及び調査並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行ない、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的とする。

（法人格）

第十七条　農業機械化研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（事務所）

第十八条　研究所は、主たる事務所を埼玉県に置く。

2　研究所は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第十九条　研究所の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2　政府は、研究所の設立に際し、研究所に二億円を

出資する。

3　研究所は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

（持分の払いもどし等の禁止）

第二十条　研究所は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡し等）

第二十一条　政府以外の出資者（第五十三条第二項及び第五十四条の規定を除き、以下単に「出資者」という。）は、その持分を譲り渡すことができる。

2　出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者名簿に記載した後でなければ、これをもつて研究所その他の第三者に対抗することができない。

（定款）

第二十二条　研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び運営審議会に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　公告に関する事項

九　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第二十三条　研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第二十四条　研究所でない者は、農業機械化研究所という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第二十五条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第二節　役員等

（役員）

第二十六条　研究所に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2　研究所に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第二十七条　理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、研究所の業務を監査する。

（役員の任命）

第二十八条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第二十九条　理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第三十条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第三十一条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第三十二条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

（代表権の制限）

第三十三条　研究所と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（代理人の選任）

第三十四条　理事長は、理事又は研究所の職員のうちから、研究所の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第三十五条　研究所の職員は、理事長が任命する。

（運営審議会）

第三十六条　研究所に運営審議会を置く。

2　運営審議会は、理事長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　運営審議会は、委員十人以内で組織する。

5　委員は、研究所の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6　委員の任期は、二年とする。

7　第二十九条第一項ただし書及び第二項並びに第三十一条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

（役員等の秘密保持義務）

第三十七条　研究所の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第三十八条　研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務の範囲）

第三十九条　研究所は、第十六条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　農業機械化の促進に資するためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査を行なうこと。

二　型式検査の実施等第二章の規定によりその業務に属させられた事項を処理すること。

三　農機具の鑑定を行なうこと。

四　第一号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

（業務方法書）

第四十条　研究所は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、この法律に規定するもののほか、農林省令で定める。

第四節　財務及び会計

（事業年度）

第四十一条　研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第四十二条　研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十三条　研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　研究所は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添えなければならない。

（書類の送付）

第四十四条　研究所は、第四十二条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画を記載した書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十五条　研究所は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　研究所は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第四十六条　研究所は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第四十七条　研究所は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二　国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十八条　研究所は、農林省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林省令で定める場合を除き、農林大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十九条　研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）

第五十条　この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節　監督

（監督）

第五十一条　研究所は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十二条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　雑則

（出資者名簿）

第五十三条　研究所は、出資者名簿を備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所
二　出資の引受け及び払込みの年月日
三　出資額

3　出資者は、出資者名簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第五十四条　研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別の法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第五十五条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第十九条第三項、第二十二条第二項、第四十条第一項、第四十二条、第四十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。
二　第四十条第二項、第四十八条又は第五十条の規定により農林省令を定めようとするとき。
三　第四十三条第一項又は第四十九条の規定による承認をしようとするとき。
四　第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第五章　罰則

第五十六条　第三十七条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十七条　第十二条の二の規定に違反して農機具に検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十八条　第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二　第二十三条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三　第三十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四　第四十七条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。
五　第五十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。
六　第五十三条第一項の規定に違反して出資者名簿を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに出資者名簿の閲覧を拒んだとき。

第六十条　第二十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年八月一日から施行する。

（研究所の設立）

第二条　農林大臣は、農業機械化促進法の規定により、それぞれ理事長又は監事となるべき者を指名して、農業機械化研究所（以下「研究所」という。）の理事長又は監事に任命されたものとする。

3　農林大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

5　第五十五条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

6　設立委員は、第四項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

7　設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

8　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

9　設立委員は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者に引き継がなければならない。

10　第一項の規定により指名された理事長となるべき

者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

11　研究所は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（土地等をその目的とする出資）

第三条　政府は、当分の間、必要があると認めるときは、第十九条第二項又は第四項の規定にかかわらず、国が農機具の改良に関する試験研究又は農機具の検査の用に供している土地、建物その他土地の定着物又は物品を出資の目的として、研究所に出資することができる。

2　前項の規定により出資の目的とする同項の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3　前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（非課税）

第四条　前条第一項規定により政府から出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第五条　改正後の第二章の規定は、昭和三十七年九月一日から十月一日までの範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

第六条　農林大臣は、前条の政令で定める日までは、改正前の第七条第一項の規定の例により、引き続き、農機具の検査を行なうものとする。

2　前項の規定による検査及びその検査を受けた型式の農機具についての当該検査に係る検査成績等次条に規定する事項に関しては、改正前の第七条第二項から第四項まで及び第八条から第十六条までの規定の例による。

第七条　この法律の施行前に改正前の第七条第一項の規定による検査を受けた型式の農機具についての当該検査に係る検査成績、当該検査に合格したものに係る検査合格証票の添附、事後検査、合格の取消し、異議の申立て及び農業機械化審議会からの意見の聴取並びに検査依頼者の氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名、形状等の変更の場合の届出に関しては、なお従前の例による。

第八条　附則第六条第二項又は前条に規定する検査に合格した型式の農機具につき、これらの規定によりその例によるものとされる改正前の規定により当該検査に係る合格の決定が取り消されたとき、又は指定された検査合格証票を附することができる期間が満了したときは、当該型式の農機具に係る検査合格証票の添附については、附則第六条第二項又は前条の規定は、その時以後は、適用しない。

第九条　この法律の施行の際現に農業機械化研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第二十四条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条　研究所の最初の事業年度は、第四十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条　研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「アジア経済研究所」の下に「、農業機械化研究所」を、「アジア経済研究所法」の下に「、農業機械化促進法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「アジア経済研究所」の下に「、農業機械化研究所」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「及びアジア経済研究所」を、「アジア経済研究所及び農業機械化研究所」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及びアジア経済研究所」を、「アジア経済研究所及び農業機械化研究所」に改める。

第七十三条の四第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　農業機械化研究所が直接農機具の改良に関する試験研究の用に供する不動産

（法務・大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭三七・四・三〇）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「その他石炭鉱業の整備に関する事項」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量

第三条第三項中「採掘権の基準は、買収する採掘権の鉱区」を「採掘権又は同項第四号の採掘権若しくは租鉱権の基準は、買収する採掘権の鉱区又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区」に改める。

第七条中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第九条の二第三項中「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の三第一項各号」に、「その」を「それぞれその」に改める。

第二十五条第一項中第三号及び第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付

五　採掘権若しくは鉱業施設の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

第二十五条第一項第十一号中「第七号までに掲げる業務及び」を「第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる業務並びに」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十　石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

十一　石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け

十二　石炭の運賃の延納に係る債務の保証

第二十五条第二項中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改める。

第二十六条第二項中第三号、第四号及び第七号を削り、第八号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

四　石炭鉱山整理促進交付金の額の算定の基準

五　石炭鉱山整理促進交付金の交付の時期及び方法

六　採掘権若しくは鉱業施設の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法

七　納付金の徴収の時期及び方法

第二十六条第二項に次の三号を加える。

十　前条第一項第十号に規定する債務の保証の方法及び償還の方法

十一　前条第一項第十一号に規定する資金の貸付けの方法

十二　前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法

第二十六条の二第二号中「第二十五条第一項第十号」を「第二十五条第一項第十号」に、「保証業務」を「整備資金保証業務」に改め、同条に次の二号を加える。

三　第二十五条第一項第十一号に規定する債務の保証に附帯する業務に係る経理

四　第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証に附帯する業務（以下「運賃保証業務」という。）に係る経理

第二十六条の二に次の一項を加える。

2　事業団は、前項の規定にかかわらず、通商産業大臣の認可を受けて、運賃保証業務の執行に必要な事務費にあてるため、次条第一項第二号に掲げる保証基金を運用した場合に生ずる利子の一部に相当する金額を前項第四号に掲げる経理に係る特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十六条の三第一項を次のように改める。

事業団は、次に掲げる保証基金を設け、第九条の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもつてそれぞれ当該各号に掲げる基金にあてるものとする。

一　整備資金保証業務に関する保証基金

二　運賃保証業務に関する保証基金

第二十六条の三第二項中「前項の保証基金は、保証業務に関し」を「前項各号の保証基金は、それぞれ、前条第一項第二号又は第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において」に改める。

第二十七条第二項中「及び第二十五条第一項第七号」を「、第二十五条第一項第十号に規定する債務の保証の計画、同項第十一号に規定する資金の貸付計画及び同項第十二号」に改める。

第三十一条に次の二号を加える。

四　その採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭鉱業合理化基本計画に定める交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

五　前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

第三十三条を削り、第三十四条中「（退職金を除く。）」を削り、同条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とし、同条の次に次の七条を加える。

（石炭鉱山整理促進交付金の交付）

第三十五条　事業団は、採掘権者又は租鉱権者がその石炭鉱山における鉱業を廃止して当該採掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合であつて当該採掘権又は租鉱権が次の各号に適合するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、石炭鉱山整理促進交付金（以下この条から第三十五条の五まで及び第三十五条の七において「交付金」という。）を交付することができる。

一　交付金の交付の申請の日前六月以内にその採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区において事業が休止されたことがないこと。

二　その採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の品位及び生産能率が石炭鉱業合理化基本計画に定める交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

三　租鉱権の放棄の場合にあつては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。

四　前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

（公示）

第三十五条の二　事業団は、前条の規定により交付金の交付を受けることとなつた者（以下「廃止事業者」という。）に係る採掘権又は租鉱権の消滅の登録が行なわれたときは、すみやかに、当該廃止事業者について交付金を交付する旨及び当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2　前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額に同項の政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならない。

（賃金債務及び鉱害の賠償債務の弁済）

第三十五条の三　事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五条の規定により交付することとなつた交付金の額（以下「交付金額」という。）に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該廃止事業者に代わつて次に掲げる債務の弁済を行なう。

一　廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する賃金の支払の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの

二　廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に関する鉱害の賠償債務

2　前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額に同項の政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならない。